

# 学校死亡事故をめぐる「救済」と法(一)

——ある訴訟事例の検討を手がかりに——

小佐井 良太

## I. はじめに

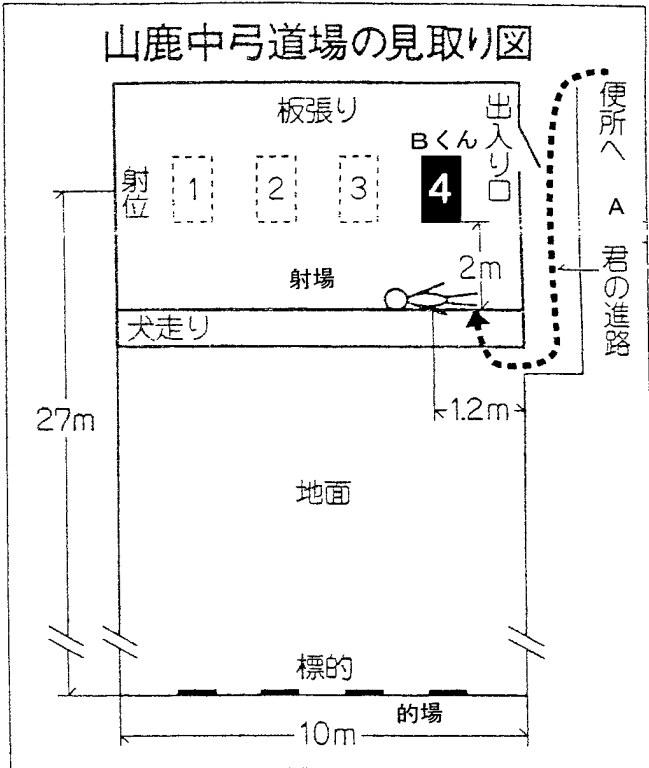
## II. 事件の概要と展開

1. 事件経過の概要
2. 事故発生の状況
  - (1) 新聞記事の伝えた事故状況
  - (2) 「実況見分調書」の内容
3. 訴訟における原告・被告双方の主張
4. 事件の展開
  - (1) 事故後、提訴までの動き
  - (2) 提訴後の動き

## III. 検討

1. 本件事件の訴訟を通じた法的紛争解決のあり方の検討
  - (1) 本件事件における双方代理人弁護士的事案認識と訴訟戦略
  - (2) 訴訟上の和解による解決の解釈をめぐって
  - (3) 「使い勝手の悪い訴訟」: 「損害額の壁」がもたらす影響  
(以上、本号)
2. 学校事故災害見舞金制度と事故の再発防止体制の検討
  - (1) 学校事故災害見舞金制度: その意義と限界
  - (2) 学校事故報告書制度の「機能不全」
  - (3) 学校弓道関係者による本件事故の受け止め方
3. 事件をめぐる「地域/第三者」の反応
  - (1) 「一市民」の反応
  - (2) マスコミ関係者の反応
  - (3) 市議会議員の反応

## IV. むすびにかえて



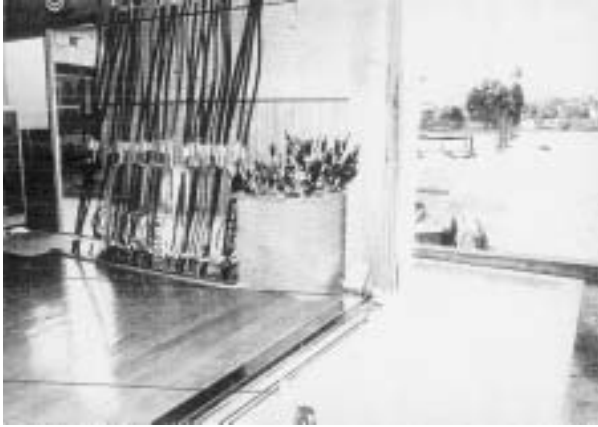
【山鹿中学校弓道場見取り図】

\*朝日新聞1995年5月9日付朝刊記事に掲載された図をベースに、被害生徒の実名を「A君」とした他、図中に「射場」「的場」の文字を加える等、筆者が一部修正を加えている。

図上部の「板張り」部分が矢を放つ射場、図下部の「標的」部分が的場。

図右側に点線の矢印で示されているのが、被害生徒・A君の進路。図右側上部にある「出入り口」を利用せず、射場正面脇（矢印の先端部分）から射場内へ進入、B君の放った矢を正面から頭部に受けた。

図上部の黒抜き数字「4」が、矢を放った生徒・B君の立ち位置。



【写真①（現場検証写真9号）射場正面脇と矢立て・弓立ての位置】

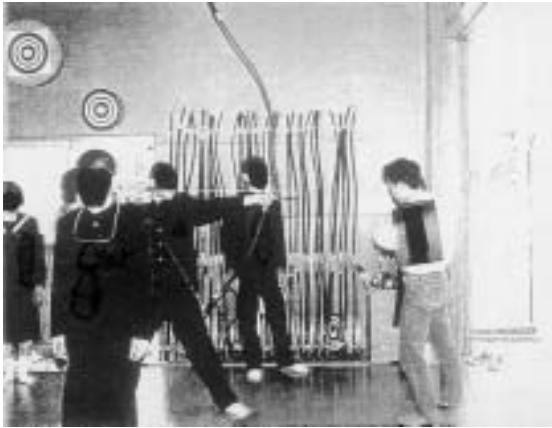
被害生徒・Aくんは、写真中央に写っている矢立て付近の射場正面脇から射場内に入った。

写真左手奥に写っているのは、本来の射場への出入り口。



【写真②（現場検証写真31号）射場正面脇から射場内へ入るAくん（再現）】

写真右端に写る人物がAくん（警察捜査員による再現）。写真左端2人目の位置で弓を構えているのが、矢を放った生徒Bくん。



【写真③（現場検証写真37号）横から見たAくんとBくんの位置関係（再現）】

写真右端に写る人物がAくん（警察捜査員による再現）。写真中央左寄りで弓を引き、放矢体勢に入っているのがBくん。



【写真④（現場検証写真38号）放矢寸前のBくんを後方から見たもの（再現）】

写真中央に写る人物がBくん。Bくんの後方からの的場方向を写した写真。矢を放つ寸前のBくんの正面に、Aくん（警察捜査員による再現）が位置している。

## I. はじめに

### 【問題の所在と本稿の目的】

近年、教育の現場をめぐるさまざまな問題の噴出を受け、教育改革／再生を掲げる政権の下、現行制度を見直し、整備することを目的とした動きと議論とが活発に繰り広げられている。中でも世論の関心を集めているのは、続発した「いじめ自殺」事件への対応であり、また、いわゆる「モンスターペアレント」と呼ばれる「困った親たち」による学校への苦情対応をめぐる問題ではないだろうか。「いじめ自殺」の問題をめぐっては、子どもたちのいじめの「質」や内容が変化しつつあるとの指摘がなされる一方で、他方、児童／生徒の自殺という事実を突きつけられてもなお、「いじめ」の存在そのものの認定あるいは自殺との因果関係の認定に消極的な学校・教育委員会の姿勢、その「隠蔽体質」が相変わらず問題とされている。また、「困った親たち」が学校現場に寄せるさまざまな「理不尽要求」への対応をめぐっては、弁護士をメンバーの一員に加えたサポートチームを設置して法的対応までを視野に含めた「毅然とした態度・対応」をとることが目指されるなど<sup>(2)</sup>、学校現場と親・保護者、地域ないし社会との関係性の構図が大きく変容しつつある現状<sup>(3)</sup>を指摘することができるだろう。

そうした中、2001年に大阪教育大学附属池田小学校で起きた児童連続殺傷事件に代表されるような学校現場への不審者／凶悪犯罪者の侵入事件発生によりクローズアップされた、学校現場（登下校時の通学路も含む）における児童・生徒の安全確保という問題、いわゆる「学校安全」に関する議論状況は、学会・研究者らによる「学校安全法／学校安全条例」に関する積極的な提言<sup>(4)</sup>がなされるなど地道な取り組みが続けられているものの、かつてと比べれば、やや世論の関心が後退しているように思われてならない。とりわけ、学校管理下で起きる児童・生徒の災害事

故をめぐる問題は、死亡事故に至るようなケースを中心に、事故後の学校側の対応及び事故の再発防止体制という面から見て、重大な欠陥を抱えたままの現状が依然として続いているものと言わざるを得ない。

こうした問題状況を経験的に検証する資料としては、学校管理下で実際に起きた死亡事故ないし重大な後遺障害事故の遺族・両親等による数々の手記<sup>(6)</sup>の存在に、やはり注目すべきであろう。かけがえのないわが子の生命・健康を事故により奪われた被害者遺族・両親らによる切実な訴えの「声」に耳を傾け、その内容を子細に検討すれば、学校管理下で起きる児童・生徒の災害死亡事故をめぐる問題が法的紛争へと発展する一般的な背景ないし構造的要因の存在に気づかされる。端的にそれは、災害死亡事故をめぐる適切な情報開示に基づく徹底した真相究明がなされないことであり、併せて、真相究明に基づく将来的な事故の再発防止体制が制度的に構築されていないこと、及びこれらの問題状況をめぐる学校側の対応に誠意が見られないこと、そして、地域・社会の側での問題に対する理解・関心の無さ／低さ、として指摘できるだろう。さらに言えば、こうした状況を打開する手段として有効であるべき訴訟を中心とした法的紛争解決手続の枠組みは、事故に起因する紛争の法的解決に際して実際にどの程度有効に機能しているのか、事故の被害者遺族たちにとって真に利用しやすい制度としてその期待に応えられているか、また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの下で運営がなされている災害共済給付制度に基づく死亡見舞金給付<sup>(7)</sup>は、被害者遺族にとって被害の「救済」機能を十分に果たし得ているか、概要こうした点が、「法の現場」に着目して制度の作動実態につき学問的な検証に付することを使命として掲げる法社会学の観点から、問われねばならないのではないだろうか。

以上のような問題関心に基づいて、本稿は、ある学校死亡事故(中学校における部活動中の死亡事故、詳細については後述)に起因する紛争事例を対象とした法社会学的紛争事例研究に取り組むものである。学校死

亡事故をめぐる個別具体的な紛争事例の詳細な展開を、被害者遺族両親(子どもを亡くした両親)及び関係者への聞き取り調査によって得られた経験的データを中心に、フィールドワーク/エスノグラフィーの手法に基づく形で主に被害者遺族両親の視点に立ちながら記述・構成し、その法社会学的な分析を試みる<sup>(8)</sup>。とりわけ、学校死亡事故の「救済」に関わる現行制度である「独立行政法人日本スポーツ振興センター・災害共済給付制度」の下での被害「救済」のあり方と民事訴訟(損害賠償請求訴訟)との関係、及び事故の再発防止体制について法社会学的な検討を加えることが、本稿の目的である。

また、本稿がこうした個別具体的な紛争事例を対象とした詳細な検討を試みるその背景には、かつての「隣人訴訟」事件に対する筆者の問題関心<sup>(9)</sup>が存在している。かけがえのない子どもの命が失われた事故に起因する紛争という点に着目すれば、「隣人訴訟」事件は、本稿が取り挙げる紛争事例と同じ系譜に属していると位置づけて差し支えないだろう。そうした意味で、「隣人訴訟」事件をめぐるかつての法学/法社会学的議論<sup>(10)</sup>を手がかりとして、本稿において検討すべき法社会学的論点/命題を大まかに整理して示せば、まず、紛争解決のあり方という面から、子どもの命が失われた事件の「解決」はどのようになされるのが望ましいのかという問題(訴訟制度やADR等、紛争解決制度の利用にかかわる問題)、次に、こうした紛争の解決に法の専門家としてかかわる弁護士について、そのかわり方の問題及び果たすべき役割といった問題、さらに、紛争当事者と紛争を取り巻く周囲の第三者との関係、その法-社会的文脈といった点を主たる問題として取り挙げ、検討に付すこととしたい。

### 【調査方法・対象・時期】

本稿が検討の対象として取り挙げる「ある学校死亡事故(中学校における部活動中の死亡事故。以下、「本件事故」とする)」は、熊本県下の中学校で1995年5月に起きている(詳細については、後記、「II. 事件の概

要と展開」参照)。事故の発生から既に12年の年月が経過しているが、筆者による調査そのものは、主として1998年から2000年にかけて行われた(一部について、2005年にも補足的調査を行っている。詳細は、後述)。調査方法は、主として、事故の被害者遺族両親及び各種関係者に対して録音機器を使用して行った対面での聞き取り調査であり、併せて訴訟記録を中心とした各種文書資料調査を行っている。聞き取り調査の対象者は、①事故により子どもを亡くした遺族両親(後に提起された損害賠償請求訴訟における原告両親)、②原告・被告(=学校設置者、等)双方の代理人弁護士、③日本体育・学校健康センター(当時。現在は、独立行政法人日本スポーツ振興センター)災害共済給付担当職員(熊本県支部、福岡県支部)、④熊本県PTA災害見舞金安全会職員、⑤事故が起きた中学校が存在する地域の一般市民、⑥同地域の市議会議員、⑦事故/裁判報道に携わったマスコミ関係者、⑧事故の舞台となった部活動(学校弓道)の関係者、等である(それぞれの調査対象者に対する聞き取りの時期等、詳細については、本稿の最後に別途一覧の形で示す)。

### 【本稿における筆者のスタンス】

以下、本稿での考察に入る前に、筆者と遺族両親(原告両親)との出会いの「場面」について、また、本件事故を調査・検討する筆者のスタンスについて、特に触れておくことにしたい。本稿において紛争事例研究を行う法社会学研究者としての筆者自身のスタンスは、フィールドワーク調査の過程において当初から一定のものであったわけではなく、筆者自身のパーソナルな事情(後述)を背景としつつ、調査者として常に「ゆらぎ」<sup>(1)</sup>続けてきたからである。だが、結論を先取りして言えば、本件事故に対する調査者としての筆者のスタンスは、遺族両親(原告両親)との最初の出会いの場面で受けた印象、遺族両親が抱えていた「死別の悲しみ」に伴う「重さのインパクト」に強く影響を受けたことは間違いない。このことにより、本稿では、フィールドワーク調査を開始した当



初の段階から本稿執筆の時点に至るまで一貫して、本件事例について一方当事者が「死別の悲しみ」を抱える紛争／訴訟事例として意識し続けてきたことを述べておかなければならない。ただし、そうした問題関心は、筆者がかつて行った別の紛争事例研究<sup>(12)</sup>のように、調査開始の当初から全面にわたって強く意識されたものというよりはむしろ、問題意識として未消化なまま漠然とした形で、しかし、調査・分析の過程で常にどこかで意識され続けていた、いわば「通奏低音」的な問題関心としての位置づけを持っていたと言えることができる。このことは、本稿が紛争事例研究として、その調査の最初の着手から執筆がなされている現時点に至るまでの過程／背景として、敢えて触れておくべき重要な点であるものと筆者は考え、敢えてこうして記述を行う次第である。

さて、筆者がこの事故を最初に知ったのは、事故に関する新聞報道がきっかけである。その後、本件事故を起因とする損害賠償請求訴訟が提起されたが、偶然にも筆者は、同訴訟事件の原告側代理人を務めていた弁護士（以下、「C弁護士」とする）と個人的に知り合う機会を得ることができた。このC弁護士の紹介を受ける形で、本件事故により子どもを亡くした遺族両親（原告両親。以下「Aさん夫婦」とする）とも出会うことができた。1998年5月のことである。当時、Aさん夫婦が原告当事者となった本件事故をめぐる民事訴訟は、提訴から2年目を迎えて熊本地裁に係属中であった。出会いが実現した場所は、C弁護士の事務所（所在は熊本市内）においてである。

筆者は、この時のAさん夫婦との出会いを今も鮮明に覚えている。それは、筆者が初めて、子どもを失った両親の「死別の悲しみ」に連なる「重さ」の一端に触れることになった瞬間だった。それはおおよそ、以下のような状況だった。

私は、その場面を思い返すたび今も、言い知れない圧迫感・緊張感に胸が締めつけられてならない。

1998年初夏のある日、指定された時間よりもやや早く、私はとある弁護士事務所を訪ねた。緊張感は無論、存在していた。初対面の人と会い、自らの「素性」を明かすと共に「自分がなぜ、この場にいるのか」について、わかりやすく挨拶する…。それが、その日私に課せられていた「最大の使命」だった。

弁護士事務所のドアを開けるまでの私の緊張感、しかし、まだどこか瑞々しさをはらんだものだった。心地よい緊張感、とでも言うべきだろうか。気後れを感じつつも、誠心誠意、きちんとした態度で臨めば、越えられない関門ではないように思われた。何しろ、まだ初対面の挨拶に過ぎないのだから。

事務所の応接スペースは、ドアを開けた正面やや奥に設けられていた。そこでは既に、一組の夫婦が座を占めていた。初対面で面識はなかったのだが、私はそこに座っている夫婦こそが、Aさん夫婦に違いないと直感した。

直感は正しかった。こちらは既に何度か顔を合わせていた事務員の女性が、弁護士が他の来客と応接中であることを私に告げながら、不安げな表情を浮かべていたのであろう私に対して、件の夫婦がAさん夫婦に相違ないことを小声で教えてくれた。

最初私は、弁護士からの紹介があるまで、Aさん夫婦への挨拶を控えようかと迷った。だが、弁護士の手はまだ空きそうにない気配だった。紹介を受けるまでの時間を、Aさん夫婦と向かい合う形で応接スペースに控えなければならない状況にあると気づいた私は、ひとまずAさん夫婦に挨拶の口上を切り出すことに決めた。

私は、手帳から手製の名刺を取り出し、Aさん夫婦に声をかけた。

「…失礼ですが、Aさん夫婦でいらっしゃいますよね？」

Aさん夫婦が、怪訝そうな表情で私を見つめてくる。私は、高まる緊張を覚えながら、もう一度、言葉を繰り返した。そこでやっと小さく、「はい…」という返事が返ってくる。先ほど取り出した名刺を夫婦それぞれ宛に一枚ずつ差し出ししながら、私は言葉を続けた。

「…あの、私、弁護士のC先生からお話があったかと思いますが、九大の大学院生で小佐井と申します。…今日は、お子さんの裁判…と言いますか、事件についてお話を聞かせていただければ、勉強させてもらえればと思ひまして、参りました」

この間、Aさん夫婦は終始無言のままだった。「お子さんの…」辺りから心なしか二人ともその表情が陰しくなっていくように思われた。そのことを意識した途端に、私は、自分の中で一気に緊張が高まると同時に、言い知れぬプレッシャーに突如として身を押し包まれる感覚に襲われ始めた。

瞬時を経ずして、私の頭はパニックに陥っていた。貧血を起こしたときのような、めまいにすら近い感覚を味わっていた。様々な思いが瞬時に去来する中で、そのとき私を最も強く支配していたのは、なぜか後悔の念だった。自分の存在が、ひどく場違いなものに思え、何か取り返しのつかないことをしてしまったように思えた。

しかし、自己紹介を始めた以上、いまさら引き返すことはできないのだ…そう思い直して、私は言葉を続けた。

「…私は、法律を勉強していますのと、あと、私は高校で3年間、弓道をやっていたものですから、お子さんの事故を新聞で拝見したときには、どうしてこんなことが起きたのだろうと、非常に腑に落ちなかったものですから、それで、弓道を少しでも知っている者として、私の知識が少しでもお役に立てばと思ひまして、お願いした次第です」

前もって準備していた挨拶の言葉は、全く頭から消えうせていた。そこでの私は、ただ意味のない言葉をたどたどしく並べているに過ぎない存在だった。私はただひたすら、逃げ出したい気分だった。

Aさん夫婦は、ただずっと、私が手渡した名刺の表に目を落としている様子だった。形容しようのない重苦しい空気ばかりが漂っていた。

以上、敢えて「ルポルターージュ的な文体」を用いてAさん夫婦との出会いの場面を描いてみた。敢えてこのような方法をとるのは、そうすることでしか、Aさん夫婦との出会いの場面で筆者が経験した「重さ」のインパクトを適切に伝える術が見つからないように思えるからである。<sup>(13)</sup>このように、Aさん夫婦との最初の出会いの印象が筆者にとってあまりに強烈な体験であったため、既に触れたように筆者の問題関心は以降、この時の「言い知れぬ重さ」そのものに対する関心へと変化して行った。その意味で、Aさん夫婦との出会いは、筆者にとって現在の本稿執筆時に至る原点に他ならない。

最後に、もう一点、本件事故に関わった筆者の「パーソナルな事情」について触れておく。筆者は、高校時代の3年間、学校での部活動として弓道を選択した弓道経験者である。本稿で取り挙げる本件事故は、この後すぐに触れるが、弓道（学校弓道）という一般にはそれほどなじみのない「マイナー」な競技を舞台として発生している。そのため、事故状況の詳細等の面で弓道に親しみの無い読者にはわかりにくい部分があることも否めないが、筆者は高校時代3年間だけという極めて限られた経験ながら、一人の「弓道経験者」としてのパーソナルな視点／スタンスを筆者なりに駆使して、本件事故発生の状況や責任の所在、将来的な

事故の再発防止対策等の観点で独自の見解を見出しているつもりである。筆者のこうした「パーソナルな事情」は、フィールドワーク調査の過程においても、調査対象者との関係で「法社会学研究者」としてだけでなく、「弓道経験者」という位置づけをも与えられて理解されていたことを、述べておかなければならない。また、そもそも筆者が本件事故を紛争事例研究の対象として取り挙げ、調査を始めるに至った動機の面でも、一人の弓道経験者として本件事故が「なぜ、起きてしまったのか」という「個人的な関心」に強く規定されていたことも、述べておく。

## Ⅱ. 事件の概要と展開

ここではまず、事故発生から提訴、和解に至るまでの事件の経過を年表形式で概観する<sup>(14)</sup>。次に、事故発生の状況を主として新聞記事の記述によりながら、また、部分的に事故後警察によって作成された現場検証(実況見分)調書の記述を用いて補足しつつ、整理しておく。そして事件の展開につき、「事故後、提訴までの動き」と「提訴後の動き」に大きく分けて、できるだけ詳しく記述を行う。

### 1. 事件経過の概要

1995年5月8日 熊本県山鹿市立山鹿中学校弓道場において、弓道部の部活動練習中、部員Bくん(当時中学3年生)の放った矢が、部員Aくん(同3年生)の頭に刺さる事故が発生。Aくんはすぐさま近くの病院に運ばれるも、意識不明の重態。その後搬送先の病院から熊本市内の別の病院へ転送される。事故発生時、顧問教諭は学年会議に出席しており、不在。折しもこの日は、4月に新しく入部した1年生の初練習の日であったが、生徒たちだけで練習を行っていた。事故後、熊本県警山鹿署が業務上過失致傷の疑いで現場検証を行う。

5月9日 朝刊各紙が事故を報道。山鹿中学校では臨時の全校集会が開かれ、生徒全員とほとんどの職員が出席。校長より事故発生の状況と経過説明。

Aくんの容態の快方を祈るコメント。全部の部活動をしばらくの間自粛することが報告される。また、集会前に開かれた臨時的職員会議では、課外活動の安全指導徹底について申し合わせがなされる。山鹿市教育委員会は、午前、小学校と市立幼稚園を含む緊急校長会議を招集、事故防止を指導。山鹿署は前日に引き続き、現場検証。

5月11日 事故から3日後の19時56分、Aくん、脳挫傷のため入院先の病院で死亡。

7月10日 Aさん夫婦（Aくん両親）に対し、日本体育・学校健康センター（当時）より「死亡見舞金」として金1,700万円、同じく熊本県PTA災害見舞金安全会より「死亡見舞金」として金1,800万円、合計金3,500万円が給付される。

9月某日 熊本県警山鹿署は、山鹿中の校長と顧問教諭を業務上過失致死の疑いで熊本地検に書類送検。

11月2日 山鹿中学校PTAは熊本地方検察庁を訪れ、業務上過失致死の疑いで書類送検された校長と顧問教諭の寛大な処置を求める嘆願書を一万人の署名を添えて提出。嘆願書提出の趣旨は、2人の教諭が起訴されれば①中学の部活だけでなく、教育活動全体に支障をきたす、②市民や保護者の厚い信頼が揺らぎかねない、というもの。「校長と顧問はとても熱心な先生。起訴されるようなことがあれば、部活の顧問のなり手がなくなるのではないかと心配している」とPTA会長はコメント。

1996年2月5日 熊本県教育委員会は山鹿中校長に対し「監督不十分」として減給処分（10分の1、3ヶ月）に、また顧問教諭を戒告処分とした。

3月18日 Aさん夫婦、学校の管理者である山鹿市と矢を放った生徒Bくん（未成年のため法定代理人は両親）を相手取り、慰謝料など金約2,865万円の損害賠償を求める裁判を熊本地裁に提訴。訴状は、Aくんの事故による死亡につき、「学校側が指導監督を怠ったため」であり、また矢を放ったBくんが「十分な安全確認を怠った」ためとした。学校側の過失については特に、①弓道場の射場正面からの出入りについて専用通路などの安全設備を設けていなかった、②普段生徒の出入りについて指導をしなかった、③事故当日、顧問の教諭が不在だった、などの過失があったとした。原告となったAくんの父親は「事故後、学校や市に反省と原因究明の姿勢が感じられなかった。再び同じような犠牲者を出してほしくないと思い、裁判に踏み切った」とコメント。被告となった山鹿市長は「訴状を見ていないので何とも言えないが、厳粛に受け止めて適切な対応をしたい」とコメント。

5月15日 熊本地裁において、訴訟の第一回口頭弁論が開かれる。被告側、「学校側の監督・指導に特段の落ち度はなく、矢を射た生徒にも何ら過失はない」とする答弁書を提出。また「弓道場の出入り際には声を掛けさせるな

ど、安全確保の指導は特に徹底させていた」として請求の棄却を求める。

9月17日 熊本地方検察庁、山鹿中学校長及び顧問教諭に対する業務上過失致死罪につき不起訴処分を決定。

1997年11月13日 矢を放った生徒Bくん（法定代理人・B両親）との間で訴訟上の和解成立。和解条項は次の通り。①被告Bは原告らに対し、本件事故の発生について遺憾の意を表明し、弔慰金として金200万円を支払う。②…（以下略）。

1998年7月24日 第13回口頭弁論。原告側証人尋問。証人は、事故当時弓道部のキャプテンだった生徒。

10月22日 第14回口頭弁論。被告側証人尋問。証人は、事故当時の弓道部顧問教諭。以後、和解勧誘が模索される一方で、弁論準備手続に戻り、争点整理がなされていく。

1999年3月12日 熊本地裁、両当事者に対し和解を勧告。その中で「市には課外活動で生徒の安全を図る適切な措置を怠った過失があり、弓道場の管理に瑕疵があったため、事故が発生した」として、市の責任を指摘。

6月2日 山鹿市長、裁判所の和解勧告に従い、和解案を受け入れる旨を表明。6月7日から始まる山鹿市議会6月定例議会に、300万円の賠償金を支払う一般会計補正予算案を提出すると発表。

6月29日 山鹿市議会6月定例議会、和解金300万円の支払いを求める補正予算案を原案通り可決。

6月30日 Aさん夫婦と被告山鹿市との間で訴訟上の和解成立。

## 2. 事故発生の状況

以下では、初めに事故発生時の状況について、事故を報じた新聞記事の記述によりながら確認を行う。その上で、事故状況の理解において特にポイントとなる点を整理する。これには、熊本県警山鹿警察署が事故後に行った現場検証を基に作成した「<sup>(15)</sup>実況見分調書」の内容を適宜、引用・紹介する形で用いることにする。同調書（以下、単に「調書」と記す）は、事故状況を記述した公式文書として最も詳細な記録であり、実際には事故状況について不正確な内容しか伝えていない新聞記事（この点については後に詳述する）と比較することで、より正確に事故状況を把握することが可能になるものと思われる。

なお、実際の「調書」には、多くの検証写真が用いられると共に写真

についての説明が付されている。このうち、事故状況理解に不可欠と思われる写真については、本稿冒頭で写真①～④として掲載している。事故が、一般にはあまりなじみのない弓道という競技をめぐって起きている関係上、事故状況の理解において視覚的な情報をもつ説明力は、言葉による説明にも増して何よりも得がたいものであると考える次第である。

### (1) 新聞記事の伝えた事故状況

事故の発生とその際の状況については、地元紙（熊本日日新聞）及び全国紙3紙の記事内容を確認しておきたい。<sup>(16)</sup>いずれも事故発生翌日の1995年5月9日付朝刊記事である。なお、各紙とも伝える事故状況の内容に微妙な違いが生じている点に留意されたい。

<熊本日日新聞>

**山鹿中・弓道部の練習中**

**額に矢刺さり重体**

8日午後3時40分ごろ、山鹿市\*\*の山鹿中（\*\*\*校長、960人）弓道場で、練習中の弓道部員の放った矢が、同市\*\*、会社員Aさんの長男で3年生A君の額に刺さった。A君は熊本市内の病院に運ばれたが、アルミ製の矢（長さ約130㍎）が左目の上に深さ10㍎ほど刺さっており、意識不明の重体。

山鹿署の調べでは、事故当時、射場（幅約9㍎、奥行5㍎）では、部員11人が約21㍎離れた4カ所的に向けて練習していた。A君は部員2人とトイレに行き戻る途中、1人だけ誤って練習中の部員の背後の入り口ではなく、部員の前に出たため、3年男子生徒の放った矢が当たったらしい。

事故当時、顧問の教諭2人は職員会議で生徒たちだけで練習していた。矢を放った生徒は矢を射るまでA君には気がつかなかったという。

同部男子は4月に行われた全日本武道練成大会県予選で優勝した強豪。7月下旬の全国大会の出場が決まっている。A君は昨年4月に入部した。

\*\*\*教頭は「大変な事故が起き残念。今はA君の回復を祈るしかない」と話している。



<朝日新聞>

### 熊本・山鹿 頭に矢刺さり中3重体

部活中、射手の前横切る

8日午後3時40分ごろ、熊本県山鹿市\*\*の市立山鹿中学校（\*\*\*校長、生徒961人）の弓道場で、弓道部員が練習中、3年生男子部員の射た矢が同市\*\*、会社員Aさんの長男で、3年生のA君の左前額部に突き刺さった。矢は深さ10㌢に達し、A君は熊本市内の病院に運ばれたが、意識不明の重体。

熊本県警山鹿署の調べでは、矢は長さ1㍎、太さ約7㍎のスチール製。A君と射手の距離は約2㍎。弓道場は、矢を射る場所には屋根と壁があるが、的までの間は周囲より地面が高くなっているだけで壁はない。A君は、弓道場の外にあるトイレから戻った後、壁のない所から中に入り、的と射手の間を、射手から見て死角となる左側から右側に横切って板張りに上がろうとしたらしい。

学校側の話では、A君は事故直前に「目にごみが入った」と言っていたという。同署は、現場にいた部員から事故当時の詳しい状況を聴いている。

同部は4月30日にあった県大会で優勝し、7月の全国大会に向けて練習していた。事故当時、弓道場内では女子部員2人を含む3年生部員8人が練習していた。顧問の教諭は、学校内の会議に参加中で、弓道場にはいなかったという。

同部は男子チームが1993年、94年と2年連続全国大会に出場した強豪で、九州でもトップレベル。昨年、日本武道協議会から表彰されている。

\*\*\*山鹿中教頭の話

指導教諭2人は午後3時10分からの学年職員会議に出席して立ち会ってなかったが、事前に練習メニューを指示しており、事故防止には十分気をつけていた。事故の時は標的に当たった矢を拾う役目の1年生2人も道場横に待機して、4人全員が射終わるのを待っていたようだ。

<読売新聞>

### 頭に矢刺さり重体

山鹿 弓道練習中、横切る

8日午後3時40分ごろ、熊本県山鹿市\*\*、山鹿中学校（\*\*\*校長、生徒961人）の弓道場で、部員の3年、A君の左目の上数㌢の側頭部にスチール製の矢（長さ99㌢）が突き刺さり、病院に運ばれたが重体。

山鹿署の調べによると、部員4人が21㍎離れた射的に向かっていた時、A君が4人のすぐ前を横切ったらしい。

学校側の説明では、午後3時半から部員11人で練習中。顧問教諭2人は学年単位の職員会議に出席しており、弓道場にいなかった。部員は「矢を射るまで気づかなかった。なぜ横切ったかはわからない」と話している。A君は事故直前に「目にごみが入った」と言っていた、という。



弓道部は4月の県大会で優勝、7月の全日本少年武道練成大会を控えている。\*\*\*教頭は「練習前、主将が担当教諭に練習メニューを聞きにくるなど安全には十分注意している。どうしてこんなことになったか分からない」と話している。

<毎日新聞>

### 熊本の中学弓道部

#### 頭に矢ささる

3年男子、意識不明の重体

8日午後3時40分ごろ、熊本県山鹿市\*\*、市立山鹿中学校(\*\*\*\*校長)の弓道場で、3年の弓道部員、Aさんの頭に、別の3年生の部員が射た練習用のスチール製の矢(長さ99㍍)が刺さった。Aさんは熊本市の病院で手当を受けているが矢は額の左上部分に貫通寸前まで刺さっており、意識不明の重体。

山鹿署や学校などによると、放課後の部活動の練習中で、Aさんを含め3年生9人が道場におり、うち4人が横に並んで弓を射ていた。列の一番左端の部員が矢を放った瞬間、Aさんがこの部員の1㍍ほど前を横切ろうとして矢が当たった。Aさんはトイレに行って、帰ってきたところだったという。

同部は部員約20人で、同中の教諭2人が指導しているが、事故時は職員会議中で2人とも不在だった。

以上、地元紙を含め新聞4紙が報じた事故状況について確認した。ここで、事故状況を理解する上でポイントとなる点を改めて確認しておきたい。

まず、被害に遭った生徒A君は、別の3年生弓道部員であるB君の放った矢を極めて至近距離(1~2㍍)から頭部に受けていることである。矢は深く刺さっていて、A君は病院へ運ばれたものの重体であり、後に亡くなっている。

次に、A君がそうした至近距離から矢を受けることになった原因としては、各紙とも、被害生徒であるA君が「射手(B君の)前を横切った」あるいは「前に出た」という状況を伝えている。さらに記事によっては、この時A君の「目にゴミが入った」とする状況を伝えてもいる。

さらに、事故発生当時、練習は生徒のみで行われており、事故現場に顧問教諭が立ち会っていないことが指摘されている。この点について

て記事によっては、「事故防止には十分気をつけていた」とする学校側（教頭）のコメントを伝えている。

以上3点が、事故状況理解において概ねポイントとなる点である。次にこれら3点について、より詳しく状況を説明している「実況検分調書」の内容を確認しておきたい。この作業を経ることにより、事故発生の原因や背景について大まかな理解が得られるものと思う。

## （2）「実況見分調書」の内容<sup>(17)</sup>

ここでは「調書」の内容から、事故状況の理解にあたって特に重要となる部分のみを抜粋する形で確認しておく。それは、「調書」記載内容のうち主として「実況見分の経過」に関する部分である。

なお、当該部分の記載内容を項目のみ記しておく、以下の通りとなる。

- 1、現場の位置
  - 2、現場付近の状況
  - 3、現場の様相
    - (1) 現場敷地内の状況
    - (2) 現場建物の状況
    - (3) 射場内の状況
  - 4、被害の様相
    - (1) 被害者が行射している状況
    - (2) 被害者がトイレへ行こうとした時の状況
    - (3) 被害者がトイレから戻ってきた時の状況
    - (4) 被害者が射場へ入ろうとした経路の状況
    - (5) 被害者が射場へ入った時の状況
    - (6) 被害者が射場へ入った後の状況
    - (7) 被害者が\*\*\*\*（Bくんの氏名：筆者注）の前に立った時の状況
    - (8) 被害者に矢が刺さり倒れた時の状況
- <\*以下、略。5、証拠資料 6、天候 7、参考事項>

このうち「1、現場の位置」、「2、現場付近の状況」、「3、現場の様相

様 (1) 現場敷地内の状況」については省略する。<sup>(18)</sup>問題となるのは、続く「3、現場の模様 (2) 現場建物の状況」に関する説明からである。ここでは山鹿中弓道場の構造について説明している。

「弓道場は、鉄筋コンクリート造り平屋建の倉庫兼射場と、木造トタン葺き平屋建的場からなっている。射場と的場との間の矢道は、長さ2,510センチメートルであり、屋根はなく、矢道の左右に矢道への侵入を防止する柵等の施設はない。矢道の北側は、高さ60センチメートルの土手並びに高さ80センチメートルの土留用コンクリートから段下がりになって、グラウンドとなっている。矢道の南側は、高さ250センチメートルの石垣を隔てて畑地となっている」

上記記述から見出されるのは、山鹿中弓道場の狭さであり、安全設備面での不備である。まず、射場と的場との間の矢道の距離が、通常28㍎をもって標準とされているのに対し、3㍎ほど短い。また射場そのものが別の体育用倉庫と背中合わせに作られており、必要とされる十分な奥行きを持ってない作りとなっていることがわかる。そして結果的に、これら弓道場の構造における「ゆとりのなさ」が、その運用においても影を落とすこととなり、事故の発生に間接的に寄与したと思われることを、まず指摘しておきたい。

さらに、この時点で早くも、この弓道場の安全面での決定的な不備が露呈している。「矢道の左右に矢道への侵入を防止する柵等の施設はない」と記載されているのがそれである。これは端的に言って、弓から放たれた時速百数十キロにも達する矢の飛び交う「矢道」と呼ばれる部分に、人が簡単に「侵入」できることを意味する。これも弓道場の標準的な仕様では、あり得ない構造である。実際、後の訴訟において、この事故以前にも弓道場と接するグラウンドを利用していたサッカー一部員らが弓道部の練習中、ボールを追いかける等して矢道に侵入するという事件が少なからず起きていたことが証言されることになる。

次に、「3、現場の模様 (3) 射場内の状況」について。

「射場内には、射場、男子更衣室、女子更衣室があるが、射場は、間口720センチメートル、奥行き450センチメートルの板間で、北側の壁際には、矢立、弓立がある。射位線については、線の表示はないものの、男子更衣室と射場との間の仕切版に射位と記載した板を打ち付け、その位置の床板の切れ目の線を射位線として使用している。また、的は、4的があるが、各的の射位については、射場の東側端の床板に、画鋏を指して目印としている。しかし、第4的の画鋏については、抜けてなくなり、痕跡が残っているだけである。同痕跡については、画鋏の針の穴と、その周りに傘の跡が、半円分くらい残っているだけである。また、玄関内側には、下駄箱が置いてあるが、棚の中には、弾（ゆがけ）、弓ケース、制服等が入れてある。射場内側の壁には、西側の壁に、表彰状、行事予定表、黒板、部旗、的等が、北側の壁に、的が、それぞれ貼り付けてあるが、行射にあたっての事故防止のための注意書等は見当らない。射場東側の犬走り上には、血痕が付着し、弾、靴等が散乱している…」

説明文中、「的は4的がある」とされている。実際、「調書」に添えられた写真を見ても、事故当時、4的を使用していたことが分かる。しかし、山鹿中弓道場の仕様は本来、3的までの使用を想定した作りとなっていた。したがって1的多い4的を使うと、それだけ射場に立つ人間の間隔が狭くなる。また、万が一放たれた矢が真っ直ぐ的に向かわず、あらぬ方向へと逸れて飛んで行った場合、それだけ危険性が増すこととなる。しかも、事故当日、矢を放ったBくんが射場内で立っていた位置は、4的に向かう位置として指定された位置よりもかなり後方（射場内、弓立て・矢立てが置いてある壁際）寄りだったことが検証の結果、明らかとなっている。このことの原因のひとつは、4的に向かう正位置が明確に示されていなかった点（文中、「画鋏の痕跡のみ」とされている）にも、求められるだろう。

またここでは、弓道場内の下駄箱についての記述から、下駄箱が実際は「物入れ」として使われていたことが分かる。これは、弓道場への出入りの際、本来の玄関がその機能を果たしていなかったことを間接的に裏付けている（このことの意味については、後述する）。

さらに、文中「行射にあたっての事故防止のための注意書等は見当ら

ない」となっている点にも、留意が必要である。この点は、事故前にどの程度の安全指導がなされていたかに関わる点である。

さて、「調書」では続く「4、被害の模様」において、具体的な被害状況の再現説明がなされて行く。このうち、「(1) 被害者が行射している状況」、「(2) 被害者がトイレへ行こうとした時の状況」及び「(3) 被害者がトイレから戻ってきた時の状況」については、重要度の点から見て記述を略する。ただ、それまで射場内で行射練習していた被害者Aくんが、被害直前に他の男子3年生部員2人とトイレに行くため射場の外に出たこと、並びにその際の出入りには射場玄関を使ったことだけは、後に関連が出てくるので記しておく。なおこの時、A君は「目にゴミが入ったと言って、目をこすりながら足洗場の水道へ行きました」とされている。

続いて「(4) 被害者が射場へ入ろうとした経路の状況」では、被害者Aくんが足洗場から事故当時、1年生男子部員らがいた射場正面脇へと近づき、側を通りすぎる様子が示され、以下「調書」の記述は、いよいよ被害状況の核心へと迫って行く。

まず、「(5) 被害者が射場へ入った時の状況」について。

「被害者（Aくん）が、射場へ入った時の状況について立会人\*\*\*\*（3年生女子部員①）は、『ここから靴を脱いで上がり、私の後を通して射場へ入りました』と説明し、<中略>また、立会人\*\*\*\*（3年生男子部員②）は、（3年生女子部員①）が指示した場所を示し、『みんなここから出入しています』と説明し、さらに『（Aくん）は目にゴミが入ったと言ってメガネをはずしました』と説明したので、仮想被害者において状況を再現した」

ここでは、Aくんが射場正面脇から靴を脱いで上がったという行動及びその具体的地点が問題となる。まず、こうした射場正面脇から射場に入る行為は通常、弓道場の利用方法として禁忌とされていることを指摘しておかなければならない。射場正面は矢道及び的場に向かっており、

行射時には射場内から放たれた矢が飛んでくる場所である。よって安全面から、たとえ射場壁沿いの脇に当たる部分でも、行射中であるか否かを問わず、射場への出入りに使用することは通常認められていない。射場への出入りは、別に設けられた出入り口もしくは玄関を使用するのが前提である。

しかし、「調査」文中からは、そうした弓道場利用にかかる禁忌が破られていたことが読み取れる。この点は特に重要となるので後に再び取り上げることになるが、射場正面脇からの出入りはAくんのみがこの時たまたま行っていたのではなく、立会人生徒（弓道部員）の証言にあるように「みんなここから出入りして」いたのである。

この点は、さしあたり、安全指導上極めて問題であることのみを指摘して、先に進むことにする。

次に、「(6) 被害者が射場へ入った時の状況」について。

「被害者（Aくん）が射場へ入った後の状況について立会人（3年生男子部員②）は、『左手で目をこすりながら前かがみになって奥へ入って行きました』と説明したので、仮想被害者において状況を再現した。このときの状況について立会人\*\*\*\*（Bくん；矢を放った3年生男子部員）は、『弓を引く動作に入っていましたので、（Aくん）には気づきませんでした』と説明し、状況を再現した」

ここでは状況を再現した写真（本稿冒頭、写真③、参照）において、射場内4的目の位置に立って弓をいっぱい引き絞った状態のBくん、そしてそのBくんが矢を放つ方向のほぼ真正面に体を移しつつあるAくんの様子・位置関係を見てとることができる。

さらに、「(7) 被害者が（Bくん）の前に立った時の状況」。

「被害者（Aくん）が、第四的の射位で弓を引いていた（Bくん）の前に立った時の状況について、立会人（3年生男子部員②）は、『目をこすったまま、

ふらふらっと(Bくん)の前に出ました』と説明したので、仮想被害者において状況を再現した。さらに、立会人(3年生男子部員②)は、『僕が思わず、「危ない」と言いましたところ、(Aくん)が顔を上げ、僕の方を向きました』と説明したので、仮想被害者において状況を再現した。立会人(Bくん)は、『誰かが僕の前に立ったのは分かりましたが、矢を放つ瞬間でしたので、どうすることも出来ませんでした』と説明した」

ここで再現されている状況は、まさにBくんの矢が放たれる直前の模様である。Bくんの弓につがえられた放矢直前の「矢の先端から(Aくん)の頭までの距離」は、「54cm」との説明がつけられている。新聞で報じられた距離よりもさらに近く、ほぼ「零距离」であったことが見て取れる。ここでの写真は、Bくんの背後に肉薄して的方向を撮影したもので、Bくんが矢を放つ方向を完全にふさぐ形でBくんの真正面に立つAくんの様子を再現している(本稿冒頭、写真④、参照)。

最後に、「(8)被害者に矢が刺さり、倒れた時の状況」について。

「被害者(Aくん)に矢が刺さり、倒れた時の状況について、立会人(Bくん)は、『僕の放った矢は、(Aくん)の頭に刺さり、(Aくん)は、後によるけるようにして倒れました』と説明し、立会人(3年生男子部員②)は、『後によるけるようにして倒れました』と説明したので、仮想被害者において状況を再現した。立会人\*\*\*\*(3年生男子部員③;後に原告側証人となるキャプテン)は、『(Aくん)に矢が刺さったのがわかりましたので、すぐに先生を呼びに行きました』と説明した」

ここでは、Bくんの放った矢がAくんの頭部を直撃したその瞬間・直後の様子について記されている。写真は、頭に矢を受け倒れこんだAくんの様子について角度を変えた位置から撮影しているが、この距離で放たれた時速百数十キロにも達する矢を避けることは、不可能である。事故現場に居合わせた生徒たちにとって、まさに悪夢以外の何物でもない瞬間だったに違いない。

以上、長くなったが「調書」に記載された内容について、ポイントを絞って確認してきた。ここまでの記述によって、ひとまず具体的な事故状況並びに事故の責任を考える上で重要となるいくつかの点を理解していただければ幸いである。

ここで再度まとめるならば、事故状況は、新聞が報じたように被害者であるAくんが放矢寸前の射手の前を危険も顧みず「横切った」というような単純な事案ではなく、山鹿中弓道場の構造及びその使用方法、またそうした施設面での特性を踏まえた安全指導の不備といった背景・原因が複雑に絡み合って起きた、ということである。

したがって、事故の原因を単に被害者であるAくん自身の過失に帰することも、また矢を放ったという一事だけを捉えて「加害」生徒であるBくんのみ責任とすることも、いずれも妥当であるとは言い難い。また、事故発生時顧問教諭が不在だったことのみが「学校の責任」としてクローズアップされることも、同じく妥当であるとは言い難いであろう。これらの点については、実際に、後の訴訟過程において原告・被告双方から問題とされて行くことになる。

### 3. 訴訟における原告・被告双方の主張

ここでは、提訴段階における原告・被告双方の主張について、原告については「訴状」の記載によりながら、被告については「答弁書」によりながら、整理しておくことにしたい。ここまで見てきた事故状況に照らして、原告・被告の双方が事故状況をどのように法律構成したのか、事件展開の詳述に先立つ形でまずは確認しておきたい。なお、その後の訴訟追行過程における争点の生成・展開については後に改めて検討することとし、ここではあくまでその出発点として必要な把握にとどめる。



<原告の主張>

① 請求の趣旨

- 一、被告らは原告X1 (Aくん父親) に対し、連帯して、金1432万8987円及びこれらに対する平成7年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 二、被告らは原告X2 (Aくん母親) に対し、… (以下、第1項と同文:筆者注)。
  - 三、訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決、及び第一項、第二項につき仮執行の宣言を求める。

② 請求の原因

第一、当事者

一、亡A及び原告

訴外亡Aは後述のとおり学校事故によって死亡したが、原告X1はその父であり、原告X2はその母である。

亡Aは、昭和××年××月××日生れで、平成7年5月当時、被告の設置・管理する山鹿中学校3年に在学し、同校弓道部に入部していた者である。亡Aは、平成7年5月11日に死亡し、同人の一切の権利を原告兩名が相続した。

二、被告

被告山鹿市は亡Aが在学していた山鹿中学校を設置、管理する。\*\*\*は山鹿中学校長である。××××は同中学校の教諭であり、同校弓道部の顧問である。被告Bは、当時、同校3年に在学し、同校弓道部員であった。

第二、本件事故の発生

一、平成7年5月8日午後3時半頃、弓道部の課外活動の時間が始まってまもなく、亡Aは課外活動に参加して弓道場にいたが、道場の外にあるトイレに行き、そこから戻って射場の横から場内に入り犬走りに靴を脱いで射場上がった。そのとき、同じ山鹿中学校3年生で弓道部員として練習中の被告Bは矢を発射したが、その矢が亡Aの左こめかみから頭部を対角線上に突きささり、もう少しで貫通する所まで頭部内に貫入した。

二、亡Aは、右によって脳挫傷の重傷を受け意識不明の重態となり、山鹿市所在の××病院に運ばれ、まもなく熊本市所在の××病院に転院となり治療を受けたが、同月11日死亡するに至った。

第三、被告らの責任

一、被告 (Bくん) の責任

被告Bは、弓を射る場合は、発射された矢は人を殺傷させ得るものであるから、前方に注意し、十分その安全を確認した後発射すべきであるのにそれを怠り、漫然と発射したため本件事故を発生させ亡きAを死亡するに至らしめたものである。したがって、被告Bは、Aの本件事故による死亡について過失があり、民法709条に基づき原告らの後記損害を賠償すべき義務がある。

## 二、被告山鹿市の責任

1. ××××は山鹿中学校の顧問教諭で、当時弓道部の顧問教諭として同部員の指導に当たっていた者であり、生徒の生命、身体の安全を期すべき責務がある。弓は人を殺傷しうる武具であり、放たれた矢により人が死亡することもありうるのであるから、弓道の指導監督においては他の課外活動にもまして格段の注意を払うべき高度の注意義務が課されるというべきである。高校生、大学生に比べて自ら人身事故を防止する能力が劣る中学生の弓道の指導にあたっては、常に生徒の生命、身体の安全に十分な注意を払うべきである。しかるに××××教諭は、日頃から、練習計画、練習方法、監視、弓道場への出入り等について、生徒の安全を確保するための指導、監督を怠っていた。本件事故当時本件弓道場の回りには柵も設けられておらず、日頃から亡Aが事故当時通ったように射場左前方から射場方向へ進入してくる生徒がいたのであるから、通行を止めさせるか監視を置く等生徒の安全を図るための適切な措置をとるべきであったにもかかわらず、そのような措置をとっていない。本件当日は新一年生の初の練習日であるにもかかわらず、××××教諭は弓道場には顔を出さず、したがって本件当日は生徒らに対して何らの具体的指導、監督を依頼する措置もとっていない。よって、本件事故について××××教諭は過失を免れない。

\*\*\*\*は山鹿中学校の校長として、部下職員である××××教諭が弓道部の顧問として安全配慮義務を尽くすよう監督指導すべき職務上の注意義務があるのに、監督指導を怠っていた。本件事故当時本件弓道場の回りには柵も設けられておらず、危険な状態だったにもかかわらず、\*\*\*\*校長は××××教諭の監督指導を怠っていたために××××教諭は前記のように生徒の安全を図るべき注意義務を著しく懈怠していたものである。したがって、\*\*\*\*校長にも過失がある。

2. 本件事故は前記のとおり、山鹿中学校における特別教育活動の一環として施行された課外活動の際に生じたものであり、訴外××××（＝顧問教諭）、同\*\*\*\*（＝校長）は前記地位にあるものであるから、国家賠償法第一条という公共団体（被告山鹿市）の公権力の行使にあたる公務員に当たるものである。

而して本件事故については前述のとおり訴外××××、同\*\*\*\*には職務上の過失があるから、被告山鹿市は国家賠償法第一条第一項により原告が本件事故によって被った後記損害を賠償する義務がある。

3. 仮に同法条による責任を負わないとしても、訴外××××、同\*\*\*\*の使用人として民法第715条により同人らの過失による原告の損害を賠償する義務がある。

4. 本件弓道場には、弓道部員（以外に）も他の生徒（ハンドボール部の生徒

等) が進入していた事実があるのに、本件事故当時、弓道場の回りには柵すら設けられていなかった。特に、建物の前方直近は射手から死角になるのであり極めて危険であるにもかかわらず、生徒の通行を防止するための柵は設置されていなかった。弓道場は営造物であり、営造物に瑕疵が存するのであるから被告山鹿市は国家賠償法第二条第一項に基づき、原告の損害を賠償すべき責任がある。

#### 第四、損害

本件学校事故による損害は次のとおりである。

##### (一) 亡Aの損害

###### 1. 死亡による逸失利益

亡Aは昭和××年××月××日生れて、平成7年5月8日の死亡時において14才で、中学校3年生であった。

###### (1) 収入

賃金センサス平成5年第一巻第一表の産業計、企業規模計、男子労働者、大学卒の全年令の平均賃金は665万4200円である。

亡Aは死亡当時山鹿中学校3年生であったが、高等学校から大学へと進学を予定しており、その進学は当然充たされる状況であった。よって右の金額を基礎として計算する。

###### (2) 生活費控除率

50%とみるのを相当とする。

###### (3) 就労の始期、就労年数

始期は大学卒業であるから22才からとし、終期は67才までとするのが相当である。14才だったので、8年後から53年後までとなる。

###### (4) 中間利息控除

年5%の割合で控除し、ライブニツツ式を採用。

###### (5) 逸失利益の計算

$$6,654,200 \times (1 - 0.5) \times 120,302 = 40,025,678$$

右のとおり4002万5678円となる。

###### 2. 慰謝料

2000万円とするのが妥当である。

###### 3. 葬儀費用

120万円とするのが妥当である。

###### 4. 計

6122万5678円となる。

##### (二) 近親者の慰謝料

亡Aの父X1、同母X2は、長男Aを14才にして失い、筆舌につくし難い

精神的損害を受けた。

近親者の慰謝料として各200万円、計400万円とするのが妥当である。

(三) 以上を合計すれば6522万5678円となる。

#### 第五、過失相殺

本件事故は亡Aにも過失がある。その過失は全体の三割とみるのを妥当とする。

そうなると、損害賠償の合計額は4565万7974円となる。

#### 第六、控除

原告らは本件事故について、日本体育・学校健康センターより1700万円を受領した。そこで、これを控除することになる。

#### 第七、まとめ

そこで、原告らは被告らに対して、それぞれ、金1432万8987円及びこれに対する事故の日である平成7年5月8日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める次第である。

#### <被告・山鹿市の主張>

##### ① 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求を棄却する、  
訴訟費用は原告の負担とする、  
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮にこれを付すときは担保を条件とする仮執行の免脱の宣言を求める。

##### ② 請求の原因に対する答弁

第一（当事者）及び第二（事故の発生）の各事実は認める。

第三（被告らの責任）のうち、

一（Bの責任）は否認する。一心に的に向って精神を集中している放矢寸前の競技者には何ら過失はないというべきである。

二（山鹿市の責任）

1のうち、××××の身分並びに顧問教諭としての安全確保に関し一般的な注意義務が存在することは認めるが、その余は争う。

また、\*\*\*\*の身分並びに校長としての一般的監督義務の存することは認めるが、その余は争う。

2のうち、前段は認めるが、後段は争う。

3は争う。

4のうち、柵が設置されていなかったことは認めるが、その余は争う。

第四（損害）のうち、亡Aの生年月日並びに当時中学3年生であった事実を認め、その余は争う。

第五(過失相殺)のうち、亡Aに過失があることは認めるが、相殺の程度については争う。

第六(控除)は認める。なお、この外に原告らに対しては、本件事故による損害填補として、熊本県PTA災害見舞金安全会より金1800万円の給付がなされており、これも控除すべきである。

③ 被告の主張

一、本件は、課外のクラブ活動中の、然も顧問教諭が職員会議のため現場を離れていた際に発生した事故であるが、もとよりそれは学校の教育活動の一環として行われるものであって、その実施につき顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定するものではない。然しながら、課外クラブ活動は本来生徒の自主性を尊重するものであり、中学生ことに三年生ともなれば自主的に行為を規制し、責任をもって行動することが期待でき、顧問教師もそれを前提として適切な指導をすれば足り、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り顧問の教諭としては、個々の活動に常時立ち会い監視指導すべき義務まで負うものではないというべきである(最高裁昭和58年2月18日判決・民集37巻1号101頁)。

弓道部顧問の×××教諭は、かねて部員に対し、礼に始まり礼に終るとされる弓道の精神に則り練習時の礼儀を厳しく指導すると共に、練習に内在する危険を指摘し、

- ① 道場の出入りは背面にある出入り口からなし、射場の前面に出てはならない
- ② 控えの者は射を行っている者をしっかり見る。的中したら「よし」、外れたら「どうした」と声をかける
- ③ 矢取りの際は、矢取りの者が「矢取りします」と号令し、射を行った者が「お願いします」との声をかけてからする

などの指導を徹底させていた。

然るに、亡Aは、3年生部員として相当の経験を有し、弓道場の構造も弓道練習に内在する危険性も知悉しておりながら、前述のかねての指導に反し、トイレから道場に戻るに当たって射場背面の出入り口をわざわざ通り越して射場横の空隙から射場に入り、今まさに放矢せんとしている競技者の左前方(競技者からは死角となる)からその射道内に頭を出して本件奇禍にあったものである。

本件事故は、亡Aのかかる弓道部員としてあり得べからざる自殺行為ともいふべき一方的過失によって発生したものである。

×××教諭には、亡Aのかかる行為を予見することができるような特段の事情もなく、同教諭に過失はない。

仮に百歩を譲り、同教諭に何らかの過失が認められ、あるいは弓道場の設備

に何らかの瑕疵があったとしても、それと本件結果発生との間には相当因果関係が存しないというべきである。

二、仮に学校側に何らかの過失があり、結果発生との間に相当因果関係ありとしても、賠償額を定めるに当たっては亡Aの前記過失は相当に斟酌さるべきであり、本件事故によって生じた原告らの損害を適正に積算し、相応の過失相殺をなした上、前記二つの給付金を控除すれば、もはや原告らが被告に求め得べき賠償額は存しない。

三、よって、本訴は棄却さるべきである。

<被告・Bの主張>

① 請求の趣旨に対する答弁

- 一 原告らの請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

② 請求の原因に対する答弁

- 一 第一（当事者）
  - 1 一は認める。
  - 2 二の被告Bについての記載は認める。
- 二 第二（本件事故の発生）
  - 1 一のうち、主張の日時頃、主張の射場において被告Bが発射した矢が亡Aの頭部に刺さったことは認めるが、その余は不知。
  - 2 二は認める。
- 三 第三（被告らの責任）
  - 一につき、被告Bの責任は否認する。
- 四 第四（損害）

不知または争う。
- 五 第五（過失相殺）

不知または争う。
- 六 第六（控除）

認める。

③ 被告Bの主張

被告Bに過失はない。

- 一 本件事故が惹起した場所は、山鹿中学校弓道場であり、被告Bも亡Aも同じく弓道部員であった。
- 二 原告主張のように、「弓を射る場合は、発射された矢は人を殺傷させ得るものであるから、前方に注意し、充分その安全を確認した後発射すべきである」ことは、一般の道路、公園及び広場等においてはそのとおりであるが、弓道場は

矢が射られるための施設であり、かつ、本件においては既に課外活動（部活動）が始まっており、被告Bは、的に向って精神を集中し矢を放ち的の中心を射る練習をしていた。

従って、本件において、被告Bには左前方から人が入ってくることを予見する可能性はなく、また、その義務もない。

以上が、原告・被告双方の主張である。

#### 4. 事件の展開

以下では、これまで見てきた事件経過の概要、事故の状況、原告・被告双方の主張を踏まえた上で、事件の展開を時系列に沿う形で記述して行く。事件の一方当事者である原告両親を中心とした関係当事者たちに対する聞き取りデータ、並びに裁判資料等の様々な文書資料に基づきながら、事件の具体的な展開過程を詳細に記述することによって、「事故」が紛争へと発展し、提訴を経て訴訟が進行して行く過程、及び最終的に被告双方との和解に至るまでの過程を可能な限り再現する試みである。これにより、事件展開において事故そのものがどのように扱われたのか、また、一方当事者である原告両親、弁護士、学校関係者、地域住民、市議会議員…等の関係当事者がそれぞれ事故をどのように捉え、どのような動きを見せたのかについて検証する。

具体的に以下では、事件経過の過程を原告両親によって提訴がなされた前後で大きく時期区分して、詳述を行う。すなわち、(1) 事故後、提訴までの動き、(2) 提訴後の動き、である。

##### (1) 事故後、提訴までの動き

事故は、いかなる過程を経て「紛争」へと発展して行ったのか。以下では、主として原告夫婦に対する聞き取りデータを基にして、また他の聞き取りデータ・文書資料等と照らし合わせながら、事故発生直後から提訴に至るまでの原告夫婦、被告夫婦、学校関係者、山鹿市教育委員会

との関わり合い・交渉過程を主として検証する。

ここでは特に、Aさん夫婦の提訴動機を理解する上で重要となる3点に焦点を予め絞っておきたい。すなわち、主として事故状況の説明をめぐる事故後の学校側の対応、矢を放った生徒Bくんの両親であるBさん夫婦の対応、そして市教育委員会の対応である。またこれ以外にも、この段階における重要な出来事として、学校側からAさん夫婦に対し学校事故災害見舞金の給付がなされた事実、及び事故後に山鹿中校長・弓道部顧問教諭が業務上過失致死の疑いで書類送検された扱いをめぐり、山鹿中PTAが中心となって行った減刑嘆願署名運動について、取り挙げることしたい。

### ① 事故後、学校側の事故状況説明

まず、学校側の事故状況の説明をめぐる対応について、記録<sup>(19)</sup>によれば、事故の状況について学校側からAさん夫婦に対し最初の説明がなされたのは、事故の翌日、5月9日午前のことである。説明は、Aくんが転送された熊本市内の病院に中学校の教頭が出向く形で行われた。

病院のロビーで約1時間にわたって行われた説明は、Aさん夫婦及び親族からの申し入れを受けて、学校側がこれに応えた形とされている<sup>(20)</sup>。このときの説明について、父親のAさんは次のように語っている。

「どうして [こういう事故に：筆者補足。以下同じ] なったのかなあ、ということ、よくわからなかったからですね、どうしてなったんですか、ということ、こちらから聞いたことはあるんですけどね、そうしたら…あの、練習中に、…矢を射る人の前に、あのふらふらと出てきて、それで矢が当たった、というような、説明があったんですけどね…。ちょっとまあ、納得が行かないっていうか、[話している側も] 状況がよくわからないいんですね、それだけのことを言われたんです。ちょっとすぐにはなかなか…、まあ、その本人たちが、周りにいた本人たちが言ったわけじゃないですからね、事故が起こったあと、周りの…というかそこにいなかった先生なり、その関係者ですか…こういう方が、他の方から聞いて、聞いた話を私にしてくれたわけですからね、その



はっきり、よくわからないと言いますか、実際その場に居合わせた人の話になると、もうちょっと分かったのかな、と思いますけれど…」

Aさん夫婦はこの後も何度か、初七日や四十九日の法要等でAさん宅を訪れた校長や教頭、顧問教諭に対して事故状況に対する詳しい説明を求めた<sup>(21)</sup>。しかしAさん夫婦が期待するような説明がなされることはなく、「通りいっぺんの説明が繰り返されるだけだった」(父親のAさんの話)という。再び父親のAさんの話。

『すみません』ということは、しきりに仰っていたけれど、何がどうだからすみませんということについて、どうだったからすみませんとは…。『申し訳ありません、すみません』とは仰ってらしたですけど…」

学校側から直接十分な説明が受けられない一方で、Aさん夫婦は、事故についての新聞報道(特に地元紙・熊本日日新聞のそれ)と、これに対する他の弓道部員生徒及びその保護者たちの反応を聞いている。まず、地元紙の事故報道<sup>(22)</sup>を改めて振り返れば、事故の発生状況について次のように記述がなされていた。

「…山鹿署の調べでは、事故当時、射場(幅約9㍍、奥行き5㍍)では、部員11人が約21㍍離れた4ヶ所的に向けて練習していた。Aくんは部員2人とトイレに行き戻る途中、1人だけ誤って練習中の部員の背後の入り口ではなく、部員の前に出たため、3年男子生徒の放った矢が当たったらしい」(注:下線は筆者による)

また、主要な全国紙3紙<sup>(23)</sup>はいずれもその見出し中にAくんが「射手の前を横切る」という表現を用い、また学校側のコメントとして「安全指導には十分に注意を払っていた」旨の教頭の談話を掲載していた。

新聞報道における論調は、事故の発生原因としてAくんの「過失」を強く印象づけるものであるように、Aさん夫婦には受け止められた。特

に地元紙の「1人だけ誤って云々」という記述には、「ほんとうに、うちの子だけが悪かったのか」という疑問が残るものだった。そしてその疑問は、実際に事故の現場を目撃した弓道部員の生徒たちとその話を聞いた生徒の保護者たちによって、部分的には解かれることになった。母親のAさんの話。

「友達 [Aくんの友達、弓道部員の生徒を指す；筆者注] が来てから、あれ [新聞報道] は全部ウソだったって言ってくれたし、そのお母さんも、『みんな、ウソって言ってたよ…』って。みんな友達が、[射場の] 前を通ってたって話は聞いてたからですね。…救われましたよ」

新聞記事に書かれた内容を否定するこうした発言を、Aさん夫婦は、弓道部員の生徒たちやその保護者たちが初七日や四十九日の法要等でAさん宅を訪れた際に、聞き出している。<sup>(24)</sup>

ここで想起しておきたいのは、先に見た、事故直後に山鹿警察署が作成した「実況見分調書」に見られる記述である。実況見分に立会人の1人として参加した弓道部員の生徒は、地元紙の記事中「1人だけ誤って」と記述されたAくんの射場正面からの弓道場への出入りについて、端的に「『みんなここから出入しています』と説明」している。<sup>(26)</sup> この点は後の裁判の過程においても争点の一つとなる、事故状況の核心に触れる部分である。<sup>(27)</sup> 実況見分において証言した生徒を含め弓道部員の生徒たちには、この点についての認識があったため、Aくん1人の一方的な過失を強調するような新聞記事に否定的な見方をとったことが推測される。そして彼ら弓道部員生徒たちの「証言」を得て、Aさん夫婦が学校側の「通りいっぺんの説明」に一層、納得の行かない思いを募らせていったことが理解される。

Aさん夫婦の納得の行かない思いに拍車をかけたものは、この他にもまだあった。その一つが、「事故」直後から大々的に行われた山鹿中学校弓道場の改修工事である。<sup>(28)</sup> その内訳は、弓道場側面からの射場・矢道

への侵入を不可能にするための防護柵の設置、運動場方面からのサッカーボール・野球ボール等の飛込み<sup>(29)</sup>を防ぐための防球ネットの設置、また矢道中間部上方に位置して放たれた矢が弓道場の建物を越えて行くことを防ぐための防矢ネットの設置が主なものである<sup>(30)</sup>。

また、「事故」後にとられた弓道部をはじめとする全部活動の練習自粛措置は、弓道部を除き「事故」一週間後には解除となったが、弓道部の自粛・謹慎期間はAくんの四十九日以後まで続いた。四十九日を経て、部活動練習の再開についてAさん夫婦の許しを求めてAさん宅を訪れた弓道部員たちは「安全面で、すぐには練習できない」旨をAさん夫婦に説明している。これら一連の事態は、端的に「事故」発生現場である弓道場施設の安全面での不備をAさん夫婦に印象付けるものであったが、こうした一連の動きについてもその詳しい説明が学校側からAさん夫婦に対して行われることは、なかったのである。

## ② 学校事故災害見舞金の給付

そうしたAさん夫婦の思いをよそに、学校側は「事故」の制度的な処理を規定通り進めて行く。Aくんの四十九日から20日ほど過ぎた7月10日、山鹿中校長、山鹿市教育長、山鹿市教育委員会職員（学校課長）、山鹿中PTA会長、熊本県PTA会長の面々がAさん宅を訪れ、「日本体育・学校健康センター災害共済給付制度」より「死亡見舞金＝1,700万円」の給付、及び「熊本県PTA災害見舞金安全会」より「死亡見舞金＝1,800万円」の給付、合わせて計3,500万円の「見舞金」給付の通知と手続が行われた<sup>(32)</sup>。

この時のAさん夫婦と学校・教委・PTA関係者のやり取りについてその詳細は定かでないが、父親のAさんはこの時の模様について「申請と言いますか…学校の方で、学校の方からやってたと思うんですけど、学校とPTAの方からですね、『申請したのが出たから…』てことですね、[自宅に]一回来られたですね」と語っている。

この「見舞金」給付がなされた頃を境にして、Aさん夫婦は、事故の状況説明を主とした事故後の対応について働きかける相手方を、学校から山鹿市教育委員会へと切り替えて行く。その「必要性」は、学校側の責任者に他ならない校長より示唆されたものだった。父親のAさんはこの点に関して、次のように語っている。

『責任を、どんな風感じていますか』とか、そういう話を校長先生が来られたときに、したことがあるんですね。そしたら…[校長先生は]私たちは、市が建てた学校の…何というんですか、雇われの身ですから、その…責任とかです、そういうものに関しては、その…権限がないといいますが、そういうことを仰ったんで、あとは市のほうに言ってもらうしか、私たちには応えようがないと、そういうことを仰ったんですね…。私たちも、他の先生たちには聞きようがなかったので校長先生に聞いたところ、そういう答えが返ってきました。…学校の中で起こったことだから、学校の中で起こったことに関しては、校長先生が一番最後の…何というか責任を持つ立場におられるからですね、要するに責任を取るという感じではなくて、誠実に…と言いますかね、応対して欲しかったなあと思いますけど。…そういう風に仰られたとき、また逆に、この校長先生たちもそういう立場で、逆に言うと弱い立場になって、しょうがないのかなあという気持ちになったですね』

こうした校長とのやり取りを経て、Aさん夫婦は8月以降、山鹿市教育委員会と3、4回「話し合い」の場を持つことになって行く。

また、この「話し合い」と時期的に重なる形で、矢を放った生徒・Bくんの両親であるBさん夫婦とも一度、「話し合い」が行われている。次に、まずはこのBさん夫婦との「話し合い」について見てみることにしよう。

### ③ 「加害」生徒両親・Bさん夫婦との話し合い

Bさん夫婦はそれまでも、母親のAさんによれば「先生たちに合わせる形で」、Aくんのお通夜・葬儀から初七日・四十九日といった節目の席には、顔を見せていた。その後、8月20日になって、Bさん夫婦が

Aさん宅を訪れ、「話し合い」が持たれた。そのときの様子について、Aさん夫婦の話。

(A父)「Bさんの方にも、責任がないか…ということで、こちらがBさんに聞いていたところが、8月の20日になって、『私のところには全く落ち度がないので、そういう気持ちはありません』と仰ったですね」

(A母)「補償したら、自分方の子どもが悪くなる、て言われたですね」

(A父)「私の子ども[Aくん]が前に来たから、こういう事故になったのであって、うちの子どもには全く関係ないことであって、その気持ちはない、ということ仰ったですね」

(A母)「その1週間くらい前にはですね、『いや、一生懸命させていただきます』と言いよんなさったとですよ。1週間くらい前に、一生懸命言いよんなったもんね…」

(A父)「うん、10日くらいかね…」

(A母)「で、いざ来られたら、『うちには、責任がない』と…」

(A父)「責任がないと言われるだけなら、まだ良かったんだけど、お宅の子どもが悪いと、死んだ子どもまで非難…というかですね、されたんで、それで少し…そうやって何と言いますか、少し怒った…というか、そういう気持ちになったんですよ。そこまで、言われんでもいいのではないかと、思いました」

(A母)「そこまで言われんでもいいって、私、言いました。そこまで言われるとは思いませんでしたって…。それでつい、『Aを返して下さい』と言ったですよんね、親は。言ったような記憶があります。…言ったかもしれません」

(筆者)「…そうしますと、最初の方ではBさんは、『何とか致します』とかそういう風なことを、『一生懸命やらさせていただきます』というようなことを、うまい具合に言えないですけど、仰っていたということですか?」

(A父)「そうですね、はい…」

(A母)「心から言いよんなはったですね。…何か、そんなふうに受け止められたもんね…その時はね…。最後の方は、誠意も何もなかったんですよ。……ここで言われたんですよ、仏壇の前で。自分たちで話していると、第三者がいなかったけん、誰も知んなはらんとですけど…あんなもん、テープに撮っとくならよかったね、ほんとに…」

(筆者)「そうすると、最初は誠意ある感じで…と思ってらっしゃたのが、8月20日に[Bさん夫婦が]来られて、『自分の子どもは悪くないから…』ということ、[Bさん夫婦が]仰った…ということですか?」

(A母)「『何で、せなんですか』って、強かったですもんね、ご主人が。…言われたですもんね、『何ですか』って、えらく強気に言いなはったもんね…あれだけは、覚えてる…」

(筆者)「あの、Bさんが、その最初に『何とか致します』と言われる前に、例えばその、お父さんやお母さんが、以前校長先生に『どのように責任を感じてらっしゃいますか?』というような形で、Bさんの方に、お父様やお母様の方から、問いかけられたということはありますか?」

(A父)「ええ、最初そういうふうに、仰ったですもんね。いつかは言われるのかなあと思っていたけど、全然言われなくて、それで『どう思っているんですか?』と聞いたのが、8月の…11日ぐらいだったと思うんですよね。そしたら、『ちょっと考えてから、次に来るときに、返事をしますから…』という、ご返事だったんですけども…」

(筆者)「そうしますと、その後裁判をされるまでに、話し合いを持たれたということは?」

(A母)「もう、それ以上話しても一緒じゃないですか、そこまで言われるとですね」

(A父)「そういう意思がない、というのが一つと、『何で私たちがそういう目に遭わなければならないのか?』という、Bさん夫妻は、『何で、私たちがそういう目に遭わなければならないのか。お宅の息子さんが悪いのに、なぜ私たちがそういう目に遭わなければならないのか…と、私たちが被害者ですよ…』と、はっきりは言いなはらんですけれども、そういう趣旨のことを言われたんですね、『そういう気持ちだったら、もう、お参りに来られなくても結構ですよ』とそこで言って、それからもう、話をしたことはないですよ」

(A母)「もう、そこまで言われたから…どうしようもないですよね」

(A父)「同じことを言っても、仕方ないからですね、これは」

(A母)「平行線、ね…」

このように、Aさん夫婦とBさん夫婦との間の一度だけの「話し合い」は、「感情的なしこり」を残した形のまま終る結果となった。当初、「一生懸命させていただきます」「何とか致します」と話していたBさん夫婦の態度から、「何らかの責任を示す応答／補償」<sup>(34)</sup>を期待していたAさん夫婦にとって、この8月20日の「話し合い」の席でのBさん夫婦の「強い態度」は、突然の「心変わり」として受け止められることになる<sup>(35)</sup>。

④ 「交渉」の行き詰まり

そして、「その後の2ヶ月くらい、すごく悩んでたんですよ…どうしたらいいかって」（A母）と苦悩する時期を過ごしつつ、Aさん夫婦は、山鹿市教育委員会との間で「話し合い」を行っていく。以下、再びAさん夫婦の話。

（筆者）「教育委員会の方の対応は、どんな感じだったんですか？やっぱりそこらも、取りつく島がないといえますか、そんな感じだったんでしょうか？」

（A父）「責任があるとかないとか、そういう返答、返事は全くなかったですね。責任についても、全然仰らないですし…。補償の関係も、全然、全く考えておられんと言いますか、それを…私たちの、何と言いますか、私たち〔市教育委員会／市〕がやるんじゃないんですよ、というような感じですね。それは、保険会社がもう、やるんですよみたいな、そういう応対と言いますか、だから、それ以上のことはもうできない、市としての対応は、それ以上できないですよ、と仰られたですね」

（筆者）「今ちょっと、保険を…という形で言われましたけど、その保険云々という話は、どういう形であったんですか？」

（A父）「保険の話をされたのは、向こうの方からされたのではないですかね…。教育委員会の方に話に行った時には、市が入っている保険の話をされたんですよ。市の、あの、市の入っている保険が出せないんで、その、保険会社の言う通りですよ…みたいな感じですね」

（筆者）「その、市が入っている保険というのは…何か、説明されましたか？」

（A父）「<sup>(36)</sup>全国市長会みたいなところがあるんで、それがあって、そっちの方の保険会社の方から、出せない、と言ってきたんで、出せないですよ、面倒見れないですよと、そういう風に言われましたね」

（筆者）「やっぱり、校長先生のときと同じような感じで、自分のところではどうしようもないと、向こうで決めてるからと、そういう感じのことを言われたんですか？」

（A父）「ええ…。その後ですね、どうしてもこれ以上の話をしたいというか、交渉…って言いなはったですね、したいんだったら、後は裁判に訴えるしかないですよ、ということ、向こうの方から言いなはったですね、市のほうが…」

（筆者）「市のほうでは、そういう制度になっているということ、言いたかったんですかね？」

（A父）「結果的に、校長先生の話も、立場を代えて似たような話なのかなあと  
いう、感じはあったですけどね…」

ここでは、「あとは裁判しかない」という趣旨の発言が、山鹿市教育委員会の担当者側から切り出されていることに注目しておく必要があるだろう。まずは、そのことを確認しておきたい。また、ここでの聞き取り内容とは別の文脈で、父親のAさんは、市教育委員会との「話し合い」の過程で示された「事故」の過失割合に関する市教育委員会の判断について語っている。

「…その〔過失〕割合が、あの、その、市のほうの言い分じゃないんですけども、市の保険会社がありますよね、そのほうの考えといいますか、それが何ですか、あの悪いのが、うちの子どもが九割悪くて、市の施設を含めたところのあれが、一割だろうという考えだったですもんね…。市の過失責任は一割もないんだ…ということと言われたのは、市の方ですね。市の顧問弁護士さん…じゃないですけども、保険会社の顧問弁護士さんからそう聞かれて、それを私たちのほうに言われたんですよ…」

事故後の学校側の対応をめぐる、より詳細な事故状況に対する説明と事故の責任所在明確化をおそらく念頭に置きながらも、具体的には「どうしたらいいか…」と思い悩んでいたAさん夫婦にとって、学校の上部組織である山鹿市教育委員会と「話し合い」を行った結果は、このように、端的に言って何ら実りある成果をもたらすものにならなかった。

ここでは、山鹿市教育委員会のAさん夫婦に対する対応として、事故の更なる原因究明や責任所在の明確化といった視点ではなく、もっぱら保険の活用による損害填補の側面のみで対応が考慮されていたと思われる点に留意しておきたい。またその際、市教育委員会の担当者が、保険会社の顧問弁護士による過失割合に関する見解をAさん夫婦に対し示すことで、教育委員会としてはこれ以上の対応が不可能であるという意思を、自らの主体的な判断としてではなく間接的な形で明らかにしている



ことにも、注意しておきたい。

これに対しAさん夫婦は、父親Aさんの話にあるように、教育委員会の対応も「結果的に、校長先生の話も、立場を代えて似たような話なのかなあと、感じ」として受け止めている。既に見たように、一方で、学校内で起きた事故に対する責任者であるはずの校長からは「自分たちは事故に対する権限がない」ことを示され、他方で、そうした学校現場当事者の対応を受けて臨んだ学校管理者である山鹿市教育委員会との話し合いでは、また同様に「自分たちでは対応できない」旨の返答を、Aさん夫婦は受けることになったのである。

ここでは、本来、事故に対する広い意味での「責任」を負うべき立場にある人間や機関がその「責任」を負うべき姿勢を示さなかったことにより、結果として、「誰も責任を負う者がいない」状況が現出していることを端的に指摘することができる。また、Aさん夫婦にとって、事故の責任・対応をめぐる山鹿市教育委員会との「話し合い」であるべきはずの機会が、教育委員会側は自らの「無権限」を示唆することのみに終始し、相手方であるAさん夫婦の意図を何ら汲み取らない／汲み取れない結果に終わっている。そこに山鹿市教育委員会側の何らかの「<sup>(38)</sup>戦略的意図」があったかどうかまでは判断できないが、少なくともAさん夫婦の側からみて、事故後の対応をめぐる「責任者」と思しき相手方との「話し合い」が、この先もはや自分たちの力だけではどうしようもない局面に差しかかったことだけは、納得の行かない思いと共におそらく理解されたものと思われる。

ここに至ってAさん夫婦は、事態の打開に向けて弁護士と相談する機会を求めて行くことになるのだが、その過程に触れる前に、時期的にはほぼ同時期に起きた、山鹿中PTAによる校長・顧問教諭の減刑嘆願署名運動について見ておくことにしよう。

### ⑤ P T Aによる減刑嘆願署名運動

事故の刑事責任をめぐるのは、事故から4ヶ月ほどが経過した9月某日、山鹿中校長と弓道部顧問教諭の2名が、業務上過失致死の疑いで書類送検された。この事態を受けて山鹿中 P T A を中心に、周辺地域 P T A までを含めた「地域」を挙げて校長・顧問教諭の刑事処分につき具体的には不起訴処分を求める「減刑嘆願」のための署名活動が展開されることとなった。

この減刑嘆願署名運動はどのような趣旨に基づいて行われたのか。以下では、最終的に1万名の署名を添えた嘆願書が熊本地方検察庁に提出されたことを伝える新聞記事を紹介することにより、運動の趣旨を確認しておきたい。

<熊本日日新聞>

#### 寛大な措置求め地検に署名提出

#### 弓道部事故で山鹿中 P T A

山鹿市の山鹿中弓道部の3年生部員＝当時（14）＝が部活動中、他の部員の放った矢に当たり死亡した事故で、同中 P T A（\*\*\*\*会長）は2日、熊本地方検察庁を訪れ、業務上過失致死の疑いで書類送検された同中校長（58）と同部顧問教諭（30）の寛大な措置を求める嘆願書を1万人の署名を添えて提出した。

嘆願書では、両教諭が起訴されれば①中学の部活だけでなく教育活動全体に支障をきたす②市民や保護者の厚い信頼が揺らぎかねない——などとしている。署名には市民だけでなく県内の P T A 関係者らも協力したという。

\* \* 会長は「校長と顧問はとても熱心な先生。起訴されるようなことがあれば、部活の顧問のなり手がなくなるのではないかと心配している」と話している。

この署名運動については一次資料が残されておらず、新聞記事からその概要を推測することしかできない。だが、上記記事を読む限り、同中 P T A が校長と顧問教諭が起訴されるかもしれないという事態にかなりの危機感を持った結果として、行われた署名運動であったと言えるだろう。実際に、署名運動を行う発案が誰のイニシアティブによってなされたのか、また、具体的にいつから署名活動が行われたのか定かではない

が、仮に校長・顧問教諭の書類送検から運動が始められたとすると、11月3日の署名簿提出まで実質1ヶ月強から2ヶ月弱の間に、1万名の署名が集められたことになる。記事によれば、この署名運動は山鹿中PTAのみにとどまらず、県下のPTA関係者も協力して行われた旨触れられているが、いずれにしても、かなりのペースで運動が進められたことを伺わせる。

さて、この減刑嘆願署名運動が事件の展開に及ぼした影響並びに運動の背景にあるものは何かを、ここでは見ておくことにしたい。この点を探る一つの資料として、まずは事故後に山鹿中校長名で作成された「学校事故報告書」の記述を見てみよう。

「学校事故報告書」では、事故発生からおそらく1～2時間程度が経過したと思われる時点<sup>(41)</sup>で、PTA関係者についての言及がみられる。事故発生当日、5月8日付の記載「PTAの部活動後援会の役員さん方も、心配して駆けつけてくださったので、お詫びと感謝の言葉を申し述べた」とあるのがそれである。その後も、PTA会長や副会長等の役員、また部活動後援会・会長や副会長等いずれも役員が、Aくんの搬送された病院を見舞い、または学校職員らと共に病院ないし学校に待機した旨の記載が散見される。

また、事故翌日・5月9日の記載では、同日19時から、山鹿中図書室において「PTA運営委員・部活動後援会理事合同会」なる会議<sup>(42)</sup>が開かれていたことを知ることができる。同会議では約2時間にわたり「校長の挨拶に続いて、教頭より事故状況報告後、役員より、警察の事情聴取のあり方等多くの質疑を受け、PTAとしてどう学校を支援していくか協議。校長より反省と、今後の学校経営への決意表明を行った」とされる。これに関して別の箇所<sup>(43)</sup>では、「事故の重大性を十分反省し、今後に備えるような協議がなされ、一層、P(保護者)がT(教師)を支援したいという有り難い意見が出された」とある。

以上、ここまでの「学校事故報告書」における記載を概観して読み取

れることは、山鹿中学校と同中 PTA（及び同中部活動後援会）との間の強い結びつきである。その後の同「報告書」の記載を見る限り、この段階で（おそらくはその後も）事故原因について十分な理解が学校関係者及び PTA 役員の間で共有されていたとは言い難い状況であるにもかかわらず、「P（保護者）が T（教師）を支援したい」という「有り難い意見」のみが強調されている事態は、いささか「奇異な印象」を否めないと言すべきであろう<sup>(44)</sup>。

このような事故後の経緯を振り返れば、山鹿警察署による業務上過失致傷／致死の疑いによる現場検証が事故当日及び翌日にわたって行われた時点で、学校職員ないし PTA 関係者等の間である程度、その後の減刑嘆願署名運動へと至る流れの「下地」は醸成されていたと見ることができるのではないだろうか。

ところで、このような減刑嘆願署名運動は、事故の被害者遺族両親である A さん夫婦にとり、どのように受け止められていたのだろうか。次に、同運動と A さん夫婦との関わりを見ておこう。

母親の A さんの話によれば、同運動をめぐる、A さん宅に署名への協力を求める電話が山鹿市議会議員からかかってきた、とのことである。

（A 母）「署名でしょ、PTA の。それ〔署名依頼：筆者注〕は、電話であつたんですね。直接、家の方には来られなかったんですけども、議員さんから電話があつてですね」

（筆者）「議員さんは、市議会議員の方？」

（A 母）「そうですね、印鑑打ったほうがいいですよ、って言われたんですね。だから、ケガしたくらいだったら、印鑑くらいいつでも押していいですけど、うちの子は、亡くなったんですよ…って。『亡くなったんですよ…』って言ったら、何も言われなくなってですね…。議員さんからは、ほんと、頭に来ることを言われたですね」

（筆者）「その方は、一度お参りに来られたと、伺っていますが…」

（A 母）「一度来られて、線香をあげていかれたですね」

なお、母親の A さんの話では、この署名運動への協力依頼がいつ頃な

されたのか、その点は定かではない。ただしその後、先ほど新聞記事で触れた熊本地方検察庁への嘆願書提出に際して、その前に再度、今度は山鹿中 PTA 会長が、嘆願書提出の「事前報告」のため A さん宅を訪ねたという経緯がある。この点について、再び A さん夫婦の話。

(A 父)「検察庁に〔署名及び嘆願書を〕出しますので、出しに行きますからって言って、〔PTA 会長が〕見えられたんですよね」

(A 母)「ああ、そうだったね…」

(A 父)「来られて、ちょっとお参りしていきなはるとかなと思ったら、ただ『報告します』って言って、ちょっと話して帰られたですね」

(A 母)「線香もあげなはらんだっただすね。最初〔PTA 会長が A さん宅を訪ねた時〕、一人だったけん、主人がおる時に来てください、って言うたんですよ。私は何も言えませんが。主人が出張か何かで…。〔その後、再度 PTA 会長が訪れた際は〕主人も一緒でしたね。私は『何も言えませんが』って…。私も言えばよかったですね。お宅〔=PTA 会長〕の子どもさんが、こがん事故になったら、どがんしなはったですかって。私が言うたら、何て答えなはったですかね…」

こうした PTA 会長による働きかけについて、母親の A さんは事故後、別の機会に山鹿中学校を訪れた際に校長と PTA 会長とが職員室で話をしていた光景を目撃している。それを見た母親の A さんは、両者の関係が『『サッカーの仲』だなって、思った』と語っている<sup>(45)</sup>。結局、A さん夫婦は署名簿への捺印を最後まで拒み、「何も言えない」A さん夫婦から特に同意を得ることのない「事前報告」のみで、嘆願書と署名は熊本地方検察庁に提出されたのだった。

以上、嘆願書提出への協力要請をめぐる A さん夫婦と市議会議員・PTA 会長とのやり取りの経緯からは、何が伺えるだろうか。

まず、運動推進の側では、運動を展開する過程で事故の被害者遺族両親である A さん夫婦からの協力を得ることが、ひとつのシンボリックな目標として理解されていたものと推測される。他ならぬ被害者遺族両親の A さん夫婦が減刑嘆願運動に協力の意を示しているとなれば、その効

果がより印象付けられるものとおそらくは単純に理解されていたのであろう。

しかし他方で、こうした協力要請は、わが子を亡くしてまだ半年も経たない上、未だに事故状況が解明されておらず苦しい日々を過ごしていたAさん夫婦にとって、さらに一層の苦しみを増すだけのものであったに違いない<sup>(46)</sup>。Aさん夫婦は、おそらくそのことへの抗議の意味も込めて、来訪したPTA会長、また電話をかけてきた市議会議員に対し、Aさん夫婦がかけがえのない息子・Aくんを亡くしていることを訴え、また立場を代えて、「あなたの子どもさんが亡くなっていたら、どうなのか」と（実際には口に出していないが）「何も言えない」という発言を通じて「暗黙の問いかけ」を行っているものと見ることができよう。

以上の減刑嘆願書提出をめぐる一連の経過は、事故発生現場である山鹿中学校とその周辺地域（ないし広く署名運動が行われた熊本県下各域）との関係性を示す、一つの兆候と位置づけることができるだろう。この点については、一つの地域の中で起こった学校事故をめぐるその受け止め方の問題として後に改めて検討することとし、以下続けて事件展開を見て行くことにしよう。

## ⑥ 提訴へ

以上の過程を経た後、Aさん夫婦は熊本市内に事務所を構えるC弁護士の下へ相談に訪れる。「事故」発生から5ヶ月を経た、10月13日のことだった<sup>(47)</sup>。その後、何度かC弁護士及びD弁護士と相談を重ねたAさん夫婦は提訴の決意を固め、翌年3月18日、学校管理者である山鹿市、及び矢を放った生徒Bくん（法律上はその法定代理人のBさん夫婦）を被告として、損害賠償を求める民事訴訟を熊本地裁へ提起する。こうして「事故」は、法律上の争訟として扱われることとなった。

結局のところ、Aさん夫婦は訴訟に何を求めたのか。この点について、Aさん夫婦の語りを見ておこう。

- (筆者)「裁判ということで、どのようなことをお父さん・お母さんとしては求めて行くというか、どのようなことを念頭に置かれたのですか？」
- (A父)「そうですね、結局最初から学校関係で説明をされましたよね。どういう感じで事故にあったんですよね、という…結局、それ以上の納得できる説明というのがなかったものですから、どうしたらいいんだろうかということを考えた場合に、結果的に詳しくするためには、裁判をするしかないのかなと思ったんですよ」
- (A母)「真実がわからないもんね、訴訟をしなくちゃ…」
- (A父)「そこで止めてしまったら、何も当時のことがわからないからですね…」
- (筆者)「その辺りがその…提訴の際の記者会見でお父さんが言われていた『息子の死を無駄にしないために…』というコメントにつながってくるのかなと、思うんですけども…」
- (A父)「そうですね」
- (A母)「二度と、こういう事故を起こさないように、ということですね…」
- (A父)「…どうしたらいいのか、という気持ちの方が強かったといえますか、最初から裁判という気持ちはそんなに強くなかったんですけど…。まあ、C先生と話しているうちに、まあ段々、裁判しかないのかなという気持ちになってきたみたいですね…気持ちが、ですね…」
- (A母)「…新聞に書かれたことがですね…。校長先生、うちに来て『魔が差したんでしょうね』って言われたから、私、『はあ?』って言ってしまったもん。『Aくん、魔が差して前を通ったんでしょうね』って言われたから、『はあ?』って、言ってしまったもん。魔が差した、って言われたよね?」
- (A父)「うん」
- (A母)「『魔が差したって、何ですか?』って、私、ふと行ってしまってね…。校長先生、そんな軽い校長先生だったんですよ。言われたことがね…。私の耳にも、おかしかった。ちょっと、おかしかったよね…。先生、うちの子が絶対悪いというのが頭にあったんでしょうね。そこまで言われたから、校長先生が…。…行ってしまったら、消えないですけどね。…学校の対応というのが、あるですね…」

このようなAさん夫婦の語りからは、何が読み取れるだろうか。後に提訴時の記者会見では、提訴動機について「事故の真相究明と再発防止」というすっきりとした答えが提示されることになる。しかし、上記の語り及びこれまで見てきた一連の過程からは、Aさん夫婦が裁判に対して

抱いていたと思われる「認識」は、もっと複合的かつ漠然・混沌としたものであったように思われる。

一方では裁判によって「状況を変え得るのではないか？」という「期待」があると同時に、他方では追い詰められた状況の中で、それでも、「裁判しかないのか」というむしろ「受動的な選択」を感じさせる「ためらい」にも似た「とまどい」もうかがわれる気がしてならない。この面では、Aさん夫婦の率直な気持ちはまさに語られているように、「どうしたらいいのか？」という問いそのものに留まっていた側面を持つのではないだろうか。その「問い」が、むしろ弁護士の主導に基づく「法的加工」を経て、被告らに対して損害賠償請求という形でその法的責任を追及する訴訟という構図へと整序されて行った一面があると言えるのではないか。

しかし、同時に、かけがえのない子どもが亡くなるに至った状況を、納得の行く形で知っておきたいというAさん夫婦の親としての強い「想い」が、事故後一貫して保持されてきたことは間違いない。それに対して、事故後の学校／教育委員会／Bさん夫婦とのやり取り・「話し合い」の一連の過程は、そして新聞報道は、Aさん夫婦にとりそうした「想い」が充たされるどころか、逆に妨げられ、傷つけられた過程として位置づけられるものであったことが理解できる。そこには、「事故の原因究明を通じて、事故の再発防止に資する」という公的な意味合いを持つ動機づけだけには決して還元されない、親／人間としてのより深く強い「想い」が充溢しているように感じられる。

Aさん夫婦がこの訴訟に込めたであろう複合的かつ混沌とした様々な意味合いや強い「想い」こそは、かけがえのない子どもを「不慮の事故」によって突然に失った親によって提起された訴訟を強く彩るファクターに本来他ならないはずである。しかしこのことは、この訴訟において果たしてどこまで理解されていたであろうか。この点については、ここまでの、そしてこれ以後の本稿全体の論述における一貫した基調であるこ



とを、ここで改めて確認しておくことにしたい。

以上をまとめれば、「事故」後その対応をめぐるAさん夫婦と関係当事者間で持たれた「話し合い」が全て挫折したことを受け、Aさん夫婦は、「どうにもならない状況」を打破すべく法的手段を用いることを模索し、弁護士の助けを得て「事故」の真相究明と関係当事者の「事故」に対する「責任」所在を明確なものとする目的で、提訴に及んだということになる。

## (2) 提訴後の動き

以下では、これまで見てきた提訴に至るまでの事件展開に続けて、提訴以降の事件の動きを確認する<sup>(48)</sup>。まず、被害者遺族両親＝原告Aさん夫婦の提訴に際し、矢を放った生徒Bくん（法定代理人Bさん夫婦）をも被告に加えるのか、それとも学校施設管理者である山鹿市のみを被告とするかについて、原告Aさん夫婦と代理人弁護士との間で議論がなされていたことに注目する<sup>(49)</sup>。次に、この被告選択をめぐる最終的にBくん（Bさん夫婦）を被告に加えたことにより、提訴時の記者会見で一部記者からAさん夫婦に対して「教育的配慮に欠ける」旨の声が生じたことを確認しておく。

その後、1996年5月15日に開かれた第1回口頭弁論を皮切りに民事訴訟は進行していく。その当初から、被告「加害」生徒Bくん（Bさん）との間で、訴えの取り下げや訴訟上の和解が検討され、原告Aさん夫婦に対しはたらきかけられていった。

そうした中、提訴から半年後、書類送検からは一年後の1996年9月17日、山鹿中校長と弓道部顧問教諭に対する不起訴処分が下される。この際、不起訴処分の決定をめぐる担当検察官とAさん夫婦との間で若干のやり取りがなされている。

いっぽう民事裁判は、計2回の口頭弁論並びに数回の弁論準備的な手続期日を経て、1997年2月2日、事故現場である山鹿中弓道場の現場検

証を行った。その検証結果を踏まえ計2回の口頭弁論期日における双方の立証活動を経て、同年10月及び11月に2回の和解期日が設けられた結果、提訴から1年8ヵ月後の同年11月13日、原告Aさん夫婦と被告「加害」生徒Bくん（Bさん）との間で訴訟上の和解が成立するに至る。

その後も、もう一方の被告山鹿市との間で民事裁判は続行し、1998年の7月と10月に原告・被告双方申請の証人尋問を経た後は、1998年末から翌1999年3月までに3回の弁論準備手続が設定され双方の主張を整理しつつ、最終的に裁判所から双方に対し和解勧告が出されることになる。この和解勧告を受けて、被告山鹿市は和解金支出の承認を求める予算を定例市議会に計上、同議会の審議承認を経て民事裁判は、同年6月30日、最終的に訴訟上の和解という形で終局を迎えた。

以上、Aさん夫婦の提訴から事件が訴訟上の和解に終わるまでの流れを概略的に確認した。以下では、これらの展開についてそれぞれの局面をより詳しく記述していくことにする。

### ① 提訴に際しての被告選択の議論と「教育的配慮」論

ここではまず、提訴に際し、被告選択をめぐりAさん夫婦と弁護士との間で行われた議論について見ることにしよう。議論は、Aさん夫婦と2人の代理人弁護士であるC弁護士、D弁護士の4人で行われた<sup>(50)</sup>。その時の議論内容について、母親のAさんの話。

（筆者）「被告選択について、弁護士の先生方はBくんを被告にすることについては、特に何も仰らなかったですか？例えば、Bくんについては外して、市だけの責任を追及した方がいいんじゃないとか、そういうお話は<sup>(51)</sup>？」

（A母）「最初から両方…どうだったかな…。そうそう、私もあざやしこ言われたから悔しいのがあるじゃないですか、だからBくんの方には全然そういう責任は問えないんですか、と聞いたら、[C弁護士が]『Bくんも、訴えることができる』と言われたんですよ。…最初からこう、Bくんの両親が誠意を持っておられたなら、そこまではしなかったかも

しれないですね…。市だけだったかも、しれないですね。でも、誠意があまりにもなさすぎたから…。先生も考えておられたようだけど、私たちの意見を聞いてくれたんですね、先生は」

(筆者)「損害賠償を請求するという、訴訟の形式といいますか、形については、どう思われましたか？法律的には、顧問の先生とか、校長先生ではなく、市の責任を追及するという形になったのですが…」

(A父)「なにせ、初めてのことなので、よくわからなくてですね…。法律的に決まっているルールと言うか、そういうものに乗っているのかな…とは、思いましたけどね」

(A母)「先生が言われるまま…という感じだったもんね。そういう感じなのかな…と…。ただ、9割もうちの子が悪いということは、それだけは絶対あり得ないって思ってたんですけどね…」

次に、この点に関しての C 弁護士、D 弁護士、それぞれの話。

(C 弁)「…なぜ、B くんまで訴えたのかということだけど、これについてはかなり議論しました。A さんの話を聞く限りでは、向こうは『どこが悪いのか？』と、こういう態度だったんです。しかし、事故の因果関係を作ったのは向こうに間違いないのだから。過失相殺は、その時点ではわからないけどね。それは、争ってみないとわからない。A くんが前だったというのは〔筆者、注：A くんが B くんの前に出たという事故状況〕、過失が大きいと思ったけれども、B の対応は、過失がゼロということはない。調べれば、いろいろ出てくるのではないのかと、考えていました」

(D 弁)「B さんを加えるかどうかについては、全員で議論しました。C 先生と、A さんにも入ってもらって。A さんには、B さんの両親が『うちの子には、責任はない』と発言したことへの反発がありましたからね。だから、責任が本当にないか、はっきりさせたかった、ということでしょう。…過失が、A くんに問われるのと同様に、B くんにも責任がある。そのままでは、所在があいまいになる」

既に見たように、事故後提訴に至るまでの経緯に照らして A さん夫婦には、事故の発生により A くんが亡くなるに至った状況そのものを親としてみずはきちんと知っておきたいという思いがあった。さらに事故状況の解明を通じて、それまで学校関係者等から「A だけが一方的に悪

いように言われ」ることでAくんに着せられてきた言わば「濡れ衣」を晴らしたい気持ちが、Aさん夫婦には抱かれていたと思われる。Aくんに着せられた「濡れ衣」を晴らすことがまずあって、そのことが自ずと学校ないし学校関係者（引いては市）の「責任」を明確にすることにつながって行くという理解が、Aさん夫婦にはあったものと思われる。つまり、顧問教諭や校長が直接被告となるのではなく、市が被告となり市の「責任」を問うことになるという「法律的に決まっているルール」について、Aさん夫婦には特にこだわりはなかったということになるだろう。<sup>(52)</sup>

他方で、「Bくんの方には全然そういう責任は問えないんですか」という母親Aさんの問いには、市の「責任」もさることながらやはりBくんの「責任」も一緒に問いたい、はっきりさせたいという気持ちが含まれている。事故の詳しい状況はわからないまでも、むしろわからないからこそ、「矢を放ったのは、Bくん」なのだから、やはりBくんには何らかの「責任」があるのではないかという思いが、まず前提としてAさん夫婦には抱かれている。

だからと言ってAさん夫婦は、Bくんだけが一方的に悪かった、と思っていた訳でもない。「うちの子ばかりが悪いと言われてきたが、うちの子だけに責任があるわけではない。Bくんにだって、責任はあるはず」（A母）という素朴で漠然とした、ある種の「責任のバランス感覚」とでも呼ぶべきものが、Aさん夫婦の考え方の出発点であったと言えるのではないだろうか。

Bさん夫婦はしかし、Aさん夫婦の話によれば、事故後の「話し合い」の席で「うちの子は悪くない」という形でBくんの「責任」を否定し、「お宅の息子さんが悪い」とAくんを非難するに至った。こうしたBさん夫婦の「誠意のなさ」に対する「反発」から、Aさん夫婦にとっては、Bくんを被告に加える選択が譲れないものとして位置づけられることになったのだと思われる。この点については一方で、Bくんの「責任」云々

というよりむしろBさん夫婦の「誠意のなさ」に対する「憤り」という「感情的な面」を中心に理解することも、確かに可能である。だが同時に、「感情的な行き違い」というだけで理解してしまうことも、間違っているであろう。Aさん夫婦の「憤り」の中には、Aさん夫婦の抱く「責任のバランス感覚」をBさん夫婦に完全に覆されたことから来る「反発」が含まれていることを見逃すべきではない。むしろここでは、Aさん夫婦がBくんの「責任」を問う上で、Bさん夫婦の「誠意のなさ」を援用しているという構図であることに着目すべきであろう。

ところで、こうしたAさん夫婦の「私たちの意見」に対して、C弁護士は「Bくんも、訴えることができる」と答えているわけだが、そのニュアンスは微妙である。「訴えることができる」という発言をそのまま読めば、それは「一つの可能性」に言及しただけと受け取ることも、できないわけではない。「法的に訴えることが、できるか／できないかと問われれば、それはできる。できるけれども、その是非はまた別」という答え方も、依頼者から相談を受けた弁護士の立場としてはあり得るだろう<sup>(53)</sup>。

Aさん夫婦に問われて「考えておられた」C弁護士の頭の中で、問題の焦点はどこにあったのだろうか。一方で、この点については後に改めて触れるが、C弁護士・D弁護士のそれぞれが本件「事故」をめぐる「地域感情」を非常に気にしていたことが挙げられる。両弁護士とも、本件事故に対する山鹿地域の受け止め方には、「Aくんの落ち度が大きいと見る一方で、Bくんに対しては、同情的な声が強い」(C弁護士)ものと、それぞれ独自にその「雰囲気」を読んでいた。別の文脈でC弁護士は、こうした「地域感情」に配慮し「裁判を通じて、事件に対する周囲の理解を変える必要があった」と述べることにより、提訴の意義を位置づけてもいる<sup>(54)</sup>。

「事件に対する周囲の理解を変える必要」が一方で念頭に置かれている訴訟において、Bくんを被告に加えることが「戦略的に見て」果たし

て妥当であったのかどうか。C・D 両弁護士は当初、Bくんは被告とせず山鹿市だけを被告とする方が得策と判断していたのではないと思われる。<sup>(55)</sup> Bくんを被告に加えれば、Bくんに対する「同情的な見方」から、「周囲の理解を変える」どころか逆にAさん夫婦に対する「風当たり」を強めてしまう結果にすらなりかねないという懸念が、両弁護士の頭の一隅には恐らく存在していたことであろう。

以上をまとめれば、両弁護士とAさん夫婦との間の具体的な議論の身は十分明らかではないものの、Bくんも被告としてあくまでその「責任」を問いたいとする依頼者・Aさん夫婦の希望を前にして、これをそのまま尊重することに何らかの「躊躇」を両弁護士が覚えたが故の「議論」であったということができよう。そして最終的には、提訴段階での議論ということもあり、依頼者であるAさん夫婦の希望をできるだけ尊重することが弁護士の役割であると両弁護士は最終的に判断したものである。

ただし厳密に言えば、Aさん夫婦の「うちの子ばかりが悪いと言われてきたが、うちの子だけに責任があるわけではない。Bくんにだって、責任はあるはず」（A母）という考え方、いわば素朴な「責任のバランス感覚」とでも言うべきものと、C・D 両弁護士が「弁護士としての判断」から過失割合や訴訟全体の見通し等を考慮に入れた上で「Bくんにも責任がある」と判断することの間には、ズレが生じる余地は残されていることになる。「Bくんを被告に加えるか否か」という議論の結論としては、そうしたズレが顕在化していなくとも、弁護士の訴訟追行に関する様々な考慮・見通しの中では既に、例えば過失割合をどのように判断するかという考慮<sup>(56)</sup>においてこれを詳しく見ていけば、そのズレは潜在していたと思われるが、この点については後に検討することにしたい。

## ② 提訴時の記者会見をめぐる

さて、以上のような「被告選択の議論」を踏まえて、Aさん夫婦は

1996年3月18日、山鹿市とBくん（Bさん夫婦）を相手取り、2,800万円余の損害賠償を求めて熊本地裁に提訴する。その際に開かれた記者会見の様<sup>(57)</sup>について、あるブロック紙の囲み記事は次のように記している。

「昨年5月、山鹿市の中学校の弓道部で起きた事故で亡くなった中学生の両親が、学校管理責任を問い、同市などを相手に損害賠償を求める訴訟を、熊本地裁に起こした。約11カ月が経過し、事故が忘れられかけていたのに加え、矢を射た生徒が被告として含まれていたことに驚いた。『ここまでなくても』という声も、上がっていた▼提訴後の会見では当然、その点についても質問が出た。訴状では、矢を射た生徒にも周辺への注意を怠った過失があるとなっていたが、終始うつむいていた遺族が声を詰まらせて話した。『二度とこのような事故を繰り返してほしくないんです』▼そのためにも、当時の現場を知っている生徒に裁判を通して、クラブ活動中の状況を証言してほしいという思いが強かったように感じた。第三者には測りかねる悲しみと、複雑な心情を象徴した提訴に、どこまで真実に迫れるか。記者として襟を正させられる思いだった」

この記者会見の様<sup>(57)</sup>について、筆者の聞き取りに対しAさん夫婦は次のように語っている。

- (A母)「Bさんをなぜ訴えか、というあれでしょう…。聞かれましたよね、お父さん。なんで、Bさんまで訴えたのか、てね」
- (A父)「うーん、そうですね」
- (A母)「そのとき、あの場合は、Bさんが言ったことも言ってよかったと、あとからC先生、言われたですね。うちの子には全然責任がないけん、払えないって言われたことを、みんなの前で言ってよかったって、言われたんですよ」
- (A父)「会見も、せんならせんでいいよ、って先生、仰ったんですけどね。だけど、これだけ何か注目されているあれだから、会見をして、後からいろいろ言われるより、会見しとって、はっきりしとった方がいいでしょうって、言われたですね」
- (A母)「全て弁護士に依頼してもいいよ、応対する形にしても…とは仰ったんですけど。家の方には絶対、もう記者さんたちは行かないで下さい、と最初に…D先生が言われたですね。電話とか、取材は一切しないで、弁護士を通して下さいと、最初に言われたからですね。子どもが二人、いるからですね…」

- (A母)「そういう風なことを、みなさんからそういう白い目で見られることもありますよと、C先生から、そういうことは仰られたですね。Bさんを訴えたから、そういうことも出るでしょうねえって。覚悟は、してたんですよ…。そのときお父さんが、こうやって話し合いがつかかなかつたから〔訴訟の場に〕持ってきましたって、言ってもよかつたって言われたんですけど、でも、あんまり…考える方だから、主人もですね…」
- (A父)「うん、言ってもよかつたんですけど…あんまり…言わないほうがいいかって、自分では、思ったもんだからですね」

ここまでの囲み記事の内容およびAさん夫婦の語りを見ると、記者会見の席上、集まった報道関係者からBくんを被告に加えたことに対して「質問が出た／聞かれた」ことはそれぞれ確認することができる。ただし、そこでの質問がはっきり批判めいた内容であったこと、具体的には「教育的配慮に欠けるのではないか」という内容であったことについては<sup>(58)</sup> 囲み記事およびAさん夫婦とも触れていない。まずは、そのことを確認しておこう。

囲み記事では、Bくんが被告に加えられていたことについて「驚いた」と表現している。「約11カ月が経過し、事故が忘れられかけていたのに加え」という一文があることから、この囲み記事を執筆した記者にとっておそらく、「事故」が提訴という形に展開したそのこと自体がまずは「驚き」であったのではないかと<sup>(59)</sup> 思われる。続く「『ここまでしなくても』という声があがっていた」という記述は、おそらくはその場の報道関係者から発せられたのであろう「声」を伝えているものと思われる。そうした「声」は、Bくんを被告に加えたことについて「当然、その点についても質問が出た」と記述する程度には存在していたということになるだろう。

囲み記事は、こうした「質問」に対する答えとしてのAさん夫婦の「肉声」を、「終始うつむいていた遺族が声を詰まらせて話した。『二度とこのような事故を繰り返してほしくないんです』」という形で紹介している。Aさん夫婦の語りの内容と併せて推測すれば、「Bくんを被告



に加えたのは、なぜか？」という報道関係者からの質問に対して、Aさん夫婦はストレートな形で明確には答えていないことを伺わせる。Aさん夫婦の語りからは、こうした質問に対する一つの答え方として、「C弁護士から会見後示唆された」というようにAさん夫婦は「Bさんの誠意のなさ」に言及する手はあったが、その手は取らなかったこと、また、そうした言及を行ってれば理解を得られたかもしれないとも、Aさん夫婦が考えていたことを読み取れる。

では、Aさん夫婦が記者会見の席で、Bくんを被告に加えたことについてその理由・「本心」を明言していないことを、どのように理解すべきであろうか。既に見た被告選択をめぐる弁護士との議論の顛末と考え合わせれば、Aさん夫婦としてはかなり強い意思を持ってBくんを被告に含める選択をしたはずである。そのことによって、あるいは周囲の理解を得られないかもしれないという恐れについても、予めC弁護士から示唆されていたことはAさん夫婦の語りから理解される。そうだとすれば、記者会見における質問はAさん夫婦にとって、ある程度予想できた反応ではなかっただろうか？

この点を考える上で興味深いのは、囲み記事の論調も、Aさん夫婦の答え方が明確でない点に戸惑ったまま、記者自身の読み込みを行っているように思われることである。記事の記述に戻れば、Aさん夫婦（記事中では「遺族」）が声を詰まらせて質問に答えた様子を描写した前の部分で「訴状では、矢を射た生徒にも周辺への注意を怠った過失があるとなっていたが」という一文が挿入されていることに注目したい。訴状ではBくんの過失を問う内容になっており、実際にBくんは被告に加えられている。しかし、そのことを質した質問に対するAさん夫婦の直接の肉声による答えは、声を詰ませながらの「二度とこのような事故を繰り返してほしくないんです」というものであり、決して質問に対するストレートな答えではない。記事はその答えを受けて、今更ながらにAさん夫婦の深い悲しみ的一端に触れた思いで、記者自身の認識をいくらか改めつ

つ、事故の真相究明を求める裁判にAさん夫婦が込めた思いを、わずかながらも理解した上で「第三者には測りかねる悲しみと、複雑な心情を象徴した提訴」という表現で締めくくっているのではないだろうか。

記事の論調を以上のように（敢えて半ば強引に）読めば、記事は、「質問」に対するAさん夫婦の「答え」がストレートに明確とならなかったことを、おそらく十分には理解できないまま「複雑な心情」へと「読み替えて」いるように思われる。Aさん夫婦は「質問」に対する答えとして、Bさん夫婦の「誠意のない対応」について言及することを、確かに躊躇していた。そこでの「躊躇」の意味を半ば強引に推測すれば、Aさん夫婦としては一方で、Bさん夫婦の「誠意のない対応」がBくんを被告に加えるのに十分な理由として理解されることを知りつつも、だからと言って他方で、その理由をそのまま「公表」してしまえば、周囲からはBさん夫婦との「いざこざ」を訴訟に持ち込んだものと受け止められるのではないか、それは本意ではない…という考慮が働いたが故の「躊躇」…という面も、含まれていたのではないだろうか。そして、そうした「躊躇」までも含んだ原告Aさん夫婦の声にならない雰囲気や、繰り返しになるが囲み記事の記者は「第三者には測りかねる…複雑な心情」と表現したものであるように思われる。

以上、敢えてややこだわって、提訴時の記者会見の様態を伝える囲み記事の読み込み解釈を行った。ここで最後に、改めて確認しておきたいのは、Aさん夫婦がC、D両弁護士との間で提訴時に「被告選択の議論」を行ったときには、Aさん夫婦が抱いていたであろう素朴な「責任のバランス感覚」、すなわち、「うちの子ばかりが悪いと言われてきたが、うちの子だけに責任があるわけではない。Bくんにだって、責任はあるはず」という考え方がストレートに示されていないということである。この点は、この種の人身損害賠償訴訟において、その提訴動機を社会に対してどのように説明するかという困難さの問題と、深く関わっているように思われる。この問題についてはなお検討が必要であるが、そ

れは後に譲るとして、次の展開を見て行くことにしよう。

### ③ 民事訴訟審理の開始と刑事不起訴処分決定

民事訴訟の第1回口頭弁論は、1996年5月15日、熊本地裁で開かれた。原告両親側の訴状陳述に対し、被告山鹿市及び被告「加害」生徒Bくん(Bさん)はそれぞれ答弁書を提出、事故について被告側に何ら過失はないとし、原告の請求を棄却する判決を求めた。

それから約1ヵ月後の同年6月17日、第2回口頭弁論が開かれた。原告両親側は、先に提出された被告答弁書に対し再反論する趣旨の準備書面を提出。併せて、事故現場である山鹿中弓道場について裁判所による現場検証を求めた。

この際、被告山鹿市代理人から原告両親代理人らに対し非公式な形で、「被告『加害』生徒Bくん(Bさん)に対する訴えを取り下げてもらえないか。後のことについては、被告山鹿市が責任を持つ」旨の打診<sup>(60)</sup>がなされている。この打診内容について一旦持ち帰った原告代理人らは、後日、弁護士事務所における打ち合わせの席上、その内容をAさん夫婦に諮った。これに対し、Aさん夫婦は「今のところ、訴えを取り下げの気はない」と答えた。原告代理人らはこの点に関するAさん夫婦の意思を尊重し、当面引き続き「加害」生徒Bくんに対する請求を維持したまま、立証を進めて行く方針を確認している。

それから3ヶ月が経過した同年9月17日、事故に関する山鹿中校長及び弓道部顧問教諭の業務上過失致死容疑について捜査していた熊本地検は、両教諭らについて不起訴処分とする決定を行った。この処分がなされる以前に、熊本地検の担当検察官からAさん夫婦に対し「話を聞きたいから来て下さい」と連絡があり、これに応じてAさん夫婦が地検へ出向いたという経緯がある。以下、この時の経緯についてAさん夫婦の話。

(筆者)「検察官の方が不起訴処分について説明をされた際、横断歩道の例を出

して話されたということですが、この時は説明を聞きに行かれたんですか？」<sup>(6)</sup>

(A母)「ああ、いや、あれは聞きにじゃなくって…」

(A父)「話をこう、聞きたいから来て下さいって、ことだったんですよ」

(A母)「向こうから連絡が来て…」

(筆者)「それは、不起訴処分が出る前ですか？」

(A母)「前です。はい、前です。『寛大な気持ちはありますか?』って、何かそんなことを最後に言われたもんね」

(A父)「こういう、うがった見方じゃいけないのかもしれないけど、担当の\*  
\*検事だったと思うんですけど、なんかこう、不起訴になるよう協力してくれというニュアンスと言いますか、そういう感じだったですね。2時間も3時間もおったけど、そんな感じで…」

(A母)「扇動するような感じ、何か…だったですね」

(筆者)「交通事故などでも、同じような話を検察官はするみたいですが…」

(A母)「だから、言われたのかもしれないですね。『もしも、車がビューって来てた時、急に飛び出したら、車は止まりますか?』って [検察官は] 言われたんですよ。だから、しばらくして、『車が速度を落としてたら、止まれるんじゃないですか?』って、私は言ってしまったんですよ。そしたら、[検察官は] 何も言われなかったもんね…。私も、何であんなふうに言ってしまったのか、知らないんですけど」

(A母)「長かったもんね、あの時。3時間… [午後] 5時くらいに [地検に] 行って、[午後] 8時過ぎだったもんね、帰ったのが。あんまり、扇動されるみたいな感じですよ、こういう部屋で…」

(A父)「『1時間くらいで』って [最初、検察官は] 言われたけど…」

(筆者)「ずっとその、『寛大な気持ちはありますか?』っていう方向に…?」

(A父)「そうですね、それを言わないから、何回でもそこに話が…」

(A母)「最後まで、言わなかったです。でも、[弁護士の] C先生に相談してから行ってるじゃないですか、だから、『そういうことは、絶対言わんでよかよ』って、言ってくれてたけんです。それがなかったら…『はい』って言っとったかもしれないですよ。もう、扇動されるですもんね、言い方が。同じことを、何回も…」

Aさん夫婦の語った話を整理すれば、刑事事件の捜査にあたっていた担当検察官は不起訴処分の決定を下すに際し、事件の被害者遺族であるAさん夫婦から事前に「加害者に対する被害者（遺族）の感情」を聴取したかったということだと思われる。周知のように、刑事事件において

不起訴処分ないし起訴猶予等、被疑者に対して何らかの「寛大な措置」を検察官が下すに際して、「被害者（遺族）側にも寛大な措置を是認する心情が認められる」旨の正当化レトリックを付すという慣例的行為が、一般的になされていると言われる。そのため担当検察官は、こうした慣例が半ば常態化している交通事故のケースに従い、Aさん夫婦の心情を特に思いやるということもなく、Aさん夫婦から被疑者である両教諭に対する「寛大な気持ち」を何とか引き出そうとしたものであろう。

しかし、Aさん夫婦の語りを聞く限りで判断すれば、都合3時間にも及ぶ担当検察官の執拗な「扇動」は、結局失敗に終わっている。また、交通事故の例を引き合いに出しての「説得工作」も、逆に母親Aさんによってロジックとして見事に切り返されてしまい、なす術がなかったものと思われる。

このように担当検察官によって「寛大な気持ち」を求める「扇動」行為が長時間、執拗に行われたという経緯については、後にまた改めて検討を行うことにする。ここではひとまず、Aさん夫婦への聞き取りによって明らかになった「事実」の存在のみを確認した上で、事件展開を再び民事裁判の局面に戻して、見ていくことにしよう。

#### ④ 被告「加害」生徒Bくん（Bさん）との和解

さて、民事裁判の展開に話を戻すと、校長・顧問教諭に対する不起訴処分が下された9月以降、計3回の弁論準備的期日において訴訟進行の協議がなされ、翌1997年2月2日には、事故現場である山鹿中弓道場に対する裁判所の現場検証が行われた。この際、同弓道場に対する測量鑑定も併せて実施されている。

以降、それらの検証結果を踏まえて、原告両親側は新たに準備書面を提出、当時の山鹿中弓道部生徒3名について証人申請を行った。さらに原告両親側は、不起訴処分の決定を受けて文書送付嘱託を申請、山鹿警察署作成の「実況見分調書」を甲号証として提出した。これにより、原

告側の立証はより具体的に事故状況の解明に向けて進められて行くことになった。

そうした中、6月30日に開かれた第5回口頭弁論において、裁判所は原告側に対し被告「加害」生徒Bくん（Bさん）との和解を打診、これを受けて原告側は、次回和解期日に設定された10月23日までに計3回の打ち合わせを行い、対応を協議した。Aさん夫婦は、提訴前の段階でBさん夫婦と「話し合い」を持った際の経緯から、和解を考慮する前提として、「裁判官に相手 [= Bさん夫婦] の気持ちを聞いてもらう」ことをC、D両弁護士に求めた。<sup>(62)</sup> また、和解金額については「150万～200万円」程度が検討された。

10月23日の和解期日には、Aさん夫婦も裁判所へと足を運び、裁判官に対して直接、提訴前の「話し合い」におけるBさん夫婦の「発言内容」を伝えている。このBさん夫婦の「発言内容」とは、すなわち、「うちの子 [Bくん] は悪くない。悪いのはAくん」としたBさん夫婦の「心変わり」発言を指している。Bさん夫婦との和解を受け入れるに際し、この「心変わり」発言の形でかつて端的に示されたBさん夫婦の提訴前における「誠意が全く見られなかった対応」について、Aさん夫婦がこの時点でなお、相当のわだかまりを持っていたことを、ひとまず確認しておきたい。

こうした過程を経て、11月13日に設けられた和解期日においてAさん夫婦とBさん夫婦との間で訴訟上の和解が成立するに至った。

#### <和解条項>

- 一、被告Bは原告らに対し、本件事故の発生について遺憾の意を表明し、弔慰金として金200万円を平成9年12月15日限り、原告ら代理人 [C弁護士] 名義の\*\*銀行\*\*支店、普通預金口座（口座番号\*\*\*\*）に振り込んで支払う。
- 二、原告らは、被告Bに対するその余の請求を放棄する。
- 三、原告らと被告Bとの間に、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

四、訴訟費用は各自の負担とする。

なお、和解条項については、最終的に上記のような文言・内容に落ち着いたのだが、そこに至るまでの過程について以下、簡単に見ておくことにしよう。

訴訟上の和解を成立させるにあたり、裁判長は、自らが聴取した被告Bさん夫婦の「気持ち」について、原告Aさん夫婦側に示した。和解条項をめぐりやり取りと併せると、以下の通りである。

(裁長)「先方[Bさん夫婦]も、『亡くなった人には誠意をもって対処しているつもり。命日には墓参りしている。行き違いのあったことは認める。今は誠意をもって対処したい』と言っている。なにか金銭、プラス収めるための工夫をしたらどうかと思っている」

(A母)「[事故から]3ヶ月して、仏壇の前で[Bの]お母さんが、『[亡くなったAくんがBくんの]前に出て来んならよかったと、最初から思っていました』と言った。墓参りのことは初めて聞いた。花が置いてあったことは何回かあった」

(裁長)「慰謝料という言葉を使ったらどうか」

(C弁)「慰謝料、または『謝罪の意を表明し』を入れればよい」

(原告)「そうだ」

(裁長)「それで、金額は200万円かどうか」

(C弁)「250万円にしてほしい。お墓代」

(裁長)「弔慰金の方がよいのではないか。損益相殺で差し引かれないために。また、200万円の方がよいと思う。『遺憾の意を表明し、弔慰金200万円』でどうか」

(原告)「それでよい」

以上の経過からは、最終的に和解成立に至るまでの過程において、この和解内容が持つことになる意味づけを含め、裁判長、弁護士のそれぞれが、実に様々な点を考慮していたことが伺える。この点についての検討、並びにこの訴訟上の和解成立についてAさん夫婦が抱いていた思い等については、後にまた改めて触れることにしたい。

さて、原告Aさん夫婦と被告「加害」生徒Bくん（Bさん夫婦）との間でこのように訴訟上の和解が成立したことにより、民事裁判は以後、原告Aさん夫婦と被告山鹿市との間で争われることになった。以下、引き続きその展開を見て行くことにしよう。

### ⑤ 証人尋問

原告Aさん夫婦と被告「加害」生徒Bくん（Bさん夫婦）との間で訴訟上の和解が成立して以降、民事裁判は、翌1998年に入って計3回の弁論準備手続を行い、原告・被告双方が書証提出を行った。そして、7月22日には原告側申請証人（事故当時の弓道部キャプテンだった生徒。以下、「証人生徒」とする）に対する証人尋問、また次期日の10月22日には被告側申請証人（事故当時の顧問教諭）に対する証人尋問がなされ、ここに民事裁判は、立証面での山場を迎えることになった。

以下では、2回の証人尋問のうち証人生徒に対する原告側主尋問の内容を中心に挙げ、事故状況との関連でポイントとなる点に絞ってその内容を確認する。なお、顧問教諭に対する証人尋問の内容については、証人生徒に対する尋問内容と重複する点が多いため、ポイントを絞り補完的に言及するにとどめる<sup>(64)</sup>。

まず、原告側申請による事故当時の弓道部キャプテンだった男子生徒（事故当時3年生）に対する証人尋問である。この尋問における原告側立証の骨子は、①事故状況に絡み安全性の確保という面で山鹿中弓道場が有する施設構造面での具体的な瑕疵の立証、②顧問教諭が事故以前に行っていた安全面での指導についてその具体的な不備の立証、この2点である。

このうち、まず前者①については、既に本稿の冒頭で「事故の状況」として確認したように、事故現場である山鹿中弓道場の狭さが端的に指摘された<sup>(65)</sup>。事故当時、山鹿中弓道部は4月からの新入生部員を含め、総数約30人<sup>(66)</sup>。事故が起きた5月の時点では射場外での見取り稽古が主とな



る新入生約10人を除いても、一度に本来であれば3人(実際には4人)しか的に向かっての行射練習ができない射場内の状況は、常に混雑していたことが証言された。証人生徒によれば、4人並んで的に向かう練習を行うと、互いの間隔が十分に取れず、そのため通常定められた動作(弓矢操作)すらも円滑に行えなかった<sup>(67)</sup>という。

また、施設構造面での最大の問題、射場から放たれた矢が飛び交う矢道内に人の出入りを制限する柵等の設備がなかった点については、本件事故発生以前にも、近接するグラウンドから飛び込んできたボールを追ってハンドボール部員が行射中の矢道内に侵入するという事態が、証人生徒の記憶にあるだけでも過去に2度、起きていたことを証言した。しかもそのうちの1回は、顧問教諭が弓道場にいる際に起きていた。この時、顧問教諭はハンドボール部員に対し「きちんと確認しろ、と怒鳴った」ということであるが、その後特に弓道部員に対して安全面での指導を行ってはいない。

次に立証内容②、顧問教諭による安全指導の不備・不徹底については、まず事故状況との絡みで当初、亡くなったAくん個人の過失とされた射場正面脇から射場内へ入る行為について取り上げられた。この点について、「ここ[射場正面脇]から入ってはいけないという先生の指導はありませんでしたか?」という原告代理人・C弁護士の問いに、証人生徒は「ありませんでした」と端的に答えている。併せて、練習時間内にこの射場正面脇から生徒が出入りすることは「よくあったこと」であり、顧問教諭はそのことを知っていて注意を行わないばかりか、自らも生徒と同じように射場正面脇から出入りすることがあった旨を証言<sup>(68)</sup>した。

ここで事故状況を改めて振り返れば、亡くなったAくんは事故直前、射場正面脇から射場内に入り、射場内脇の壁際に置かれていた矢立ての前に立っていた女子部員の後ろを通り、目をこすりつつ前かがみになるような姿勢で、矢を放つ直前の動作に入っていたBくんの正面に出たため、その放たれた矢を受けることになった。

この状況についてポイントを整理すると、まずAくんが射場正面脇から射場内に入ったことはもちろん問題<sup>(69)</sup>であるが、それ以前に、この射場正面脇から入ってすぐの射場内壁際の位置に矢立てが置かれていたこと、実はこの点がもっと問題なのである。標準仕様の弓道場においては、この位置に矢立てがあることはまずあり得ない。なぜなら、この位置に矢立てが置かれていることは、それ自体、安全面からタブーとされている射場正面脇からの射場内への出入りを誘発する、危険性の伴う配置だからである。

矢立ては、各人の矢を文字通り、傘立てに置かれた傘のように立てた状態で保管しておくものである。行射練習の際、各人は自分の矢を通常2本（ないし4本）持って的に向かう。的に向かって放たれた矢は、一程の時間間隔で的場から矢を回収する作業（「矢取り」という）が行われた後、矢を回収した人間（矢取り係<sup>(70)</sup>）の手により射場内に運ばれ、矢立てへと返却・収納するシステムである。

繰り返しになるが、この矢立ては標準仕様の弓道場では射場奥側の壁付近等に置かれるものであり、山鹿中弓道場のように射場正面脇から入ってすぐの射場内壁際の位置に置かれることは、まずない。なぜなら、多人数で行射がなされる場合、矢立ての周囲には自らの矢を取りに来る人が自然と集まるからである。

この矢立て周囲に人が集まる状況は、当然、山鹿中弓道場における練習中も起きていた。事故直前の状況において、矢立ての前に女子部員が立っていたのも、自らの矢を取りに来ていたからである。このため、Aくんは、矢立ての前に立っていた女子部員を避けて、その背後を通ったため、その最も近い位置で行射していたBくんの正面に自然と向かう形となったのである。この点について、以下、具体的に尋問内容のやり取りを簡単に見ておこう。

（C弁）「それから、\*\*先生〔顧問教諭〕の指導について、もう少し聞きます

が、先生から安全については、どんな指導がっていましたか」

(証人)「矢立ての所にあまりたくさん集まると、4番目の射位に立っている人の軸上に出してしまうこともあったので、そこに集まり過ぎないようにということと、さっきの矢を取りに行く時の声を、きちんと出すようにということくらいでした」

(C弁)「今おっしゃったのは、この4番目の射位に立つ人の矢が、この矢立ての所に集まると当たるかも知れない、こういうことですか？」

(証人)「はい」

(C弁)「だから矢立てのそばに何人か集まると、4番目の射位にいる人が矢を放った場合に当たるかも知れないと、だから矢立ての所に集まってはいけないと、こう言われていた訳？」

(証人)「はい」

<中略>

(C弁)「矢立てのそばに集まるというのは、何人くらい集まることがあったのですか」

(証人)「多いときは5、6人とか、それくらいもありました」

(C弁)「矢立てのそばに、どういうことで集まるんでしょうか」

(証人)「練習の時に弓を引きますが、的場の方に矢がだいたいぶたまってから、矢取りに行っていたので、一気にそれを持ってくると、今、矢がない人間が全員、矢立ての所に矢を取りに集まりますので、矢立ての所にたくさん集まるようになっていました」

(C弁)「先生からそう指導を受けたということなのですが、それが守られていましたか、どうでしたか。つまり、矢立てのそばに人が集まることはあったのか、なかったのか」

(証人)「ありました」

(C弁)「それはよくあったんですか」

(証人)「はい。よくありました」

尋問の中で C 弁護士が何度も繰り返し確認しているように、ここでの証言内容は極めて重要である。なぜなら、「4番目の射位に立っている人の軸上に出してしまう」という状況は、まさに本件事故において A くんが亡くなるに至った状況、まさにそのものだからである。証言の内容からは、顧問教諭に少なくとも、事故が起きるかもしれないという状況に対する認識が存在していたこと、及びそれにもかかわらず、徹底した

安全面での指導（矢立ての位置を移す等）<sup>(72)</sup>がなされていなかったことをうかがい知ることができよう。

この点については、裁判官も証人に対し問いかけを行っている。簡単に見ておこう。

（裁官）「あなた方は、矢立ての前のところから出入りをすることが多かったと言われていますけれども、あなた自身もここから出入りすることは多かったんですか」

（証人）「はい」

（裁官）「あなた自身が、ここから出入りをしている時に、危ない思いをしたことはありませんでしたか。それとか、他の人が出入りをしているのを見て、危ないタイミングで入ってきたとか、危ない場面で入ってきたと思ったことなどは、ありませんでしたか」

（証人）「何回かは、あったと思います」

（裁官）「それでもなお、ここから出入りをしていたということですか」

（証人）「はい」

このやり取りからも、本件事故が起きる以前にも既に何度か、実際に同じような事故が起きるかもしれない可能性があったことを、端的に知ることができる。本件事故は、Aくんが被害生徒、矢を放ったBくんが「加害」生徒となったわけだが、この構図は全く偶然的なものであり、実際には、当時の弓道部員のうち誰が被害生徒／「加害」生徒になってもおかしくない状況だったと言っても、過言ではないだろう。

以上ここまで、本件事故状況の具体的な解明という観点からポイントをしぼって証人生徒に対する原告側主尋問の内容を見てきた。以下、被告山鹿市側の反対尋問について、続けて簡単に見ておくことにする。

反対尋問の中で、被告山鹿市の代理人弁護士（以下、「E弁護士」とする）は自身が「弓道二段」の有段者であり「弓道のことはある程度知っていますけれども」と前置きしつつ、尋問を進めた。その内容は、まず「弓道の練習には、大体定型的な練習の流れがある」ということから始まる。続けて「流れの中に決まりがあると思う」「少なくとも〔矢を射

る人は] ひょいと立って、ひょいと放つのではないですね」といった問いを繰り返し、これらを証人に認めさせている。これらに続けて、具体的には以下のようなやり取りが特に目を引く。

(E 弁) 「[矢は] 意図的に『放す』のじゃなくても、自然と『離れて』行くんですよね」

(証人) 「はい」

(E 弁) 「そういう風に解説も書いてあるし、あなた自身も経験していると思いますけど、おっしゃる通り放すではなく、『離れ』ですね」

(証人) 「はい」

(E 弁) 「その『離れ』の段階でね、もう『引き分け』から『会』に入って、『離れ』の段階でぼつと障害物が前に出てきたとして止められますか。弓道の競技者として」

(証人) 「止められないと思います」

<中略>

(E 弁) 「やや\*くくん [Bくん] の場合は [矢を放った立ち位置が] 後ろ [矢立てに近くなる方向] だったということで、特に危険性が増したということが言えますか」

(証人) 「・・・それは分かりません」

(E 弁) 「所定の位置に立っていたとしても、横から目をこすりながらふらふらと出てくれば、これは結果においては変わらないと思われませんか」

(証人) 「・・・それも」

(E 弁) 「それも、わからない？」

(証人) 「はい」

<中略>

(E 弁) 「これ [乙7号証として提出された文書：詳細は後述] は、山鹿中学校の弓道部の部員並びにその保護者に対して、配布されたものかどうかですが、そうですか」

(証人) 「はい」

(E 弁) 「ここに、練習中の決まりとして1から9まで、それから練習中の心掛けとして1から7まで、書いてございますね」

(証人) 「はい」

(E 弁) 「弓道部としては当然基本的なことだと思うんですが、大体そのようなことは、弓道部に入部する弓道部員に対しては、基本的な常識として言われておったんじゃないですか」

(証人) 「・・・基本的には、言われていました」

これらのやり取りから伺える E 弁護士の反対尋問の趣旨は、要するに、次のようなものである。つまり、本件事故は突発的な状況下で起きたものであり、矢を放った B くんに危険を避けるための「結果回避義務」を負わせることは困難であるか、著しく不合理であると。そのために、全体として練習中の自然な流れ、弓道部員としての「基本的な常識」などを強調して取り挙げているものと見てよい。そして、反対尋問のこうした論調が、亡くなった被害生徒 A くん自身の「自己責任」を印象付ける方向でなされていることも、次のような尋問内容のやり取りから見てとれる。

(E 弁)「しかし弓道部員なら、そこ [矢立てが置かれた事故発生地点付近] に第 4 射位があって、弓を引いている人がいるということは、誰でも知っていますね」

(証人)「はい」

(E 弁)「そうしますと、入ってくる人は当然邪魔にならないように入ってくるのが、当たり前ですね」

(証人)「はい」

(E 弁)「[射場に立つ競技者が弓を引く動作に入ったら] みんなじっと声を潜め、競技者に注視するというのが、弓道者の心構えですよ」

(証人)「はい」

以上、被告山鹿市代理人・E 弁護士による反対尋問についてその概要を確認した。先に見た原告側主尋問の内容と併せ、証人生徒に対する尋問全体を通じて、事故状況の解明につながる基礎的な情報が、これではほぼ明らかになったと見てよい。その上で以下では、これまでの証人生徒に対する尋問内容を補足する形で、顧問教諭に対する証人尋問の内容を、簡単に見ておこう。

顧問教諭は、山鹿中学校で初めて弓道部の顧問を経験している。同中弓道場に対しては、証人生徒と同様、常々その狭さを感じており、「試合には使えない弓道場だった」と証言している。

山鹿中弓道場の施設構造面について顧問教諭は、矢道への侵入を防ぐ柵がなかったことにつき「危険を感じていた」と述べている。証人生徒が証言したハンドボール部生徒による「侵入事件」以外にも、サッカー部生徒等による侵入事件を自身直接、都合3回ほど経験した旨を述べて、何度か学校の事務方に対策を求めたとのことであった。ただし、校長には相談していない<sup>(73)</sup>。

次に安全面での指導に関して顧問教諭は、まず、射場正面脇から射場内へ入る行為についてその危険性を認識しており、原則として「禁止していた」と述べる一方で、その指導が「徹底できなかった」と端的に認めている<sup>(74)</sup>。また、射場内での行射練習中、矢立ての付近に生徒たちが集まる状況が現出していたことについても、認識していた旨を答えている。

その他にも顧問教諭は、原告側C弁護士による反対尋問中、同弁護士から「安全面での指導をきちっと先生の方がなされておれば、こういう事故は起きなかったんじゃないですか」と聞かれると、「何とも言えませんけども」と答えている一方、他方では「練習に立ち会わなくても心配ないというようなことを仰ったんだけど、事故が起こってもそう思っていちゃいますか」との問いには、「いえ、そうは思いません」と答えている。

以上、顧問教諭に対する尋問内容は、先に見た生徒証人に対する尋問内容とほぼ符合するものであった。これにより、原告側が目指した証人尋問における立証の骨子、すなわち、山鹿中弓道場の施設構造面での具体的な瑕疵の存在、また、顧問教諭の事故前における安全指導の不徹底という2点について、原告側から見ればほぼその目的を達する形で立証活動を終えることができたのである<sup>(75)</sup>。

さて、以上2回にわたって行われた証人尋問を経て、民事裁判はいよいよその終局へと近づいていく。次に、その展開を確認することにした。

## ⑥ 被告山鹿市との和解

顧問教諭に対する証人尋問終了後の次回期日は、11月18日、弁論準備手続として行われた。この席において裁判所は、原告・被告双方に対し、裁判所として「和解案」の作成作業に入りたい旨を伝えた。これに対し被告山鹿市側は、山鹿市議会との関係を考慮する意味でも「和解案」の作成が望ましい旨を返答した<sup>(76)</sup>。

この席では、裁判所の心証についても一部開示がなされ、「[被害生徒Aくんの過失に照らすと] 過失相殺が大きい」との判断が示された。また、裁判所は原告側に対し、原告両親が事故後に「熊本県PTA 災害見舞金安全会」より給付された死亡見舞金1,800万円につき、既に損害の填補がなされているものとして損害額から控除するよう検討を求めている。

以後、この災害見舞金の給付につき損益相殺の対象として損害額から控除するのが妥当であるか否かをめぐって、原告・被告双方がそれぞれ主張を展開、翌1999年2月3日、3月12日に設定された2回の弁論準備手続において準備書面を提出した。これに並行して裁判所は2月3日の弁論準備手続において、被害生徒Aくんの過失を「5割以上」とする最終的な心証判断<sup>(77)</sup>を示すと共に、「[被告山鹿市の支払う和解金額として] 200万円を超える案を、裁判所が提示することを考えている。被告\*\* [『加害』生徒Bくん（Bさん）] と合わせて500万円ではどうか」と、具体的な和解金額に踏み込む形での打診を行った。

この裁判所の和解案提示に対し、原告側は、2月24日に原告両親を交えて話し合いを行っている。この席上C弁護士からは、裁判所がPTA災害見舞金安全会による死亡見舞金給付1,800万円を損益相殺する意向であること、また、過失相殺の判断は5割である旨の説明が原告両親に対しなされている。同弁護士は続けて、損益相殺・過失相殺をそのまま当てはめると、損害額がマイナス239万円となるころ、裁判所としては和解金として300万円を被告山鹿市に支払わせる案であることを説明



した。この説明に対する原告両親の答えは、C弁護士の「覚書」の記載によれば「仕方がないと思う。責任が山鹿市に5割あるということだし、また、これ以上、上がらないと思うから」となっている<sup>(78)</sup>。

この話し合いの結果、原告側弁護士は3月12日の弁論準備手続において被告山鹿市の支払うべき和解金額につき「300万円をお願いしたい」と返答を行った。裁判所はこの原告側の回答を踏まえ、最終的に和解金300万円で双方に和解を勧告、被告山鹿市側には議会審議の手続に入るよう要請した。これを受けて被告山鹿市側は、同年6月に開かれる定例市議会に議案を上程することで山鹿市と調整に入る旨を返答した。ここに至り本件民事裁判は、山鹿市議会による承認を待つのみとなり、事実上、訴訟上の和解により終局を迎えることが内定した。

山鹿市議会・6月定例議会は6月7日に開会、同日付で以下の「議案第43号」が山鹿市長名により提出され、審議に付されることになった<sup>(79)</sup>。

議案第43号

#### 損害賠償事件の損害賠償額を定め和解することについて

山鹿市立山鹿中学校弓道部の課外部活動中における死亡事故により係争中の熊本地方裁判所平成8年(ワ)第\*\*号損害賠償請求事件について、裁判所の和解勧告に従い、次の通り損害額を定め和解したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成11年6月7日提出

山鹿市長 \*\*\*\*

#### 1. 相手方

山鹿市\*\*\*\*[地番表示]

\*\*\*\*[Aさん父]

同所

\*\*\*\*[Aさん母]

#### 2. 事故の概要

平成7年5月8日午後3時30分頃、山鹿市立山鹿中学校弓道場において弓道部の課外活動中に同校弓道部員の他の部員の放った矢により負傷し、同月

11日に死亡したものである。

3. 損害賠償額 金 300万円

4. 和解の趣旨

- (1) 山鹿市は、本件に関する和解金として、上記金額の支払い義務があることを認め、当該金額を平成11年7月30日までに支払う。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 当事者双方は、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

損害賠償請求事件について、損害賠償額を定め民事訴訟法第136条第1項に基づく和解を成立させるため、議会の議決を経る必要があり提案するものである。

上記議案については、議会開会初日である6月7日に山鹿市教育委員会教育長による提案理由の説明、及び山鹿市総務部長からは同議案に伴う補正予算支出の説明<sup>(80)</sup>がなされた。

その後同議会は、6月16日に質疑・一般質問を行い、同議案については議員1名が質疑として取り上げ、市教育委員会・教育長が答弁を行った<sup>(81)</sup>。また同日、同議案は文教厚生委員会に対して委員会付託とする旨の手続が取られ、同委員会は6月21日、議案についての委員会審議を行っている。同委員会の記録<sup>(82)</sup>によれば、審議は教育長による概要説明の後、委員の一人から「努力の結果として喜ばしいと思います」という発言が出たのみで討論は行われず、「原案通り可決」とされた。

この委員会議決を経て、同市議会は6月29日に「委員長報告・討論・採決」を行った。まず、文教厚生常任委員長から原案通り可決とすべきものと決した旨の報告を受けて採決の手続が取られ、最終的に原案通りの可決となった。

以上による議会承認議決を経て、6月30日、原告両親と被告山鹿市との間で、訴訟上の和解が成立した。

<和解条項>

- 一．被告は、原告兩名に対し、本件和解金（原告らの連帯債権）として金300万円の支払い義務のあることを認め、これを平成11年7月末日限り原告ら方に持参または送金して支払う。
- 二．原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- 三．原告らと被告は、原告らと被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 四．訴訟費用は、各自の負担とする。

なお、この和解成立については地元紙・熊本日日新聞をはじめ朝日、読売、毎日、日経、西日本の各紙が報じている。以下ではこのうち、地元紙・熊本日日新聞の1999年7月1日付朝刊記事を取り上げておこう。

<熊本日日新聞>

**市側も300万円支払いで和解**

**山鹿・弓道部員死亡**

平成7年に山鹿市立山鹿中で弓道部の練習中、部員の射た矢が頭に刺さって3年生の男子部員＝当時（14）＝が死亡した事件で、男子部員の両親が、市に損害賠償を求めた訴訟の和解協議が30日、熊本地裁（\*\*\*\*裁判長）であり、市側が両親に300万円を支払うことで和解が成立した。

和解条項に市の責任は明記されなかったが、\*\*裁判長は今年3月、「市には生徒の安全を図る措置を怠った過失がある」などと指摘した上で、双方に和解を勧告していた。

矢を射た部員とは、この部員の保護者が200万円を支払うことで既に和解が成立している。

亡くなった男子部員の父親は「当初、死んだ子どもの方が悪いように言われたが、和解で市側の責任が認められた。二度とこのような事故が起きないようにしてほしい」と話した。

\*\*\*\*山鹿市長は、「あらためて故人のごめい福を祈り、遺族にお詫びしたい。今後、部活動中の事故がないように全力を尽くす」と述べた。

さて、以上ここまで、事件の展開について詳しく見てきた。次に、この展開を踏まえて、検討を行うことにしたい。

### Ⅲ. 検 討

以下では、これまで見てきた事件の概要・展開を踏まえて、本件事件についての検討を行う。以下の3点を中心に行いたい。

まず、提訴前の段階における本件事件の展開を振り返れば、事故後Aさん夫婦が、学校側・Bさん夫婦・市教育委員会それぞれとの「話し合い」を経た後も、事故状況は最後まで明確なものにはならなかったこと、その中で事故の「責任」をめぐりAさん夫婦が素朴に抱いていた「責任のバランス感覚」、すなわち「うちの子ばかりが悪いと言われてきたが、うちの子だけに責任があるわけではない。Bくんにとって、責任はあるはず」（A母）という考え方／思いが、結局は、「誰にもぶつけようがない／どこにも持って行きようがない」状況へと至ったことを特に確認しておきたい。この事態を打開するために、Aさん夫婦はC弁護士の事務所へ足を運び、最終的に民事訴訟の提起となった。

この一連の展開を受けて検討すべき点の第一は、Aさん夫婦の相談を受け、本件事件につき民事訴訟の提起により法的な紛争解決を図った原告側代理人C弁護士及びD弁護士、それぞれの本件事件についての事案認識と訴訟戦略である。彼らはそれぞれ、本件事件をどのような事案として捉え、訴訟の意義や目的をどのように理解し位置づけて訴訟戦略を構築して行ったのか。また、これとの対比で、被告側（山鹿市／「加害」生徒Bくん）それぞれの代理人弁護士についても彼らの事案認識と訴訟戦略、訴訟の意義や目的についての理解を確認することにより、「法の専門家」である彼ら弁護士たちの視点から本件事件がどのように理解され扱われていったのかを検討しておきたい。

次に、Aさん夫婦が事故後何よりも求めた事故の状況説明について、提訴前の段階における学校側の対応を中心に、その重要性が認識されることはなく何ら対応が取られなかったということ、確認しておかなければ

ればならない。この点に関しては、学校側の事故状況に対する調査・報告体制として学校長に「学校事故報告書」の提出義務が課せられており、本件事件に関しても同「報告書」が作成、提出されている。しかし、本件事件の展開において、同「報告書」の記載内容がAさん夫婦の求めに直接答えるような積極的な役割を果たすことはなかった。このことは、同「報告書」制度が事故状況の説明や究明に資するものとしてそもそも位置づけられていなかったことを示している。よって第二に、学校事故をめぐる事故状況の究明や説明に取り組む制度・仕組みが想定されておらず存在しないという状況と、これを前提とした学校災害見舞金制度における見舞金給付のあり方との関連が、改めて問われなければならないだろう。これらの制度のあり方が、本件事件の展開において学校現場／学校関係者の対応に及ぼしたと思われる影響を、彼らの「責任」の問題やAさん夫婦の抱える「死別の悲しみ」との関連で検証しておきたい。

そして第三に、山鹿中PTAが中心となって提訴前に行った校長・顧問教諭の減刑嘆願署名運動、また、提訴時の記者会見における一部記者の本件事件に対する反応や、さらには本件事件に対する市議会の対応などに付随する形で、関係者たちの間でいわゆる「地域感情」の名の下に認識されていた本件事件をめぐる「地域」の受け止め方について、検証を行っておく必要があるだろう。「地域」の中で起きた学校死亡事故をめぐる、その「責任」やAさん夫婦の「死別の悲しみ」がどのように理解され受け止められていたのかを、可能な限りで検証しておきたい。

以上、これらの検証作業を経ることにより全体として、本件事件における様々な関係当事者の「責任」に対する見方や考え方、及びAさん夫婦の抱える「死別の悲しみ」の受け止められ方や扱われ方をめぐる構図を、法の視点・問題と重ね合わせながら浮かび上がらせる形で示すことにしたい。

## 1. 本件事件の訴訟を通じた法的紛争解決のあり方の検討<sup>(83)</sup>

ここではまず、本件事件の法的解決に関わった原告・被告双方の弁護士たちについて、それぞれの事案認識と訴訟戦略、訴訟の意義や目的に対する見方・受け止め方を検討する。

次に、本件事件の和解による終局のさせ方について彼らそれぞれの立場から見た評価を確認する。結論から言えば、二つの訴訟上の和解をめぐってそれぞれ三者三様の解釈が提示されることになる。

そして、最後に、原告両親が当初「提訴動機」として掲げた事故の再発防止・真相究明という観点から見て、原告側の目標は果たしてどこまで達成されたと言えるのかを検証したい。ここでは特に、原告代理人弁護士たちが本件訴訟において意識することになった「使い勝手の悪い訴訟」という側面を中心に検討を行う。

### (1) 本件事件における双方代理人弁護士の事案認識と訴訟戦略

#### ① 原告代理人（C弁護士、D弁護士）

彼らの本件事件に対する事案認識については、事件展開を扱う中で「提訴時の被告選択をめぐる議論」に触れた際、既にその一部を紹介している。

このうち、C弁護士はまず「事故の因果関係を作ったのは向こう [Bくん] に間違いない」ことを前提とした上で、事故状況についてAくんの過失が大きいと感じながらも、「過失相殺は争ってみないとわからない」し、「Bの対応は、過失がゼロということはない。調べれば、いろいろ出てくるのではないか」との考えを示していた。

D弁護士の見方も、Aさん夫婦が「責任のバランス感覚」に基づいてBさん夫婦の「心変わり」発言に反発していた心情を理解しつつ、「だから、責任が本当にないか、はっきりさせたかったということ」と捉え、「過失がAくんに問われるのと同様に、Bくんにも責任がある。そのままでは所在があいまいになる」というものだった。

このように両弁護士とも、事故状況におけるAくんの過失の大きさがある程度想定するところから出発していたことを、まずは確認<sup>(84)</sup>できる。そもそも受任段階において「責任所在、程度の問題については実際、判断が難しい」(D弁護士)ものでもあり、両弁護士にとって実際のところ、「[学校側の安全管理・指導の実態が] ずさんだったということは、[訴訟の進行、特に証人尋問を経て] 後からわかってきたこと」であった。

その意味では、提訴の時点で本件事件について「[被告側に] 賠償責任があると言えるかどうか、100%確信があったわけではない」(C弁護士)のだが、しかしそれでも、「裁判はやってみないとわからない」し「争ってみた方がいい」(C弁護士)との判断に基づいて、依頼者であるAさん夫婦の置かれていた「立場」を理解しつつ、本件事件について訴訟事件としての受任へ動いたのだった。

本件事件において、両弁護士が「Aさん夫婦の置かれていた『立場』」として意識していたのは、一つには、本件が「学校で起こった問題」であるという点であり、またもう一つは、「地域」の中で起きた事件であるという点である。C弁護士は、これらを合わせる形で本件事件について「社会問題として意識」<sup>(85)</sup>していた旨、述べている。

このうち前者の「学校で起こった問題」という点について、D弁護士は「学校で起こったことが一つには問題。父兄と先生が対等ではない」と述べた上で、「双方の親の立場が対等ではなかった。これには、Bさんが学校の先生だったことが大きい。これによって、学校をかばう構造が二重になる。つまり、先生をかばい、先生をしている保護者をかばう。みんな事実を見るのではなく、立場でものを見て」いたと指摘している。

また、他方で両弁護士とも本件事件について、後者の「地域」的な事情(いわゆる「地域感情」)を特に考慮していたことが指摘される。この点は、既に事件展開においても確認しているが、新聞報道においてAくんが「射手の前を横切った」とされたことにより、両弁護士がそれぞれ

に聞き及んだ本件事件に対する「地域」の反応は、「[射手の前に] 飛び出したAくんが悪い」とする見方が大勢を占めるものと意識されていた。

このように両弁護士は、依頼者であるAさん夫婦の置かれた「立場」として以上のような「背景事情」をそれぞれ読み取った結果、本件事件の解決を訴訟に求める意義ないし目的について、裁判における立証を通じて「被告側の過失を認めさせること、責任を認めさせること」（C弁護士）として位置づけていた。ここでの「責任」については特に、C弁護士が「法的な意味での損害賠償責任というよりも、もっと大きな意味で捉えていた」ことに注目しておきたい。C弁護士によれば、この意味での「責任を認めさせることが、『勝つ』ということ」として位置づけられていた<sup>(86)</sup>のである。

さて、ここまで両弁護士の本件訴訟における事案認識ないし訴訟戦略について一通り見てきた。簡単にまとめれば、両弁護士が本件事件の訴訟を通じた法的解決に見出していた意義／与えた位置づけは、基本的にほぼ、依頼者であるAさん夫婦が求めたものに沿うものであったと見ることができるだろう。この点は、一方で「依頼者の利益」を最大限に尊重することが職務上求められる弁護士としてある意味、当然の帰結ではある。しかし他方では、自らの弁護士としての「立場」を常に「民衆、消費者、弱者の側」<sup>(87)</sup>に立つ者として自己規定するC弁護士であったからこそ、Aさん夫婦の「素朴な責任のバランス感覚」のような考え方にもある程度「親和的な理解」を示しつつ、事件の受任に至ったものと思われる。

この点が浮き彫りとなるのは、本件事件に対する被告側弁護士の事案認識、及び訴訟の意義や目的に対する彼らの見方と対比することによってである。次に、これについてまずは、被告山鹿市の代理人を務めたE弁護士の見解を検討する。



## ② 被告山鹿市代理人 (E 弁護士)

被告山鹿市の代理人を務めた E 弁護士について、まずは本件事件に関わることになった経緯を確認しておく、本件事件の発生以前から被告山鹿市は「全国市長会学校災害補償保険<sup>(88)</sup>」に加入しており、E 弁護士は一方で当時、同補償保険を扱う幹事保険会社・熊本支社の顧問弁護士を務めており、また他方で当時、熊本県教育委員会の嘱託弁護士を務めていたことによるものである。これら二重のかかわりのうち、最終的には被告山鹿市から熊本県教育委員会を通じたルートで受任に至っている。

なお、事件展開 (証人尋問) を扱う中でも触れたが、E 弁護士は自身、「弓道二段の有段者<sup>(89)</sup>」という経歴を持っていた。そのこともあって本件事故の発生そのものは、事故を報じた新聞記事によって早くから知っていたことを述べている。E 弁護士の「弓道をやる者<sup>(90)</sup>」としての自己規定は、本件事故が弓道競技という競技人口の少ない、その意味で一般にはあまりなじみのない競技/部活動の現場を舞台にして起きていることを考えれば、その言動が裁判に与えた影響は決して少なくなかったことを指摘しておかねばならない<sup>(90)</sup>。

さて、E 弁護士の事実認識であるが、同弁護士はこの「弓道有段者」の視角から、本件事故について新聞記事から受けた印象<sup>(91)</sup>を次のように語っている。

(E 弁) 「弓道をやる者にとっては、極めて不幸な事故だった。矢が逸れたのではなくて、[A くんが位置が矢を放った B くん] 目の前だったというのは…。直感的に、『9 対 1』 くらいの過失かなと判断した。それにしても、なんと言う不幸な、バカなことが起きたのか…と、そういう印象でした。その時点では、まさか [自身が事件を] 担当しようとは思わなかったですけどね」

E 弁護士はその後、裁判所により現場検証が行われるよりも前、第 1 回口頭弁論期日 [1996年 5月15日] 以前の時点で一度、事故現場である

山鹿中弓道場に足を運んでいる。そのときの印象を「やっぱり狭い、[使用する部員の] 人数の割には。仕方のない面もあるが…。市営の弓道場を利用するのがベストなのではないかな。あの道場では、3人立ちがせいぜいだろう」と述べている。その上で、学校側の事故説明を聞き「事故報告書」を読む限りでは、弓道場の構造と本件事故との間に「大きな因果関係があるとは思えなかった」旨を答えている。

このような事故状況に対する「弓道有段者」としての認識に基づいて E 弁護士は、訴訟の際に提出した「答弁書」の中で本件事故を「奇禍」と表現し、続けて「本件事故は、亡 A のかかる弓道部員としてあり得べからざる自殺行為ともいうべき一方的過失によって発生したもの」としている。その上で「×××教諭 [顧問教諭] には、亡 A のかかる行為を予見することができるような特段の事情もなく、同教諭に過失はない」とし、さらに「仮に百歩を譲り、同教諭に何らかの過失が認められ、あるいは弓道場の設備に何らかの瑕疵があったとしても、それと本件結果発生との間には相当因果関係が存しないというべき」との主張を展開している。<sup>(92)</sup>ここでは、E 弁護士が展開する主張の基礎に、自身の「弓道経験者」としての事故状況に対する確固たる認識があること、及びこの認識から A さんの過失について「自殺行為ともいうべき一方的過失」と「断罪」に近い表現<sup>(93)</sup>をしていることを確認しておきたい。

こうした点を踏まえ、E 弁護士は本件事件の事案認識として「一人一人の生命が失われているのであるから、当然、損害の公平な補填は行われるべき」とした上で、「客観的な損害額の算定、過失割合の認定に基づく公平な損害填補」の一語に尽きると繰り返し力説する。E 弁護士によれば、本件事件については訴訟以前の段階で、「[学校災害見舞金制度により] 既に制度的填補がなされている以上、そもそも原告には損害賠償請求権がない」のであり、「学校側に施設設置者としての責任はある。賠償責任はある。それは前提。だが、制度的な填補は既になされている。それ以上でも、それ以下でもない」と述べて、本件事件を「その意味で

は、極めてわかりやすい訴訟」と位置づける見解が示されることになる。

このように「損害に対する制度的填補は、既になされている」ことを繰り返す E 弁護士は、本件事件について、被告山鹿市代理人の立場から「全面勝訴の自信があった」と述べることになる。

では、E 弁護士は訴訟の相手方としての立場から逆に見て、本件事件における原告側の訴訟戦略及び訴訟の意義や目的についてどのように評価していたのだろうか。この点について E 弁護士は、「弓道場の構造に危険性があったことや、学校側に安全指導上の落ち度があったこと、これらについてなかったとは言えないが、損害の制度的填補は既になされており、過失相殺すれば賠償責任は計算上、ない」ことを改めて指摘する。その上で、原告側代理人は「損害額を過剰に積算している」と指摘し、「[原告側代理人は制度的填補の額について] それ以上の未填補の額があると、まだ足りない」と、『もらって当然』と考えて、訴訟を起こしたのではないかと、両親の被害感情について、主観的な損害の認識を持っていたのだろうが、その点については立場が違うので、どうしようもない」との見解を示している。

また、これとの関連で、「仮に原告／被告とその立場を代えて、原告側の代理人を引き受けていたとしたら、どのような紛争解決を模索したのか」という仮定の質問をしたところ、これに対しては「客観的な損害額は算定できる。過失相殺を考えると、訴訟はできない。学校側が[A さんの過失について] 仮に 9 割と言えば、まあ 9 割ということはないけれども、いずれにせよ試算してみればわかることで、受け取る可能性がある金額は、200万～300万になることはわかっている」とした上で、「自分なら、調停か何かの方が、依頼者の利益になると思う」と答えている。

さらに E 弁護士は、A さん夫婦と B さん夫婦との関係についても触れ「両者の間に確執があったと承知している」とした上で、「B さんとしては、動転する。自分側が全部悪かったとは思わないだろうし、かと言って『加害者』扱いされれば困る」としながら、「そうした行き違い

を解決する場として訴訟はある。その意味では「両者について、訴訟上の和解で終局するのではなく」、黒白を明らかにしたほうがよっぽど良かった。しかしそれでは、負けた方がいきり立って、必ず控訴しただろう」との見解を示している。

以上、ここまで見てきた E 弁護士による本件事件の事案認識及び訴訟戦略に関する見解は、「保険会社の代理人弁護士の立場」とされるものをある意味で典型的に示しているものと見ることができよう。訴訟戦略の観点から言えば、「攻める」立場の原告側に対し「守る」立場の被告側・E 弁護士という構図が成り立つ以上、そして E 弁護士が力説するように、確かに学校災害見舞金制度による死亡時見舞金の給付が制度的になされている以上、E 弁護士にしてみれば本件事件が「攻めるに難く守るに易い」訴訟と受け止められていたことは、間違いないものと言える。ここではひとまず、この点のみを確認しておこう。

さて、以上、被告山鹿市代理人・E 弁護士が示した事案認識及び訴訟戦略を確認した。これを踏まえて、次に、本件事件のもう一方の被告である B くん（B さん）の代理人を務めた F 弁護士についても、続けて見ることにしよう。

### ③ 被告生徒 B くん代理人（F 弁護士）

F 弁護士が本件事件の受任に至った経緯は、多少複雑である。同弁護士は、本件事件の以前から被告山鹿市の顧問弁護士<sup>(94)</sup>を務めており、そのため実は本件事件に提訴前の段階から関わっていた。

ここでの同弁護士の「かかわり」には、A さん夫婦との接触も含まれる。この経緯については、A さん夫婦に対する筆者の聞き取りでは明確に触れられなかった<sup>(95)</sup>こともあり、これまでその記述を省略してきた。しかし、以下改めてその経緯を見てみれば、事件展開において少なからぬ意味を持っていたことを確認できる。よって以下では、その経緯の紹介も交えつつ、F 弁護士の事案認識・訴訟戦略を見ていくことにする。

F 弁護士によれば、本件事故の発生から数日後の時点で、最初に山鹿市教委から事故について相談を受けたとのことである。市教委の相談は「どうしたらいいか?」という趣旨のものだったが、これに対し F 弁護士は「保険に入っているかどうかで判断することで、保険のできるなら保険会社と相談しながら進めたらいいでしょう」との返答を行っている。その後、市教委・教育長も同弁護士の事務所を訪れ、「今後どうしたらいいか?」と事故についての対応を同弁護士に尋ねた。これに対して同弁護士は「誠心誠意、話をしなさい」と答えている。

このように山鹿市の顧問弁護士という立場から、同弁護士が事故数日後の時点で山鹿市教委関係者との接触を持っていたこと、及びそこでのアドバイスの内容が保険に基づく解決を示唆したものであったことを、まず確認しておきたい。同弁護士はその後、市教委との接触だけでなく、Aさん夫婦との間でも接触を持つことになる。

本件事故に関して F 弁護士と A さん夫婦との間でその「接触」を取り持ったのは、一人の山鹿市議会議員である。同市議は事故後、Aさん夫婦が学校との間で「話し合い」に行き詰まり、相手を市教委へと移して行く前後の時点で A さん夫婦から山鹿市／市教委の事故対応について相談を受けるに至った。同市議が A さん夫婦と山鹿市／市教委との間で話を取り持とうとして動く中で、まずは同市議と F 弁護士との間で話がなされ、その後 A さん夫婦との「接触」<sup>(96)</sup>に至ったという経緯である。

F 弁護士の話によれば、A さん夫婦との「接触」が持たれたのは事故が起きた1995年の8月、「電話で2、3回」話したとのことである。その内容について F 弁護士は、「結局すべて保険で片がつくことだから、保険会社と相談して…と、私が言えるのはそこまで。保険会社のウェイトが大きい。命の値段をどうやって出すかは、保険会社の行う査定の他にない」とし、続けて以下のように述べる。

(F 弁) 「[電話による父親の A さんの話は]『この保険だけで終わりなのかな』

という感じのものの言い方。金額にご不満という感じだった。なんとなく、そういう記憶がある。3,500万。それでもご不満という形で、電話があった。教委を通して保険会社ともっと話をしたらどうかと話をした。市議にもそのように話した。[その後] 具体的な金額の提示はなかったということで、市議には、『交渉しても無理なら、裁判しかないのでは?』と話をした」

ここでは、F 弁護士が父親のAさんの話を「金額にご不満という感じだった」と受け止めていることに留意しておきたい。既に見た通り、事件展開の中でAさん夫婦は確かにこの時期、事故後の対応を市教委と話し合っている。またその際の話の内容が、Aさん夫婦の求めた事故の状況説明や原因究明、責任所在の明確化といった点に触れるものとは遂にならなかったことも、既に見た通りである。その背景の一つに、F 弁護士による市教委、Aさん夫婦双方に対するこうした「働きかけ」があったことを、ひとまず確認しておく。

さて、本件事件の展開についてこのように振り返る F 弁護士は、Aさん夫婦の提訴動機について「金額の不満だろう。弓道場の対策はさっさとやっていたようですし。Aさんにしてみれば、[市議などに働きかけても] 何の進展も見られないので、裁判になったのだろう」との見方を示す。提訴動機に掲げられた事故の真相究明や再発防止という点についても、「裁判に期待するのがおかしい。行政とか陳情とか、市議とか、代議士とか他の制度の活用を考えるべきだろう」と述べている。

それでは、そもそも本件事件に対する F 弁護士の事案認識はどのようなものであったのか。これについてまず F 弁護士の事故状況に対する認識を見ておくと、「Bくんは練習に勤しんでいて、それ以外の何ものでもない」とした上で、「瑕疵、施設の不備はあったはず。だから、事故は起きた。物的施設上の学校・行政の責任は、当然あったはず。それが、保険 [学校事故災害見舞金制度] の払った金額」との見方である。その上で本件事件の事案認識について「直接市の責任とはつながらない。

そういう意味では、逆に、Bも被害者。事故は複合的な原因によって起こるものだから、被害者同士でけんかする話ではない。一番の責任者は教委。乗り出して両方を収めるような、教育者だったらそれくらいのことを…と、個人的には思う。それでも、刑事責任といわれれば、嘆願書はわかる」との見解を示している。

F弁護士は「被害者同士」であったAさん夫婦とBさん夫婦との間の「対立」について「行き違いがなければ、何らかの形で話ができて思っていた。会わなくなったから、どうにもならなかったが。弔意を示して、話ができるとよかったんだけど。弔慰金を払う、損害の填補はそれしかない」と述べている。当時、F弁護士の下には市教委を通して本件事故の「学校事故報告書」をはじめとする様々な情報が届けられていたが、その中には、事故後にAさん夫婦とBさん夫婦との間でなされた「話し合い」<sup>(97)</sup>に関するものもあった。これによりF弁護士は、両夫婦の「話し合い」の席での会話の内容に至るまで、事情を把握していたということである。

このように、山鹿市顧問弁護士という立場で提訴前の段階から本件事件に関わっていたB弁護士は、最終的にBくん(Bさん夫婦)の代理人を引き受けたことについて、「ちょっと変わった経緯から言って、本当ならやらないし、やりたくない立場だった。しかし、突き放すと、Bさんがあまりにもかわいそうだった」<sup>(98)</sup>と述べている。「Aさん夫婦と子ども<sup>(98)</sup>の<sup>(98)</sup>ことを非常に気にしていた。弔慰しなければいけない、と。それ以上のことは言わない。周りが決めたようにするしかない。大体がおとなしい人」というのが、F弁護士のBさん夫婦に対する評価である。

そのBくん(Bさん夫婦)を被告に加えた原告側の判断について「[被告に]加えるべきではない。市の責任を追及するのは、それができるのであれば、いくらやってもいいだろうが。皆さん、そう思っていた」と述べるF弁護士は、もし自身が原告側の弁護士であったならば「行政の責任を問う。Bさん[を被告とすること]については説得する。で



ないと、感情論むき出しになる」との意見である。

このような判断に基づき、本件事件における被告生徒代理人としての訴訟戦略は、「訴状を見て〔原告側は〕かなり厳しくきていると思ったので、こちら側から主張はしない。最小限にとどめて、あとは裁判所の判断に任せる。過失があるかないかを含めて」というものであった。さらに、事件の終局についても「できるだけ和解がいいという頭で最初からいた。Bさんも最初から和解の意向。争う姿勢は全くなかった。相手の息子さんを死なせてしまって、全く申し訳ないという感情は、変わらなかつたと思う」ということである。

さて、ここまで多少長くなったが、F 弁護士の事案認識と訴訟戦略について見てきた。以下、簡単にポイントを整理しておこう。

まず、本件事件の解決方法について、F 弁護士が当初から「保険に基づく解決」を念頭において対処していたことである。このため F 弁護士には、学校災害見舞金制度より死亡時の見舞金を既に受け取っていた A さん夫婦がその給付後も市教委を相手に話し合いを求めたことについて「金額にご不満という感じ」で受け止められることになった。A さん夫婦が提訴動機として掲げた事故の真相究明や再発防止という点についても、「裁判に期待する方がおかしい」との見方であった。

こうしたスタンスは、先に見た E 弁護士のそれとも基本的に重なるものである。事件の「責任」を考える上で「損害の填補がなされたかどうか」という「損害論ベースの発想」を基本に据えている点は、F 弁護士が被告生徒の代理人であったという立場を差し引いても、弁護士としての基本的な発想を示すものと位置づけることができるように思われる。そうした F 弁護士にとって、A さん夫婦が「責任のバランス感覚」に基づいて B くん（B さん夫婦）を被告に加えたことは、「感情論むき出し」の事態としてしか受け止められなかつたと言えよう。このため、F 弁護士が本件事件において取った訴訟戦略は、最初から和解による終局を見越して、反論としての主張は「最小限にとどめて、あとは



裁判所の判断に任せる」というものであった。

さて、ここまでの作業により、本件事件の事案認識と訴訟戦略ないし訴訟の意義や目的について、原告／被告双方の代理人弁護士たちそれぞれの見解をすべて確認したことになる。これを踏まえての検討は、この節の最後に改めて行うことにして、次に、本件事件の終局として選択された訴訟上の和解による解決について、代理人弁護士たちそれぞれの解釈を続けて確認することにしよう。

## (2) 訴訟上の和解による解決の解釈をめぐって

本件事件については、既に事件展開において見たように、原告両親と被告生徒Bくん(Bさん夫婦)、原告両親と被告山鹿市、それぞれの間で訴訟上の和解が成立して終局となった。以下、それぞれの和解に対する原告・被告双方の評価及び解釈を、順番に確認する。

### ① 原告両親と被告生徒との和解

まず、両者の間に成立した和解条項について、概要のみを改めて確認しておく。被告生徒が原告両親に対し「弔慰金」として200万円を支払うこと、及び本件事故の発生について被告生徒が遺憾の意を表明する、という二点であった。

原告代理人弁護士の一人であるC弁護士は、この和解内容について端的に「和解でよかった」と述べている。「同じ学校の生徒同士、同じ地域の中で争いをとことんやるのが、いいのかどうか」と指摘する同弁護士は、提訴時からの裁判所の「空気」に触れて、さらに次のように述べる。

(C弁)「裁判所としては、子ども同士だから、しかもこちらも落ち度があり早く片付けないと、いつまでも少年を被告にしておくわけにいかないのでしょう。非常に空気が冷たかった」

このように述べる C 弁護士は、被告生徒との和解内容を「お母さん同士の感情的な要素を、慰謝料の形で反映させたもの」として位置づける。ここでの「お母さん同士の感情的な要素」は、提訴前の A さん夫婦と B さん夫婦の「話し合い」の席における B さん夫婦の「心変わり」発言にまつわる経緯を指すものである。C 弁護士によれば、A さん夫婦は「くやしい。お金の問題ではない。B さんはお詫びもしない。とにかく向こうが悪いのだから、お詫びさせて下さい」との意向<sup>(99)</sup>を示していたということである。

これに対して、もう一人の原告代理人である D 弁護士の見方はやや異なっており、和解の評価について端的に「和解によって一定の責任が認められた」とするものである。提訴における被告選択をめぐる議論において、素朴な「責任のバランス感覚」に依拠しつつ B さんの「責任」を A さん夫婦が求めたことに、同弁護士が代理人として一定の理解を示していたことは、既に見た通りである。しかし他方で、和解の評価として同弁護士が次のようにも述べていることを見ておかなければならない。

(D 弁)「原告・被告、立場を代えてみれば責任がないといいたくもなる。しかし、A さんにその交換可能性は考えられていなかったと思う。設備不備・指導不備が分かってくると、だんだん理屈では納得できるようになっただろう。しかし、完全に感情では納得できない。時間がかかるだろう」

D 弁護士はこの他にも、「設備・指導の不備を考えると B くんも『犠牲者』であった。殺傷してしまった傷を一生背負うことになる。そのため、教育的配慮もしなければならぬ。いつまでも責任を追及していいものか」と述べており、その見方は C 弁護士の理解と基本的に一致するものである。ただし、敢えて二人の解釈を比較すれば、和解により被告生徒 B さんの「責任が認められた」と位置づける D 弁護士の解釈の方が、A さん夫婦の理解により親和的であったものと思われる。

ここで、その「肝心な」Aさん夫婦の被告生徒との和解についての解釈・評価を確認する前に、続けて被告生徒代理人・F弁護士の評価を先に見ておくことにしよう。

F弁護士によるAさん夫婦と被告生徒との和解に対する評価は、端的に「[Aさん夫婦とBさん夫婦の]行き違いを収めるための和解」というものである。「Bさん夫婦にはもともと、弔意の気持ちを表すために金銭を支払う用意はあった」とするF弁護士は続けて、「そういういきさつがあるから、和解。曖昧模糊とした部分があればそうせざるを得ない。それで解決すれば、民事としてはそれでいいということだから」と述べる。

同弁護士は他にも、依頼人Bさん夫婦の和解に対する感想として「[Bさん夫婦は]『よかったな』、ということで終わり。『これで、感情論も消していただけるのでは』というもの」だったことを明らかにしている。こうした依頼人の感想を受けて同弁護士が語る「和解論」は、次のようなものである。

(F弁)「和解は、両方不十分でやる。不満が残る。だがそれでも、『あの時、和解でよかったな』と後から思うような和解をすることが、経験上ベスト。そのときは不満でも、『まあ、しょうがないか…』と」

また、和解成立に至るまでの経緯についても、「あれ以上額が上がる」と、弔慰金ではなくなる」とした上で、「裁判所は、[和解条項の文言について]もっといい言葉を探していたと思う。しかし、他に見つからなかった」としている。同弁護士は基本的にそうした裁判所の意向を理解しつつ、「[和解条項の]文面について、断ったことはない。原告の意向を聞いて裁判所が作った文面に異存はなく、この文章になった」と経緯を語っている。

さて、ここまで原告両親と被告生徒との間で成立した訴訟上の和解について、双方代理人たちの評価・解釈を見てきた。簡単にこれをまとめ

れば、D弁護士の評価に他の二人の弁護士との間で多少の違いが見られるものの、基本的に本件和解が、Aさん夫婦とBさん夫婦の間での「感情的行き違い」を取めるものであるという位置づけ、及びその意味では被告生徒Bくんの「責任」を裁判の場で争い続けることに否定的な意識を持っていたということ、これらについてはほぼ共通の認識であったと見ることができる。そうした前提に基づいて、彼ら代理人弁護士たちの本件和解に対する評価は、概ね肯定的であったことを指摘することができる。

さて、それではこれに対して、原告当事者であるAさん夫婦の評価はどうであったのか。次にこの点を確認して、代理人弁護士たちの評価と対比してみよう。

まず、被告生徒との和解について、Aさん夫婦がC弁護士・D弁護士からその意向を尋ねられた際の経緯について、父親のAさんは次のように語っている。<sup>(100)</sup>

(A父)「裁判所の方から和解を勧めてこられたことですね、先生の方も『これ以上、もうあまり訴訟を進めて行くよりも、和解に応じた方が、その方がやりやすいよ』ということを抑ったからですね。和解という形に、Bさんの方はなったですよね」

(筆者)「Bさんとの和解の話ですが、一応Bさんとの間では決着ということに法律上はなるのですが、これについてはどう思っていましたか?」

(A母)「[Bさん夫婦] 本人は何も言いなさらなかったけん、納得はいかなかったですけども、弁護士さんがですね、こうやって[Bさん夫婦が] 個人的にお墓にお参りに行きよんなったりとか、どうのこうのってのは、言われたですけどね。そういうのも、『はぁ…』という感じで思いついて…」

(A父)「結果的に、先ほど小佐井さんが言われたように、『こういうのが悪いと謝ってくれ』って言われたですよ。だけど今の裁判では、『謝ってくれ』じゃなくて、『お金の損害賠償でいくらですよ』みたいな形でしか進んで行かないというお話でしたよ。全くその通りですよ。こっちとしてはもう、そうした気持ちを少しでも言ってくれば、表して

くれればいいんだけど、それもなくて、ただ杓子定規に法律のあれで、和解というのが決まって、少し不満みたいなものはあるんですよね」

(A母)「[Bさん夫婦に]『気持ちを聞かせて下さい』って言っても、気持ちは、全然…なんか、なかったね」

(A父)「何て言うんですか、和解金額はこれだけですよ、もうそれでもう何もなかった、今後一切もう終わりですよ、という形ですからね。何かこう、割り切れないというか、そういう気持ちがありますね」

(A母)「最後は、金額で決まるもんね…。でも、ある程度、事実が分かってくるのだけでもね」

(筆者)「和解の席で、謝罪の言葉のようなものは？」

(A母)「ないですね。[Bさん夫婦は]目の前を通って行かれたけど、私たち座っていたけど、頭も下げていかれなかったですよ。私は和解した時、部屋 [=和解室]に入らなかったですもん。[入ったのは]主人だけです、[私は]廊下で待ってましたからね。顔も見たくなかったから…」

さて、ここまで多少長くなったが、被告人徒／Bさん夫婦との和解についてAさん夫婦がこれをどのように解釈し受け止めていたかについて、その「語り」を見てきた。この一連の「語り」から伺えるのは、被告人徒／Bさん夫婦との和解について、Aさん夫婦がそれほど納得していたわけではなかったということである。「語り」の文脈からはAさん夫婦が和解を選択した背景に、自らの代理人弁護士たち（C弁護士・D弁護士）の勧めが大きかったことを改めて確認することができる。

必ずしも納得の行く形で和解できなかつたことについて、Aさん夫婦は「Bさん夫婦の気持ち」が何らかの形で表されることを最後まで期待していたにもかかわらず、それがなかつたことでAさん夫婦の「不満」につながっていることに、改めて注目しておきたい。<sup>(102)</sup> Aさん夫婦によれば、和解条項に記された「本件事発の発生について遺憾の意を表明し」たとされるBさん夫婦に、「本当の意味での」謝罪の気持ちを見て取ることはできなかつたのである。

Aさん夫婦の和解に対する思いがこのようなものであったとして、しかし、そのことは、代理人弁護士たちにとっても織り込み済みのことで

あったと言えるだろう。彼らにとっても、和解によってAさん夫婦・Bさん夫婦の双方に何らかの「不満」が残ることは、想定範囲内であった。そもそも「完全に納得の行く解決」などというものが望めない以上、こうした「不満」の存在をとりたてて問題とすることには、あまり意義を見出すことができないだろう。

そのことを踏まえた上で、なお言えることは、時間の経過と共に将来、Aさん夫婦そしてBさん夫婦が本件和解の意味をそれぞれの胸の内でおそらく捉え返し、反芻して行くことを前提として、そのために可能な限りの「手立て」を講じておくことが双方の弁護士にその職務上の責任として、やはり求められるのではないかということである。和解そのものの意味や和解条項の文言について、双方の弁護士とも十分に説明責任を果たし、またそれぞれの依頼者の心情に可能な限りで配慮することが求められるだろう。

この点については特に、Aさん夫婦の抱える「死別の悲しみ」に適切に配慮する形での対応が、C弁護士・D弁護士には求められていたということになるだろう。そこには、Bさん夫婦との「感情的な行き違いを収める」ためだけの和解ではないという認識が、つまりは、Aさん夫婦が将来少しずつわが子の「死の受容」に向けてその歩みを進めて行く中での一つの「きっかけ」として和解を位置づけ得るのではないかという認識が、求められたのではないかと思われる。そのような認識<sup>(103)</sup>に立った上で、では具体的に、どのような取り組みが弁護士には求められることになるのか、この困難な問いについては、後に改めて可能な限りで検討を行うことにしたい。

さて、では次に、本件事件における和解のもう一つの局面である原告両親と被告山鹿市との和解について、見て行くことにしよう。

## ② 原告両親と被告山鹿市との和解

まず、原告両親と被告山鹿市との間で成立した和解について概要を再

び確認しておく、それは被告山鹿市に、原告両親に対して和解金300万円の支払いを命ずるものであった。

この被告山鹿市との和解について、原告代理人のうち C 弁護士の解釈は端的に「勝訴の形と同じ」というものであった。同弁護士は本件訴訟を振り返って「証人尋問の効果は絶大だった。あれで、相手の過失が5割を下回ることはないと確信した」と述べる。既に見たように、同弁護士の本件訴訟における訴訟戦略上の獲得目標が「被告側の過失を認めさせること、責任を認めさせること」にあったことを踏まえれば、同弁護士の与えた「勝訴」という評価は首肯できるところである。

ただその一方で、C 弁護士は「事故の再発防止という面で対策を広げるためには、判決を取った方が良かった」とも、述べている。「判決の方が、学校、弓道関係者には影響があったかもしれない」との認識を示す C 弁護士だが、それでも同弁護士の基本的スタンスである「社会に警告を鳴らすためでなく、依頼を受けてやっている」との認識が最終的には勝った結果、A さん夫婦に対して和解の受け入れを勧めたのであった。「判決の社会的影響力よりも当事者の幸せ」を優先することがモットーの同弁護士から見て、和解に対する A さん夫婦の反応は「A さんも満足ではなかっただろうが、相手の過失が5割認められたことで、喜んでいた」というものである。<sup>(104)</sup>

最終的に認められた和解金額の300万円について、C 弁護士の評価は「金額が少なかったことは仕方ない。もらっているものは仕方ない」というものであるが、この「仕方ない」という言葉に込められた同弁護士の心中は、多少複雑である。この点に関して同弁護士は、裁判所が和解勧告を行った際に「裁判長から脅された」と述べる。同弁護士によれば「裁判長から『もらうのはなくなるでしょう?』と半ば脅された。それで、判決となればどうなるかわからんから、和解したらどうかと A さんに勧めた。判決で [請求額の] 何割になったかはわからない」というのが、その「裏事情」であった。

被告山鹿市との和解について、C弁護士のこのような評価は、もう一人の原告代理人・D弁護士とも基本的に合致するものである。彼らは本件事件の解決において、一方では判決による終局を最後まで望み、そしてそのことが持つ意味を和解による終局以上に認めながらも、最終的な総合判断としては和解を選択するようAさん夫婦に勧めたのだった。

これに関連してD弁護士は「[訴訟を通じた] 法的責任追及の意味は、かなりあったと思っている。市も責任を認め和解に応ずるコメントを出している。報道されたことにより、地域の認識が変わったはず」との認識を示している。そして実際に被告山鹿市との和解成立に際しては、報道記者に対して積極的に本件和解の持つ意味を伝えることで、当初の目標であった「地域の認識を変えること」に貢献したものと見ることができる。<sup>(105)</sup>

このように、C弁護士・D弁護士とも、最終的には訴訟上の和解という結果を可能な限り最大限に生かす方策を講ずることにより、依頼者であるAさん夫婦の「利益」をできるだけ高めようとしたことが理解される。しかしそれでもなお、両弁護士からは本件事件について「判決による解決」を求めることができなかった「無念」の思いが消えてはいなかった。この点については、C弁護士の明かした本件和解をめぐる「裏事情」が関わっている。そしてこの「裏事情」は、実は本件事件に「固有の事情」に基づくものではなく、より「一般的な事情」に基づく問題であった。この点について「使い勝手の悪い訴訟」という認識が、両弁護士らによって示されることになるが、これについては改めて触れることにしたい。

それでは次に、本件和解について被告山鹿市代理人であるE弁護士の評価・解釈をみておくことにしよう。これに関してE弁護士は、本件和解を「地域感情・市民感情のすわり具合を考慮した上での円満解決」として位置づけている。本件事件には弁護士として「全面勝訴の自信」があり「判決をもらった方がよいと思っ」ていたE弁護士だが、それ



にもかかわらず「結果としては、和解でよかった」との判断に立つその背景に、同弁護士の見据える「地域感情・市民感情」との兼ね合いがあったとされる。

ここで述べられる「地域感情・市民感情」について E 弁護士は、本件和解に先立つ形で既に、被告生徒と原告両親との間で訴訟上の和解が成立していた事情を指摘する。同弁護士によれば、この事情を考慮することで「加害生徒が既に200万円を払っている以上、[被告山鹿市も] ある程度見舞金を払った方がバランス的によいのではないか」という判断に至ったものだと述べる。

この判断が「全く理論的ではない」ことを認めた上で E 弁護士は、<sup>(106)</sup>「学校設置者である山鹿市が、公的給付以外に何もしなかったということによいのか、という配慮」を「社会人の常識からして『すわりのいい判断』」に基づいて行ったものだと説明する。この判断によれば、具体的に被告山鹿市の支払う和解金額を300万円とすることにより、一方では「被告生徒より100万円多い」点に意味が見出され、また他方で「公的給付以外に [被告生徒と合わせて] 計500万円という形が得られる」<sup>(107)</sup> ことにも意味が見出される、というものである。

E 弁護士によれば、実際に同弁護士がこうした判断を山鹿市教委に説明する一方で、他方、裁判所との間では市教委が市議会に対して和解を働きかけるためにも「裁判所のお墨付き」が必要であるとして、協議に基づいて裁判所から正式な「和解勧告」を出してもらおうよう要請した、とのことである。

以上、ここまで見てきた E 弁護士の本件和解をめぐる「語り」の内容については、これを語る際に E 弁護士自身がどこまで「本気」だったのかという点に疑問の余地が全く存在しないわけではない。

ただし、E 弁護士は上記判断について「裁判所との合作」によるものであったことを一方で明かしており、既に見た事件展開においてこの点を位置づけるならば、E 弁護士と裁判所との間で和解内容をめぐりある

程度の「政治的妥協」がなされた可能性を全く否定することも、またできないと言うべきである。ここでは、こうした意味で一定の留保を付した上で、上記「語り」において示された内容を、E弁護士の本件和解に対する「解釈」として扱っておくことにする。

いずれにしても、原告代理人であるC弁護士・D弁護士、及び被告山鹿市代理人であるE弁護士の双方とも、それぞれが意図した事情は全く異なるものの、本件事件について訴訟上の和解による終局という「結果に対する意味づけ」が最大限考慮されていたことを、確認しておきたい。そしてその結果、問題となるのは、そうした双方の努力が実際にはどの程度「効力」を持ち得ることになったのかという点である。この点については、後に改めて本件事件に対する「地域／第三者」の反応を検証する中で扱うことにする。

以上ここまで、本件事件における二つの訴訟上の和解に基づく解決のあり方をめぐり、原告・被告双方の代理人弁護士たちの解釈、及び本件事件の一方当事者であるAさん夫婦の受け止め方を、被告生徒との和解についてのみ、確認した。次に、本件事件の訴訟上の和解による解決をめぐって、そのもう一つの側面である「使い勝手の悪い訴訟」という点について見て行くことにする。

### (3) 「使い勝手の悪い訴訟」：「損害額の壁」がもたらす影響

先ほど触れたように、本件事件について原告代理人弁護士たちは一方で、最終的に被告山鹿市との間で訴訟上の和解という形に終わった本件事件の解決を、当初の訴訟戦略がある程度達成されたものとして基本的に評価する姿勢を見せていた。しかし他方、本件事件について「判決による解決」を得られなかったことで、一つには「事故の再発防止」という側面ないし「学校、弓道関係者に与える影響」という点から、またもう一つには原告Aさん夫婦が最終的に得ることになった金額の側面から、「無念の思い」を抱いていたことを確認することができた。

そして実はこの点が、本件事件に「固有の事情」に基づくものというよりは、本件事件に限らずより広がりを持った「一般的な事情」によるものだったことを既に簡単に指摘しておいた。それはすなわち、本件事件における損害額の算定に絡んだ「損益相殺」をめぐる問題である。

事件展開を振り返れば、原告・被告双方申請の証人尋問を契機に、山鹿中弓道場の施設構造的な瑕疵の存在、及び顧問教諭の安全指導上の問題点が、事故状況との関連でかなり具体的に明らかになったことを確認することができた。その意味で、証人尋問を中心とした原告側の本件事件における立証活動は、その成果を十分に上げることができたものと位置づけられていた。

しかし、その後の事件展開においては、弁論準備手続期日において被告山鹿市との間で訴訟上の和解に対する可能性が模索される一方、本件事件の過失割合に関する裁判所の心証開示と併せて、原告両親が事故後に「熊本県 PTA 災害見舞金安全会」より給付を受けた死亡時見舞金 1,800万円をめぐり、これを既に損害の填補がなされているものとみなして損害額から控除することが被告山鹿市により主張され、裁判所も被告側のこの主張を基本的に支持する見方を示したのである。

この点について D 弁護士は、「金銭賠償原則の限界を感じている。判決を得るのが非常に難しい。具体的な責任の判断に踏み込むまでもなく、損害額がゼロになってしまい判決を取れなくなってしまう」と述べている。つまりこの点は、原告側にとって最終的に判決を得られるかどうかという問題と密接に関わるものだった。

これについて簡単に見ておけば、本件訴訟の訴状において原告側が算定した損害額は、A くん自身の損害と近親者である両親・A さん夫婦の慰謝料を合計して「6,522万円余」であった。この額から、A くん自身の過失を 3 割として過失相殺するとその残額は「4,565万円余」となり、さらにそこから A さん夫婦が本件事故後、日本体育・学校健康センター [当時] から給付を受けた死亡時見舞金「1,700万円」を控除して、最終

的には「2,865万円余」というものであった。

こうした訴状における計算から見てとれるように、原告側は訴状において、Aさん夫婦が事故後に「熊本県PTA 災害見舞金安全会」より給付を受けた死亡時見舞金「1,800万円」を損害の填補としてはみなしておらず、そのため損害額からの控除がなされていなかった。この点は、C弁護士の話によれば、損害額の算定において原告側が不利となるため言わば「確信犯的に」損害額の控除を行わなかったというのではなく、「同見舞金については控除されない」との「何らかの思い込みがあったため」だとしている。

訴状段階におけるこうした事情について、その真相は結局定かでない<sup>(108)</sup>が、いずれにしてもC弁護士・D弁護士とも、被告山鹿市から「当然、控除すべき」とする内容の答弁書が提出された時点で、当該死亡時見舞金「1,800万円」については「控除されるだろう」との見通しを持っていた<sup>(109)</sup>ということである。その後、この点についてはそのまま訴訟は進行し、最終的に原告両親と被告山鹿市との間で訴訟上の和解が現実の問題として考慮されるに及んで、再びクローズアップされるに至ったというのが、両弁護士への聞き取りから明らかになった経緯である。

この点については逆に、被告山鹿市代理人・E弁護士によってなされる説明が簡明である。同弁護士によれば、「出発点となる損害額の算定と、原告・被告双方の過失割合を最終的にどのように判断するかが、ポイント」と指摘する。すなわち、原告側・Aくん自身の過失を仮に5割とすれば、「請求（損害）額 $\times 50\% = 3,000$ 万円強」となり、既に損害の制度的填補がなされた額である「1,700万円 $+ 1,800$ 万円 $= 3,500$ 万円」よりも下回る結果となる。これでは、原告側は損害に対する新たな填補を求めるところか、逆に「過払い状態」<sup>(110)</sup>が生じてしまうことになる。

そこで、原告側・Aくんの過失を<sup>(111)</sup>4割として計算すると、今度は「請求（損害）額 $\times 60\% =$ 約3,700万円」となり、既填補額「3,500万円」を控除すると辛うじて「200万円」が残る結果となる。E弁護士によれば、

この計算を元にしてこれに「100万円」を裁判所の判断で上乘せする形で、最終的に「300万円」の和解金額提示になったということである。

以上、ここまで説明がやや長くなったが、いずれにしてもこの「損害相殺」の結果として、原告側はその立証活動の成功にもかかわらず最終的に「損害額の壁」に阻まれる形で、判決を得ることができなくなった。このことにより、結局、本件訴訟の（特に証人尋問の）過程で明らかになった弓道場の施設構造上の瑕疵や安全指導上の不備など、今後、事故の再発防止や安全対策を進めて行く上でこれに関わる具体的かつ重要な情報が、本件事件における裁判官の心証判断に生かされただけにとどまり、判決の形で外部へと伝えられて行くことにはならなかったのである。

このように原告代理人弁護士たちは、本件事件の最終段階において直面したこの「損害額の壁」に阻まれるという状況、すなわち、一方では判決の社会的影響力を得ようにも得ることができず、そのことによりせつかく具体的に明らかになった事故の再発防止に資すると思われる情報を生かそうにも生かせなかったこと、しかし他方で、依頼者であるAさん夫婦の利益に照らして和解を受け入れないわけには行かなかったこと、これらの間でのディレンマ的な状況を評して、自分たちの訴訟戦略に対する一定の反省も交えつつ「使い勝手の悪い訴訟」としてこれを位置づけていたのである。

さて、以上、「使い勝手の悪い訴訟」という形で本件訴訟の最終局面で原告代理人弁護士たちに意識された、本件事件をめぐる「一つのディレンマ状況」について見てきた。こうした状況に立ち至った背景としては、先に本件事件に「固有の事情」に基づくものであるというよりも、むしろより広く「一般的な事情」という面を持ち得る問題である、ということ述べた。この点のもとより、不法行為に基づく損害賠償責任の基礎的判断枠組みである「損害額の算定」手順によるものであるが、そのことのみを理由にこれを「一般的な事情」と呼ぶものではない。そうではなくて、本件事故に対する扱われ方がまさにそうであったように、

ここに実は、現行の学校事故災害見舞金制度の下で行われている死亡見舞金給付に伴う一つの問題状況を、見てとることができるように思われるからである。次にこの点について、現行の学校災害見舞金制度のあり方、及びその下での事故再発防止体制の問題として検討を行なうことにしたい。

## 注

- (1) 例えば、2006年10月に福岡県筑前町で起きた中学生の「いじめ自殺」事件をめぐる対応でも、学校・教育委員会側は第三者を交えた調査検討委員会を設置して調査にあたるなど一連の対応を取ったものの、子どもを亡くした遺族両親の側はその不十分さを指摘した上で、より一層徹底した真相究明を行い、今後の再発防止に努めるよう求めていることが、一連の報道により伝えられている。また、「いじめ自殺」事件をめぐる最近の動きとして、これまで学校外で起きた「いじめ自殺」に関しては支給の対象外としてきた文科省所管の独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金制度の運用が、一旦は支給を見送られた筑前町中学生「いじめ自殺」事件遺族の求めに答える形で見直されることとなり、一転して支給決定となった経緯が目される。新聞報道によれば、センターが死亡見舞金の給付審査にあたり、学校側に調査委員会の設置を事実上義務付ける方向で文部科学省による省令改正並びにセンターの内部基準改定が行われた旨を報じている。毎日新聞ウェブサイト（毎日インタラクティブ）、2007年7月11日付記事（<http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/gyousei/news/20070712k0000m040156000c.html>）参照。
- (2) 新聞報道によれば、文部科学省は来年度（2008年度）から本格的な学校支援に乗り出す姿勢を固めたとのことである。産経新聞、2007年7月9日付記事、参照。なお、学校現場に寄せられる「理不尽要求」の実態と苦悩する学校現場の実態を紹介した簡便なものとして、さしあたり、小野田正利「学校への“無理難題要求”の急増と疲弊する学校現場——『保護者対応の現状』に関するアンケート調査をもとに」季刊教育法147号（2005年）、16-21頁、参照。
- (3) こうした現状については、2007年度日本法社会学会・学術大会において土屋明広が報告を行っている。土屋明広（報告）「公共化/私化する学校」（ミニシンポジウム「争訟化 - 公共化のダイナミズム」）。土屋によれば、学校の現場教師向けに「困った親たち」へのマニュアル的な対処法を説く文献/雑誌特集が数多く存在し、実際に教師達による自主的な研

修の場等でもテーマとして取り上げられていると言う。なお、学校現場で日常的に生じるトラブルについて、弁護士による法的アドバイスを念頭に置いた制度的手当てが現実化しようとしている状況は、日本社会における新たな「法化」の動きを示すものとしても興味深いところである。この点については、いずれ機会を改めて論じることにした。

- (4) 日本教育法学会学校事故問題研究特別委員会は、2004年5月30日に「学校安全法」要綱案を、次いで2005年9月に「学校安全条例」要綱案を発表している。「安全法」要綱案について詳しくは、喜多明人「解説『学校安全法』要綱案 — 被災者、学校現場の意見をどう反映したか」季刊教育法142号(2004年)、64-70頁、学校事故研(編)『学校安全基準の立法化に関する研究報告書 — 「学校安全法」要綱案の提案』(不磨書房、2004年)、また、喜多明人・橋本恭宏『<提言> 学校安全法 — 子どもと学校を守る安全指針』(不磨書房、2005年)、を参照。また、「安全条例」要綱案については、「特集 子どもをどう守るか」季刊教育法146号(2005年)に収められた諸論稿、とりわけ、喜多明人・船木正文・安達和志「地域に開かれた学校安全を求めて」季刊教育法146号(2004年)、8-27頁、参照。なお、これら「学校安全法/条例」要綱案の内容についての検討は、後に改めて行う。
- (5) 本件事故は、後に「Ⅱ.事件経過の概要と展開」で触れるように、中学校における弓道の部活動練習中に起こった死亡事故である。中学校・高等学校を中心とした学校での部活動の一環として行われている弓道競技をめぐるのは、本件事故以降、筆者の知る限り幸いにも死亡事故は起きていない。しかし、一步間違えば死亡事故へと至る危険度の極めて高い事故が、2006年7月、2007年6月と立て続けに起こっているのが現状である。こうした現状に対して筆者は、学校弓道に限ってみても、事故再発防止対策の徹底という点から、極めて強い危機感を抱いている。本稿は、近年のこうした学校弓道をめぐる事故発生状況も、執筆の大きな側面的動機となっていることを敢えて述べておきたい。
- (6) 枚挙に暇がないが、例えば、宮脇勝哉・宮脇啓子『先生は僕らを守らない — 川西市立中学校 熱中症死亡事件』(エピック、2004年)、阿部ヒロ子『シャボン玉は消えない — 部活動で死んだ娘への報告』(あすなろ社、1997年)、また、ルポライターの手によるものとして、藤井誠二『暴力の学校、倒錯の街』(雲母書房、1998年)などを参照。なお、宮脇、前掲書について筆者は、別稿にて若干ではあるものの、その内容に触れている。詳細は、小佐井良太「飲酒にまつわる事故と責任(三・完) — ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法」九大法学94号(2007年)、322-325頁、参照。



- (7) その現状については、後に詳しく検討する。
- (8) 筆者は、かつて、大学生の飲酒にまつわる事故を起因とした紛争訴訟事例を対象に、同様の紛争事例研究を行っている。小佐井良太「飲酒にまつわる事故と責任（一）～（三・完）」九大法学88号、93号、94号（2004年、2006年、2007年）参照。なお、こうしたエスノグラフィックな紛争事例研究のあり方を採用するにあたって、筆者は概ね「解釈法社会学」のスタンスに立つものである。この点について詳しくは、さしあたり、和田仁孝『法社会学の解体と再生』（弘文堂、1996年）217頁以下、同じく和田仁孝「解釈法社会学——ポストモダンで法を読み解く」、阿部昌樹・太田勝造・和田仁孝（編）『法と社会へのアプローチ』（日本評論社、2004年）、212-230頁、を参照。また、フィールドワーク論については多くの文献が存在し、具体的な手法や考察方法をめぐり多くの議論があるが、ここでは深く立ち入らない。さしあたり、フィールドワークの技法について基本的かつ簡便な文献として、佐藤郁哉『フィールドワーク——書を持って街に出よう（増訂版）』（新曜社、2006年）、同じく佐藤郁也『フィールドワークの技法——問いを育てる、仮説をきたえる』（新曜社、2002年）を参照。また、エスノグラフィーの書き方と認識論をめぐる問題については、さしあたり、Clifford, James & Marcus, George E., 1986 *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*, University of California Press. (ジェームズ・クリフォード、ジョージ・マーカス／春日春樹・足羽与志子・橋本和也・多和田裕司・西川麦子・和爾悦子（訳）『文化を書く』紀伊国屋書店、1996年）を参照。なお、フィールドワーク／エスノグラフィーの手法に基づく法社会学的紛争事例研究の方法論については、いずれ機会を改めて論じることしたい。
- (9) この点について筆者は、別の紛争事例研究において、「死別の悲しみ」を抱える紛争当事者遺族の「意味変容／事態の再解釈」を支援する法制度構築の必要性、という観点から簡単に検討を行っている。詳しくは、小佐井前掲論文、前掲注8、とりわけ論文（三・完）、340頁以下、を参照されたい。
- (10) ここでは主として、星野英一（編）『隣人訴訟と法の役割』（有斐閣、1984年）に基づく論点整理を示すこととする。
- (11) ただし、「解釈法社会学」的なアプローチに基づく研究スタンスを採用する本稿としては、むしろこうした調査者／筆者のスタンス／認識の「ゆらぎ」そのものは、否定的なものとして位置づけられるよりは、その「ゆらぎ」自体を反省的検証に付することも含めてむしろ積極的な位置づけを与えられるものであると言えよう。調査者／筆者は、フィールドで調査対象者となる人々と「声の交錯」や「かかわりあい」を行う中で、自



らのスタンス／認識を反省的に自覚しつつ、その変容をも検討の対象とすべきことが求められるとする理解について、詳しくは、和田前掲書『法社会学の解体と再生』、前掲注8、238頁以下を参照。

- (12) 詳細については、小佐井前掲論文、前掲注8、とりわけ論文(一)を参照されたい。
- (13) このように、引用資料の「生の文体」を生かすことも含めて、多様な文体を駆使することによって織り成される「文体から伝わる雰囲気」をも重視すること、これについても本稿は基本的に、和田仁孝が示す「解釈法社会学」アプローチに基づく「法プラクティスのエスノグラフィー」プロジェクトを意識するものである。詳しくは、和田前掲書『法社会学の解体と再生』、前掲注8、238頁以下を参照。なお、「死別の悲しみ」の「重さ」が持つ「迫力」を記述することの必要性／重要性について、レナート・ロサルド／椎名美智〔訳〕『文化と真実 ― 社会分析の再構築』(エディター出版、1998年)、16-29頁、参照。
- (14) これら事件経過の作成にあたっては、主として新聞記事に拠った。とりわけ、地元紙である熊本日日新聞の記事を中心に参照してまとめたものである。
- (15) この「実況見分調書」は、後の訴訟において原告両親側から甲6号証として提出されている。同「調書」の概要については後記参照。
- (16) 以下、新聞記事からの引用にあたっては、プライバシー保護の観点から氏名・住所番等の固有名詞につき、適宜筆者の判断により「\*\*」等の伏字を用いることにする。

なお、正確なデータによるものではないが、事故発生現場である山鹿中学校を含む山鹿市地域における新聞各紙の購読世帯数という点では、地元紙・熊本日日新聞がほとんどのシェアを占めているとされることにつき、ここでは特に付記しておきたい。この点は、後に触れる事故に対する「地域感情」という面で影響を与えているものと推測される。詳しくは後に改めて触れる。なお、新聞各紙のシェア云々については、熊本日日新聞・山鹿支局記者らに対して筆者が行った聞き取り調査(1999年6月7日)の際に得られたコメント等に拠っている。

- (17) ここで、「調書」の概要について簡単に触れておく。「調書」は、大きく分けて「実況見分調書」、「写真撮影報告書」、「別紙」の3つの部分からなる。このうち「実況見分調書」は、様式に従い記載内容全体の項目及び概要を記したいわば目録部分であり、実質的な記載はほぼ全て「別紙」に記されている。「写真撮影報告書」は、「別紙」を含め「調書」全体において使用されている写真について、その撮影場所／日時・撮影者・撮影枚数等を記したものである。「調書」は、「平成7年6月5日」の日

付で作成されている。被疑事件名は当初「業務上過失傷害」であったが、その後、被害者Aくんの死亡を受けて「業務上過失致死」に改められた。

「調書」は様式に従い、「実況見分の日時」、「実況見分の場所、身体又は物」、「実況見分の目的」、「実況見分の立会人」、「実況見分の経過」等の記載項目を設けている。このうち「実況見分の日時」には「平成7年5月8日午後5時20分から同日午後6時10分まで実施し、立会人等の都合等により一時中止し、翌9日午後4時50分に再開して、同日午後6時に終了した」と記載されている。つまり、実況見分が事故当日及び翌日にかけて行われたことを示している。

「実況見分の立会人」には、計10人の住所・属性・氏名・生年月日が記されており、10名いずれも山鹿中学校弓道部に属する生徒たちである。立会人名の最初に、矢を放ったBくんの名が見えるほかは、1名の1年生部員を除いて全員が3年生部員であり、記載順は50音順でもなければ説明文中の登場順にもなっていない。

「調書」にはこの他、現場となった弓道場内外の見取り図等、図が計10枚、付されている。

- (18) それぞれ地理的説明、弓道場と校舎・グラウンドとの位置関係について記述している。校舎・弓道場の遠景を示す写真5葉が参照として付されている。
- (19) 山鹿中学校作成「学校事故報告書」の記述による。
- (20) 「報告書」によれば、説明の場には、Aさん夫婦以外にAくんの祖父母、叔父・伯父、伯母が同席し、教頭はこれらの人たちの「涙ながらの訴えに耳を傾けた」とある。なお、「涙ながらの訴え」について、その詳細は不明。
- (21) Aさん夫婦の話によれば、説明を求めたのはいずれも校長をはじめとする学校関係者がAさん宅を訪れた機会を利用してのことであり、Aさん夫婦の方から学校へ出向いて説明を求めたことはなかったという。
- (22) 熊本日日新聞、1995年5月9日付朝刊記事。
- (23) 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の各紙（いずれも、熊本版、1995年5月9日付朝刊記事）。
- (24) この時以外にも、Aさん夫婦が提訴を決意した後、弓道部員の生徒たちから改めて事故状況・事実関係について話を聞いていく中で同様の発言を得ることができたという。
- (25) この「実況見分調書」についてAさん夫婦は「事故」発生からほぼ1ヶ月後の6月10日、担当した山鹿署を訪れた際に目にしている。母親のAさんは「[Aくんが矢を受けた]距離があんなに近かったなんて、初めて知った」と語っている。ただし、この時山鹿署署員から受けた「事

故」状況に関する説明も、Aさん夫婦にとっては十分に納得の行くものではなかったようだ。そこには、弓道というマイナー／特殊な競技／武道を舞台に起きた事故ということに起因して、状況理解の困難さという問題が存在したように思われる。この点については、後に改めて触れる。

- (26) この点について詳しくは、先述した「実況見分調査」中「(5) 被害者が射場へ入った時の状況」における記述、特に下線を付した箇所を参照されたい。
- (27) その詳細については、後の訴訟過程における証人尋問において明らかとなって行く。
- (28) これら一連の工事については、「山鹿市議会議事録」(事故発生年である平成7年分以降平成11年度まで)等にあたって確認したが、工事に要した費用総額、また最終的に工事が完成した時期等の詳細については、遂にその記録を見出すことができなかった。ただし、事故から1ヶ月後の平成7年6月定例議会開会中に行われた一般質問において、答弁に立った当時の教育長は、6月14日(答弁当日)の段階で防護柵及び防球ネットの設置については完了、防矢ネットについて未完成である旨を答えている。
- (29) 現にAくんの「事故」が発生する以前にも、弓道部が練習中の矢道(そこは、射場からの的に向って放たれた矢が飛び交う空間である)内へ運動場からハンドボールが飛び込み、これを追ってハンドボール部員の生徒が矢道内に進入する等の危険極まりない出来事が起きていたという話である。この点は、弓道部顧問教諭の安全指導に対する認識、弓道場施設の安全面での不備を伺わせるものとして、後の証人尋問において一つの争点となった。その詳細については、後述する。
- (30) こうした安全面確保のための設備は、標準的な弓道場に付随する設備として不可欠のものとされている。このうち防球ネットが、運動場に併設する弓道場という学校施設環境に特有の性格を持つものであることを除けば、防護柵、防矢ネット等は「本来であれば」安全確保のために当初から備わっていなければならない設備であったと言わねばならない。ただし、学校の部活動という形で限られた予算・設備等の制約の下で行われている「学校弓道」の実情に照らせば、この「本来云々」という見方を必ずしも貫徹し得ない現状が厳然として存在していることを、指摘せざるを得ない。この点についても、後に詳述する。
- (31) なお、部活動の再開そのものについては、Aさん夫婦は容認している。
- (32) この二つの制度・手続については、後述する。
- (33) この時を含めて、その後提訴に至るまでのAさん夫婦と山鹿中学校・山鹿市教育委員会との間のやり取りを記録した山鹿市教育委員会作成の

文書（「事件経過記録」とする）が、既に触れた「学校事故報告書」（山鹿中学校、山鹿市教育委員会それぞれが作成）以外に存在する。筆者は、被告生徒（Bくん）代理人弁護士への聞き取り調査の過程でその存在を知るに至り、様々に手を尽くしたが、結局その入手・閲覧はできなかった。被告生徒代理人弁護士が手にしていたその文書を、その場で一瞥させてもらった限りの印象では、学校・教育委員会側とAさん夫婦との「交渉」過程について、「交渉」が行われた日付、その際の双方の発言内容等を克明に記す文書であった。この文書を参照する形で検証を行えなかったことは筆者としても心残りではあるが、「完全な調査」などはあり得ない「一つの限界」として位置づけておきたい。

- (34) その具体的な中身は、しかしながら明らかとは言えない。Aさん夫婦は「補償」という言葉を、後述する山鹿市教育委員会との「話し合い」の文脈では、用いている。ここでも、Bさん夫婦に対し何らかの金銭的負担を求める趣旨であったと推測されるが、聞き取りの過程でこの点を明らかにすることはできなかった。
- (35) このBさん夫婦の「心変わり」について、A母は本文中引用した会話「平行線ね…」の後に続けて、「C先生〔原告代理人弁護士〕に聞いたら、『そりゃ、周りに誰か決めつけた人がおるけん、そぎゃん言いなはったんじゃなかるうか』て感じだったね…」と話している。
- (36) ここで言及されている「市に入っている保険」とは、「全国市長会損害賠償保険・学校災害賠償補償保険」を指す。この制度については、後述する。
- (37) Aさん夫婦が、C弁護士との話し合いを重ねる中で、C弁護士から「過失相殺」に関する説明があったことを語る文脈での発言。
- (38) 山鹿市教育委員会によるこうした対応は、自らの責任を回避するものとしてはおそらくもっとも簡便で、かつ典型的なやり口と見てとることができる。この点を解釈・判断するに足るデータには乏しいが、敢えて別な見方を提示することも可能であるように思われる。すなわち、Aさん夫婦から自分たちが何を求められているかが「本当に」わからず、その意味で困惑しつつも、保険制度を引き合いに出した「通りいっぺん」対応しかできなかった、という解釈である。この点については、後に改めて検討することにした。
- (39) 新聞記事など様々なデータをあたって、書類送検が行われた正確な日付についてはこれを特定することができなかった。
- (40) 地元紙・熊本日日新聞、1995年11月3日付朝刊記事。実際に用いられた署名を求める用紙等の一次資料については、入手することができなかった。

- (41) 詳細な時間は「事故報告書」の記載において不明である。記載事項の前後の脈絡・時間関係に基づいた、筆者による推測である。なお、PTA組織と部活動後援会なる組織の関係についても、詳細を知り得ていない。
- (42) 記載によれば、同会議への出席者はPTA運営委員12名、後援会役員6名、学校職員15名となっている。
- (43) 山鹿中学校長による報告書と併せて熊本県教育委員会・教育長宛に提出された、山鹿市教育委員会・教育長作成文書、5月9日の動きに関する記載内容。
- (44) もっとも、こうした「強い結びつき」や「奇異な印象」という評価・解釈は、他の事例との比較を持たないものである。その意味でどの程度「強く」また「奇異」であるかという点について、一定の留保を伴うものであることは言うまでもない。
- (45) この点はもちろん、母親のAさんが「両者の話をしている光景」を目撃したということにとどまり、その話の内容が減刑嘆願運動に関するものであったかどうかまで確認できるものではない。ただしこのとき、母親のAさんには両者の関係が「ツーカーの仲」に映ったというその認識そのものは、重要であると思われる。
- (46) 母親のAさんは当時を振り返って「この頃が精神的に一番きつかった。人とも会いたくなくて、買い物に出ることもできず、妹に「買い物を」頼んでいた」と話している。筆者によるAさん夫婦への聞き取り記録(1998年9月21日)、より。
- (47) なお、C弁護士への相談依頼は、C弁護士が父親のAさんの勤務する会社組合との間で顧問契約を結んでいたことに機縁がある。Aさん夫婦は、まず勤務先の組合幹部に相談を持ちかけ、この組合幹部が仲介を取る形で、C弁護士を紹介されたという。
- (48) 以下、民事裁判の経過等について詳細は、訴訟記録並びにC弁護士作成の同裁判に関する「覚書」の記述を参照した。
- (49) この被告選択をめぐる議論の構図は、かつて「隣人訴訟」事件においても「隣人を被告に加えるのではなく、ため池の管理者である鈴鹿市のみを被告にする選択があったのではないか」とする見解が示されたことを想起しておきたい。前掲注10、参照。
- (50) 議論が行われた場所は、熊本市内のC、D両弁護士の共同事務所。ただし、その日時を特定することはできなかった。
- (51) ここでの筆者の質問は、先ほど触れたかつての「隣人訴訟」事件をめぐってなされた議論を念頭に置いたものである。前掲注10、参照。
- (52) この点についてAさん夫婦は、C弁護士から受けた説明とは別に、かつて校長から「市のほうに言ってくれ」と言われていたことと併せて

「そういうものなのかなぁ」という感じで受け止めていたことを、別な文脈で筆者に語っている。

- (53) この点について筆者は、被告側の代理人を務めた二人の弁護士、被告山鹿市代理人のE弁護士、被告生徒（Bくん）代理人のF弁護士それぞれにも、聞き取りの過程でコメントを求めた。問いかけとしては、「もし、立場が逆で、原告側の代理人を引き受けられていたとしたら、被告にBくんを加えることについて、どう判断していましたか?」という「架空の設定」としてである。

これに対するE弁護士の答え。「仮に立場が異なるとしても、客観的な損害額は算定できるわけだから、過失相殺を考えると、私としては、訴訟はできません。学校側が仮に過失を9割と言え、まあ、9割ということはないけれども、試算してみればわかることであって、2、3百万になることは、わかってるわけです。そうだとすると、調停か何かの方が、依頼者のためではなかったでしょうか。

次に、F弁護士の答え。「それは、加えるべきではないね。市の責任を追及するのは、いくらやってもいいだろうが」。

これら両弁護士の答えを、どのように判断すべきであろうか。原告側／被告側という「立場」の違いによるものと理解すべきか、それとも「立場の拘束」を超えて弁護士個人としての考え方の違いと言えようか。結局、両者を厳密に区別することは困難であると言わざるを得ない。詳しくは、本稿Ⅲ.1.(1) 本件事件における双方代理人弁護士の事案認識と訴訟戦略、参照。

- (54) この前後で引用するC弁護士の語りは、筆者による同弁護士への聞き取り記録（2000年5月10日）による。
- (55) 考え方としては一方で、山鹿市のみを被告として「事故」状況を解明しその「責任」を明らかにすることにより、「地域」におけるBくんに対する「同情的な見方」はそのままに、学校・市に帰せられるより大きな「構造的な責任」から見た場合、Bくんもむしろその「被害者」とであるという解釈の余地を残すことで、Bくんに対する「同情的な見方」をも「味方」につける形で、「周囲の理解を変える」という「戦略」もあり得たであろう。かつての「隣人訴訟」事件をめぐるでも、訴訟に対する地域の理解を求める一つのやり方としてこうした「戦略」の可能性が指摘されていたことについては、既に述べた。興味深いことにこのような「戦略」のあり方については、後に見ることになる「市民」の本件訴訟に対する受け止め方の中にも現れている。ただ、両弁護士が実際に、こうした提訴に対する「地域のリアクション」をどこまで戦略的に読みこんでいたかは、十分明らかにすることができなかった。

- (56) 既に確認した訴状において、Aくん本人の過失は「3割」とされていたことが想起される。
- (57) 西日本新聞、1996年3月22日付、熊本地域面囲み記事「くまもと春秋」より抜粋。タイトルは「複雑な心情で…」。なお、文中「▼」の記号は、記事の文中、段落の切れ目を表すために付されているものと思われるため、そのままに再現した。また、記事の最後には記者の署名略号と思われる「(英)」が付されていたが、本文中では省略した。
- (58) なお、ここでの「教育的配慮に欠ける」云々という記者からの批判的な反応があったとする指摘は、Aさん夫婦と一緒に記者会見の場に同席したC弁護士、D弁護士のそれぞれに対して筆者が行った聞き取りの中で語られていたものである。両弁護士に対する聞き取り記録(2000年5月10日)より。この点について、囲み記事を書いた記者に直接聞き取りを行い、この記事が書かれた背景や記者会見の様態等について改めて尋ねることを試みたが、記者の協力が得られなかったため、できなかった。そのため、以下の同記事をめぐる本文中の記述は、筆者の同記事に対する読み込みに基づいた解釈に過ぎないことを、ここに予め断っておく。
- (59) この点は、記者の「事故」認識を伺わせるものとも言えよう。なお、同記事について後に、母親のAさんが筆者に対し「あの記事が一番、頭に来ました」と感想を述べている。この点については、後に改めて触れる。
- (60) 原告両親代理人・C弁護士作成「覚書」、1996年6月19日付記載内容より。また、同「覚書」、1996年7月10日付記載内容において、「取り下げる気は今のところない」とするAさん夫婦の返答が記されている。
- (61) ここでの筆者による「横断歩道云々」という話の切り出しは、事前にC弁護士からの聞き取りにより、話の大枠を聞いていたことによるものである。
- (62) C弁護士による「覚書」、1997年8月20日付記載内容。
- (63) ここでのやり取りの内容は、C弁護士による「覚書」、1997年11月13日付記載内容に拠ったものである。そのため、会話内容の忠実な再現にはなっていない点を予め断っておく。なお、(原告)とあるのは、Aさん夫婦を指すものである。
- (64) 以下に取り上げる内容は、2回の証人尋問いずれも、それぞれの証人調書に記載された内容からの要約ないし引用である。
- (65) 尋問では、近隣の中学校である鹿北中学校弓道場との比較が取り上げられ、証人生徒は鹿北中弓道場の広さについて「[山鹿中弓道場の] 2倍以上の広さ」と証言している。
- (66) 証人生徒の証言による数字である。なお、事故後顧問教諭が校長宛に



提出した文書資料によれば、1995年5月24日現在の数字として、部員総数47名とある（内訳：3年生16名、2年生9名、1年生22名）。亡くなった被害生徒Aくんがこのうちに含まれているかどうか等、詳細は不明。

- (67) この間隔について弓道競技の指導読本等では「150ㇰないし180ㇰを確保すること」と定められているが、山鹿中弓道場で4人立ちの場合、実際の間隔は110ㇰないし130ㇰしかなかった。弓道、特に学校競技として行われる「学校弓道」においては、競技としての的中数を競うこともさることながら、行射を行う際の形式に則った作法動作の正確さ・美しさこそをより重視した指導を行うのが一般である。その点からしても、山鹿中弓道部における普段の練習状況は、道場の狭さ故にかなりの制約を受ける中で行われていたことが理解される。
- (68) 筆者の個人的な経験（高校生時代に3年間、弓道部在籍）に照らせば、生徒たちの安全面での規律遵守がともすれば緩みがちになることを考えても、指導者である顧問教諭自らがこうした安全規律の面で日常的にタブーを犯していた状況は、率直に言って問題外と言わざるを得ない。
- (69) ここでの「問題」という意味は、Aくんの個人的過失という意味ではないことを、念のため断っておく。筆者は、Aくんの個人的過失ではなく、射場正面脇から射場内へ入る行為について何ら注意・指導を行わなかった顧問教諭の安全指導上の問題であると、個人的に考えている。以下の本文における論述も、その線に沿ってのものであることをご了解いただきたい。
- (70) 裏方的な仕事にあたるため、学校によっては下級生の役割として固定されていることもあるが、行射を済ませた人間が思い思いに交代で行うパターンも多い。なお、矢取りの際は安全確保のために、声かけ・目視確認等、一定の手順を踏むことが徹底される。山鹿中弓道部においても、この点は一定程度守られていたようだが、必ずしも徹底されていなかったと証人生徒は証言している。
- (71) 山鹿警察署作成「実況見分調書」においてその様子が再現され、写真に収められている。本稿冒頭、写真②、参照。
- (72) この点について、尋問ではD弁護士が証人に質している。「矢立ての位置を別な所に移したらどうか、というような話が出たこと」は「ありませんでした」という証人の答えである。
- (73) この点について顧問教諭は、設備面での要望には予算が伴うため、直接事務方に相談した旨、答えている。なお、要望の頻度について「再三言ったというわけではなく、ボールが入るたびに思い出す感じで言った」と述べている。
- (74) この点について顧問教諭の証言内容には、「事故後の〔弓道部員生徒と



の] ミーティングの折に、私 [=顧問教諭] がいないときの練習の様子が非常にいろんな話が出てきて、全然私の指導が徹底していなかったということを、私自身、思い知った」とある。

- (75) もちろん、裁判官の心証が実際にはどうだったかという点は、別問題である。この点については、後に続く展開において部分的には明らかとなる。
- (76) 原告側代理人・C弁護士作成の「覚書」、1998年11月18日付記載内容。ここで「和解案作成の作業に入る」旨が述べられているのは、将来、双方に対し裁判所として和解勧告を行う見通し（実際の和解勧告は1999年3月12日）について言及したことを示す表現であると思われる。なお、被告山鹿市側が「山鹿市議会との関係」に言及しているのは、裁判所主導の形で正式に和解勧告が出されたとする形を取ることであり、和解ないし和解金支出について市議会の承認が得られやすいとの判断によるものである。この点について詳しくは、後に改めて触れる。
- (77) なお、訴状における原告側の過失相殺判断は、亡くなったAくんの過失を「3割」と見るものであった。
- (78) ここまでの話し合いの経過・内容については、C弁護士作成の「覚書」、1999年2月24日付記載内容による。
- (79) 以下の議案内容及び審議の経過については、「平成11年（第4回）山鹿市議会6月定例会会議録」（以下、「議会会議録」とする）に拠る。
- (80) 「議会会議録」によれば、予算項目上の説明として教育委員会費の補正額として300万円を支出、これに充てる財源として諸収入（学校災害賠償保険）とある。
- (81) 議員による質疑の内容、教育長による答弁内容については、後に改めて触れる。
- (82) 山鹿市議会・文教厚生委員会議事記録、平成11年6月21日付記載内容。
- (83) 以下、ここでの検討は、筆者による原告・被告双方弁護士たちへの聞き取り記録に基づく。聞き取り記録の詳細はそれぞれ、C弁護士への聞き取り記録（2000年5月10日）、D弁護士への聞き取り記録（2000年2月24日）、E弁護士への聞き取り記録（2000年5月9日）、F弁護士への聞き取り記録（2000年5月30日）である。
- (84) この点について後に提出した「訴状」では、Aくんの過失割合が両弁護士によって「3割」と評価されている。C弁護士によれば、「3割と書いたということは、実際には4割程度と判断していたということ」であり、「5割でもいいんじゃないかと思った」とのことである。また、D弁護士は「当初、Aくんには3割くらい過失があるのではないかと思っていた。しかし、最初にこれを言ってしまったのが、ひょっとしたら良く

なかったのかもしれない」と、後に損益相殺で苦勞することになった訴訟展開を振り返って述べている。

- (85) この点を構築主義的な観点から見れば、C弁護士らは本件事件についてその背景を語ることにより、学校死亡事故をめぐる学校問題／地域問題という「社会問題」を言説的に構築しているものと捉えることができる。この点について、ここで深く掘り下げた検討は行わないが、社会問題が言説的に構築される局面を構築主義の立場から論じたものとして、中河伸俊『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』（世界思想社、1999年）を挙げておく。
- (86) もっとも、C弁護士はこのように述べている一方で、その認識は微妙に揺れていることを指摘できる。これについては、後に見る本事件で成立した和解に対する評価、及び損益相殺をめぐる一連の認識とも関わってくる。ここではひとまず、その点を指摘しておくにとどめ、後に改めて取り上げることにしたい。
- (87) C弁護士はこの点について、自身の弁護士生活において学校側の弁護を務めた経験がないことを明らかにした上で、本事件における被告側弁護士たちとの事案認識の違いが「事件をめぐる立場というよりも、弁護士としての経験・考え方の違い」によるものとの理解を示している。同弁護士は、この「立場」は基本的に変わることはなく、弁護士にとっての自己規定たる「立場」の違いが大きいことを強調している。ここでは、C弁護士の見解をそのまま容認するものではないが、その点の検討はひとまずおくとして、さしあたりC弁護士の中での自己規定がそのようなものであることのみに触れておくにとどめる。
- (88) 同保険が発行している「手引（平成11年度版）」によれば、平成10年度時点における加入市数は「638市（加入率95%）」となっている。
- (89) E弁護士によれば、弓道を始めたのは大学卒業後、社会人になってからということである。ちなみに、筆者による聞き取りが行われた時点〔2000年5月〕では、「今は全然やっていない。事故を契機に『弓道八節』〔弓道射法において基礎中の基礎とされるもの〕を思い出した」と述べている。
- (90) その一端は、先に見た事件展開で見た証人尋問における尋問内容においても現れている。本稿Ⅱ.4.(2)⑤証人尋問における記述を参照のこと。
- (91) なお、ここで語られている「事故の第一印象」の中で、E弁護士が「9対1」という具体的な数字を出して、事故の過失割合についての認識を示していることに注意しておきたい。事件展開においてみたように、この「9対1」という過失割合の認識こそは、Aさん夫婦と山鹿市教育

委員会との「話し合い」の席で、教育委員会側から「保険会社の顧問弁護士による説明」として示された過失割合に他ならない。筆者による聞き取りの中で、E 弁護士がこの過失割合に触れた意図については解釈の余地があるものの、聞き取り時点において筆者も弓道経験者である旨 E 弁護士に伝えていたことを、とりあえず念頭に置いておきたい。

- (92) 本稿Ⅱ.3. 訴訟における原告・被告双方の主張、被告山鹿市「答弁書」、参照。
- (93) この点について筆者は、E 弁護士と同じく「一応の」弓道経験者としての立場から、既に見たように事故状況ないし A くん自身の過失について、E 弁護士とは異なりほぼ正反対の見解を持つものであることは、これまで随所で触れてきた通りである。
- (94) F 弁護士の父親は、かつて山鹿地域を選挙基盤としていた代議士であり、その関係から同弁護士が山鹿市の顧問弁護士になっていたということである。F 弁護士に対する聞き取り記録 (2000年5月30日) より。
- (95) この点について、なぜ A さん夫婦が触れなかったのか、その理由を明らかにすることはできなかった。これには、A さん夫婦と F 弁護士に対する聞き取りを行った時期の前後関係 (約1年半の開きがある) という事情があり、本来であれば F 弁護士に対する聞き取りを受けて A さん夫婦に再度内容の確認を行うべきであったが、結局果たせなかった。その意味で、F 弁護士の話す内容について一定の留保を付す必要はあるものの、本件事件の提訴前の段階における経緯の一端を明らかにする証言として重視し、ここで扱うものである。
- (96) この間の経緯については、筆者による F 弁護士への聞き取り (2000年5月30日) の際、同弁護士の手元にあった山鹿市教委作成の「事件経過記録」に基づいて、確認を行っている。前掲注33、参照。
- (97) 先に注33で触れた山鹿市教委作成「事件経過記録」もそのひとつである。
- (98) F 弁護士によれば、B くん (B さん夫婦) の代理人を引き受けることについて、当時の山鹿市長、市教委、B さんのそれぞれから要望があったとしている。F 弁護士に対する聞き取り記録 (2000年5月30日) より。
- (99) ただし、このような A さん夫婦の「意向」が、実際には事件展開のどの時点で、どのような文脈の下で正確にはどのように語られたのか、留意が必要であることに間違いはない。しかしこの点について、C 弁護士から確認を取ることはできなかった。
- (100) 以下、取り挙げる「語り」は全て、A さん夫婦に対する聞き取り記録 (1998年9月21日) によるものである。
- (101) A さん夫婦への聞き取りに際し、B さん夫婦との和解についてその評

価を聞く前に別の文脈で、「隣人訴訟」事件を引き合いとして「裁判では、相手に対して『謝ってほしい』という訴えはできず、金銭賠償の形で訴えることになる」との話をしていたことを指す。Aさん夫婦に対する聞き取り記録（1998年9月21日）より。

- (102) この点については、被告生徒との和解が裁判所より原告側に打診され、これを受けてC弁護士・D弁護士らがAさん夫婦にその意向を尋ねた際の経緯においても、既に確認したところである。事件展開における4.（2）提訴後の動き、④被告「加害」生徒との和解、参照。
- (103) もちろん、この点についてAさん夫婦の思いを無視する形で、弁護士の側からそうした認識が一方的に押し付けられるという事態は、避けられなければならない。この点について詳しくは、本稿における検討のまとめとして、「IV. むすびにかえて」の中で改めて触れる。
- (104) この点について明らかにすべく、被告山鹿市との和解成立以後に改めてAさん夫婦に対する聞き取り調査を申し入れたが、Aさん夫婦の協力が得られず、できなかった。そのため、被告山鹿市との和解について、Aさん夫婦の評価を直接確かめることができなかったことを断っておかねばならない。これに関して、C弁護士が本文中で言及している「相手の過失が5割認められたことで、喜んでいた」という点については、本件事件について裁判所から和解勧告が出された1999年3月12日の和解期日において、筆者もAさん夫婦から直接この言葉を聴いている。ここでは、そうした経緯のみを補足しておく。
- (105) この点については、D弁護士に取材して本件和解勧告の持つ意味を記事にまとめた地元紙・熊本日日新聞記者からの証言を得ている。同記者は、「D弁護士の説明によって、事件に対する理解が深められた」と語っている。同記者は併せて「市側の責任が明らかになったことを、D弁護士は納得していた。しかし、金額的には不満のようだった」とも述べている。以上、筆者による同記者への聞き取り記録（1999年6月7日）より。なお、同記者が執筆した記事は、被告山鹿市が裁判所の和解勧告を受け入れて和解に応ずる旨を報じた熊本日日新聞掲載のもので、その日付は1999年6月3日、和解成立（1999年6月30日）よりも以前であることを付記しておく。
- (106) 筆者による聞き取りにおいてE弁護士は、「実際の裁判の裏側には、時にこうした判断も働くのですよ」と笑いを交えつつ、筆者に語っている。E弁護士への聞き取り記録（2000年5月9日）より。
- (107) このようにE弁護士が「苦心した」とされる金額面での意味づけをめぐって、山鹿地域で後にどのように受け止められていたのかという点についての「検証」は、ごくごく限られた形ではあるものの、後に改めて、

本件事件に対する「地域／第三者」の反応の一端として取り上げること  
にしたい。

(108) この点についてC弁護士は一方で「1800万円について訴状に書いてい  
ないのは、Aさんが給付を受けていたことを提訴時点で聞いていなかった  
からではなかったかな」とし、他方では「Aさんから誰からか、『見  
舞金は相殺されないと聞いた』と言っていたように思う」と述べている。  
またこの点は、訴状執筆の段階におけるC弁護士とD弁護士の分担にも  
関わっていた…という趣旨の説明が一応なされたが、いずれにせよ、明  
確な説明とはなっていないことのみを、ここでは指摘しておく。  
最終的にこの点について、両弁護士への聞き取りからは確認することが  
できなかった。

(109) 筆者によるC弁護士への聞き取り記録 (2000年5月30日)。

(110) なお、E弁護士によれば最終的に裁判所が認定した損害額の合計は  
「約6200万円」であったということである。以下の計算は、この損害額に  
基づくものである。以上、E弁護士への聞き取り記録 (2000年5月30日)  
より。

(111) E弁護士はこの点について、「火事で言えば『焼け太り』みたいなこと  
になる。損害賠償責任としては存在しないことになる」と指摘する。E  
弁護士への聞き取り記録 (2000年5月30日)。

(112) なお、裁判所が行った原告両親／被告山鹿市に対する「和解勧告」に  
おいて、最終的な過失割合がいくらだったのか、その理解は原告側／被  
告側で微妙にずれている。原告側の理解は既に見たように、被害者Aく  
ん自身の過失を「5割以上」とする認定だったとしている。C弁護士が  
言及していた『『もらうものがなくなるでしょう』と裁判所から脅された』  
という点との整合性からすれば、この「5割以上」が「真正」というこ  
とになる。他方、被告山鹿市代理人のE弁護士は、この点「Aくんの過  
失を4割とする認定だった」としている。このため被告山鹿市には「200  
万円」程度の支払い義務が発生することになり、これをベースに最終的  
に「300万円」に調整されたという理解である。

このように見てくると、裁判所は本件事件の「和解勧告」において、  
あるいは原告・被告の双方に異なる過失割合判断を伝えていた可能性も  
否定できない。この点についてこれ以上確認することはできなかったが、  
いずれにせよ、最終的に過失割合は「5割をめぐる攻防」だったという  
ことになるのだろう。

(未完)